

令和5年度
包括外部監査の結果に関する報告書

産業振興に関わる
財務事務の執行について

令和6年3月
横須賀市包括外部監査人
公認会計士 細野 和寿

目次

第1章 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
(1) 監査する事件（監査テーマ）	1
(2) 監査する事件（監査テーマ）の選定理由	1
(3) 外部監査対象年度	2
(4) 監査対象部	2
3. 外部監査実施期間	2
4. 包括外部監査人補助者	2
5. 利害関係	2
第2章 横須賀市の現状	3
1. 横須賀市の人口推移、少子高齢化の進行状況	3
(1) 横須賀市の人口推移	3
(2) 少子化の進行状況	4
(3) 高齢化の進行状況	5
2. 人口推計をベースとした将来の経済推計	7
3. 地域経済の課題	8
(1) 域内の「ひと」を対象とする事業所の縮小	8
(2) 事業経営者の高齢化と承継問題	9
4. 横須賀市の産業振興施策の概要と特徴	10
(1) 横須賀再興プラン 2022-2025	10
(2) 横須賀中小企業振興プラン（第3期）	14
5. 経済部の概要	16
(1) 経済部の組織図・分掌事務について	16
(2) 経済部所管の外郭団体	18
第3章 監査の方針及び監査対象の決定	19
1. 監査の基本的な方針	19
2. 監査対象事業の選定	19
3. 監査要点	21
4. 監査手続	22
第4章 外部監査の結果及び意見（総論）	24
1. 全庁的な指摘・意見について	24
2. 監査の結果及び意見の一覧	37
第5章 外部監査の結果及び意見（各論）	39
I 経済企画課	39
No1 勤労者福利事業	39
No2 一般労政事業	46

No3	勤労福祉会館管理運営事業	50
No4	雇用促進事業	55
No5	経済関係団体支援事業	59
No6	一般事務費	62
No7	事業継続支援事業	78
No8	生産性向上推進事業	84
No9	人材確保支援事業	88
No10	中小企業等金融対策事業	93
No11	産業交流プラザ管理運営事業	97
II	企業誘致・工業振興課	102
No12	企業等立地促進事業	102
No13	横須賀リサーチパーク推進事業	106
No14	工業振興対策事業	110
No15	久里浜工業団地地盤沈下対策事業	115
III	創業・新産業支援課	118
No16	スタートアップ推進事業	118
No17	新産業集積推進事業	124
IV	農水産業振興課	130
No18	農畜産業振興補助事業	130
No19	よこすか野菜魅力発信事業	144
No20	農業施設管理事業	149
No21	一般事務費	151
No22	漁業共済掛金補助金	154
No23	漁業協同組合員貸付資金預託金	157
No24	よこすか海の幸魅力発信事業	160
V	農業委員会事務局	164
No25	農業委員関係費	164
No26	農業委員会運営事業	167

(注) 本報告書における記載内容の留意点

1. 端数処理について

金額は原則として単位未満を四捨五入して表示している。
報告書中の表の合計値は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

2. 監査の結果及び意見について

本報告書において、「監査の結果」とは、「法令や条例等への遵法性からは是正すべきものの」、「改善が必要であるが条例及び組織体制の変更等が必要なもの」、「事業事務の効率性や経済性の観点から特に改善を要すべきもの」等の観点から検出した事項である。

また、「監査の意見」とは、不正・不当事項ではないが住民への説明責任上対応することが望ましいあるいは将来のために改善していくことが望ましいと考えられるもの、行政運営上の改善のために参考となる提言等である。

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項の規定並びに外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件

(1) 監査する事件（監査テーマ）

産業振興に関わる財務事務の執行について

(2) 監査する事件（監査テーマ）の選定理由

横須賀市は、首都圏に位置している都市の中では、早くから人口減少が表面化している。「横須賀再興プラン 2018～2021【2021年度改訂版】」では、この人口減少・少子高齢化の進展が、今後、市民生活の様々な面で影響を及ぼすことが予想され、横須賀市の現状である「閉塞感・停滞感の蔓延」の要因であると分析されている。

少子化の原因としては、未婚化や晩婚化、核家族化などの家族形態の変化、共働き家庭の増加などの就労形態の変化、地域のつながりの希薄化など様々であるが、経済状況の低迷も少子化の原因の1つと言われている。この経済状況の低迷は、人口減少が消費の減少による市場の縮小を招き、市場の縮小による経済状況の悪化が更なる少子化を招くという負のスパイラルに陥る危険性がある。

こうした中で、「横須賀再興プラン 2022～2025」では、5つの最重点施策の1つとして経済・産業の再興を掲げ、雇用促進事業や生産性向上推進事業などの事業に予算を積極的に配分していくことで、産業振興を推進していくこととしている。

令和4年度（2022年度）の包括外部監査は、「横須賀再興プラン 2022～2025」の最重点施策の1つである「子育て・教育環境の再興」に着眼し、「子ども・子育て支援施策に関する財務事務の執行について」をテーマとして主に妊娠中から小学校入学前までの子ども・子育て支援施策を対象としたが、令和5年度（2023年度）の包括外部監査では、同じ「横須賀再興プラン 2022～2025」の最重点施策の1つであり、人口減少・少子化とも上記のように関連している「経済・産業の再興」に着眼した。

また、人工知能（AI）、ロボット、IoT等の急速な技術の進歩、ビッグデータ等の活用により、今後、日本の社会経済・潮流が大きく変化していくことが予想されるが、これは横須賀市においても例外ではない。このような新たな技術に対して、横須賀市の産業振興施策・事業がどのように対応していくかについての市民の関心は高いと考えられる。

横須賀市は、産業振興に関して様々な施策・事業を展開しており、包括外部監査において、産業振興に係わる財務事務の執行が法令等に準拠して適正に行われているかどうか、また、経済的・効率的かつ有効性をもって行われているかを検証する意義は高いと考えた。

なお、横須賀市の過去の包括外部監査において、産業振興に関連するテーマは、令和2年度（2020年度）に「観光及び港湾に関連する財務事務の執行」をテーマに当時の文化スポーツ観光部、みなと振興部及び財務部が所管する事業が選定されているが、経済部が所管する事業については過去にテーマとして選定されていないことから、令和5年度

(2023 年度) の包括外部監査の事件 (テーマ) として有意義であると判断した。

よって、経済部を監査対象とした産業振興に係わる財務事務の執行を令和 5 年度 (2023 年度) の包括外部監査における特定の事件 (テーマ) として選定した。

(3) 外部監査対象年度

原則として、令和 4 年度 (2022 年度) とするが、必要に応じて、他の年度についても監査対象とする。

(4) 監査対象部

横須賀市経済部

3. 外部監査実施期間

令和 5 年 (2023 年) 7 月 1 日から令和 6 年 (2024 年) 3 月 31 日まで

4. 包括外部監査人補助者

公認会計士	梁瀬	亮
公認会計士	米谷	直晃
公認会計士	青木	聖太
公認会計士	高橋	由佳
公認会計士	藤井	祐介
公認会計士	茨木	彩夏
公認会計士	浦葉	翔太
公認会計士試験合格者	飯島	春菜

5. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 横須賀市の現状

1. 横須賀市の人口推移、少子高齢化の進行状況

「横須賀再興プラン 2018～2021【2021年度改訂版】」によると、横須賀市の現状を「閉塞感・停滞感の蔓延」と表現しており、その大きな要因は人口減少と少子高齢化の進展と分析している。

まず、横須賀市の現状理解として、横須賀市の人口推移から見ていくこととする。

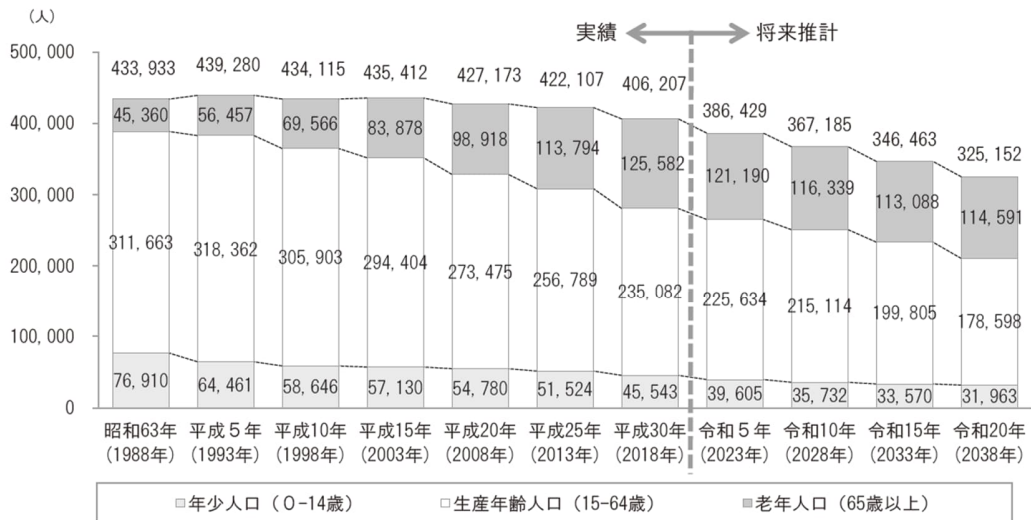
(1) 横須賀市の人口推移

横須賀市の人口は平成5年（1993年）の439,280人をピークに減少し、平成30年（2018年）では406,207人、令和5年（2023年）では385,485人¹へと、約30年間に53,795人（約12.2%）減少している。

また、「第2期横須賀子ども未来プラン 令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）」によると、今後も人口減少は進行し続け、令和20年（2038年）には325,152人になると推計されている。

人口を年齢3区分別にみると以下のとおりであり、高齢化にあわせて人口減少と少子化が加速していくことが読み取れる。

図表 2-1-1 総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：昭和63年～平成10年までは10月、平成15年～平成30年は4月の住民基本台帳を基に作成
令和5年以降は横須賀市都市政策研究所「横須賀市の将来推計人口」（平成26年5月推計）を基に作成

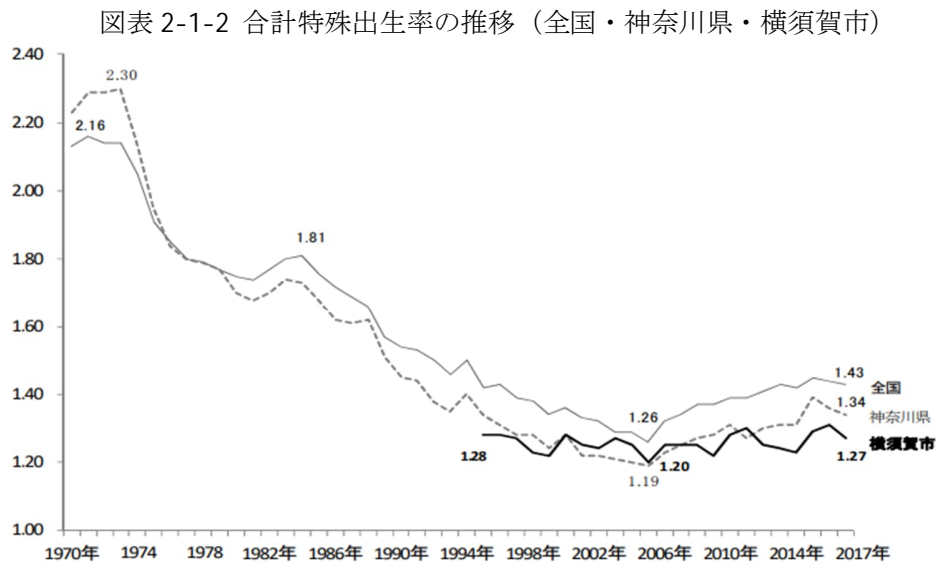
（出典：第2期横須賀子ども未来プラン）

¹ 平成5年（1993年）の人口は10月、平成30年（2018年）の人口は4月、令和5年（2023年）の人口は4月の住民基本台帳を参照

(2) 少子化の進行状況

「第2期横須賀子ども未来プラン 令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）」によると、横須賀市の出生数²は平成15年（2003年）は3,661人だったのが、平成29年（2017年）は2,418人に減少している。

令和3年（2021年）の横須賀市の合計特殊出生率³は1.07⁴であり、これは全国平均の1.30と比較すると0.23ポイント、また、人口維持に必要とされる水準である2.07⁵と比較すると1.00ポイント足りていない。



（出典：横須賀市人口ビジョン）

このことから、全国平均と比較し、早いペースで少子化が進行することが予測される。

² 出生数とは、1年間に生まれた子どもの数である。

³ 合計特殊出生率とは、15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものである。

⁴ 衛生年報令和4年度（2022年度）版<令和3年（度）統計資料>

⁵ 内閣府の経済財政諮問会議「選択する未来」委員会

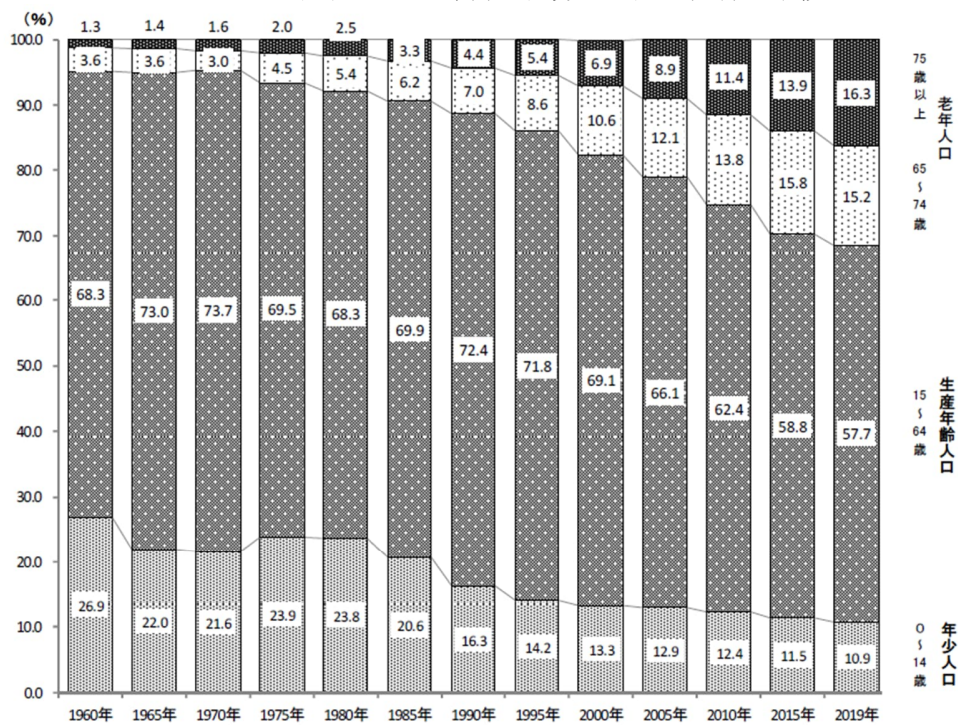
(3) 高齢化の進行状況

「横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略 横須賀市人口ビジョン」（平成 28 年（2016 年）3 月、令和 2 年（2020 年）3 月改訂）によると、昭和 35 年（1960 年）から昭和 60 年（1985 年）までは、老年人口（65 歳以上）の構成比は 10%を下回っていたが、以降増加傾向にあり、平成 31 年（2019 年）には 30%を上回っており、高齢化が進んでいる。

さらに、老年人口を 65～74 歳、75 歳以上で分割すると、75 歳割合が増加しており、平成 31 年（2019 年）には 75 歳以上の割合が、65 歳～74 歳の割合を上回っている。

また、横須賀市は神奈川県内の他都市と比較して老年人口割合（65 歳以上）が高い。令和 4 年（2022 年）の老年人口割合は 32.3%⁶であり、全国平均 29.0%⁷と比較しても高齢化が進んでいる。

図表 2-1-3 年齢 4 区分別の人口割合の推移



※2015年までは総務省「国勢調査」、2019年は神奈川県「年齢別人口統計調査」（2019年1月1日）を用いているため、統計が異なる

(出典：横須賀市人口ビジョン)

⁶ 令和 4 年（2022 年）4 月時点の住民基本台帳より監査人が算定

⁷ 令和 5 年度版高齢社会白書

図表 2-1-4 老年人口（65歳以上）割合（神奈川県内市・2019年1月1日現在）

順位	市名	割合 (%)	順位	市名	割合 (%)
1	三浦市	39.2	11	相模原市	25.8
2	南足柄市	32.1	12	伊勢原市	25.8
3	逗子市	31.9	13	座間市	25.3
4	横須賀市	31.5		神奈川県	25.1
5	鎌倉市	31.2	14	厚木市	25.1
6	小田原市	29.8	15	海老名市	24.8
7	秦野市	29.2	16	横浜市	24.6
8	平塚市	27.8	17	藤沢市	24.5
9	綾瀬市	27.4	18	大和市	24.1
10	茅ヶ崎市	26.3	19	川崎市	20.1

（出典：横須賀市人口ビジョン）

2. 人口推計をベースとした将来の経済推計

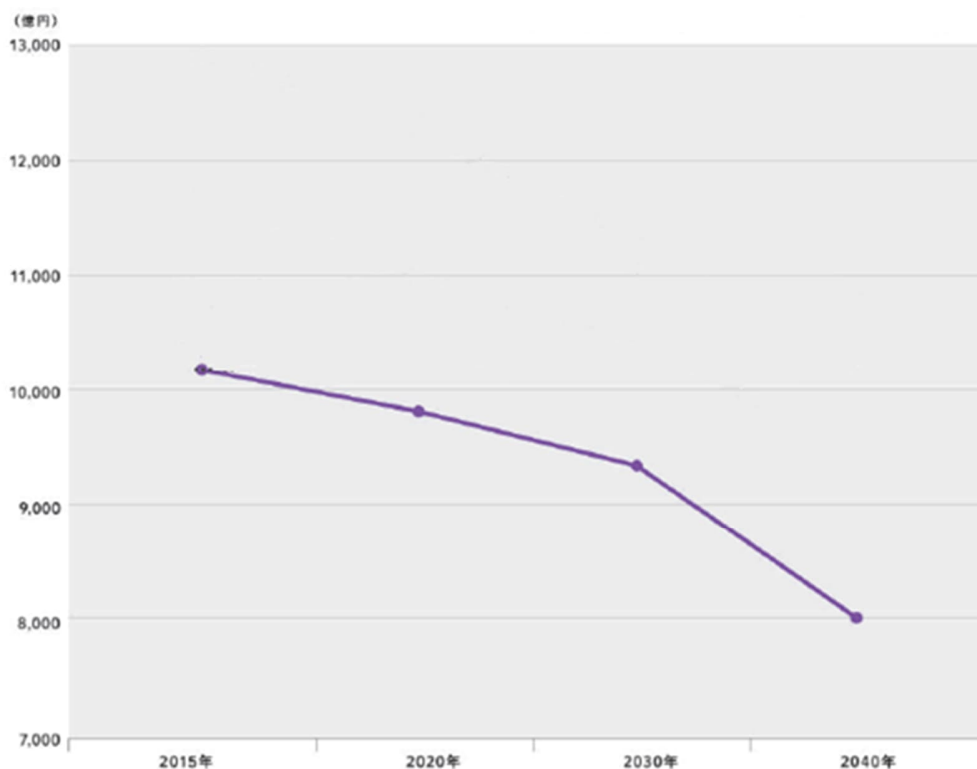
「横須賀ビジョン 2030 横須賀市基本構想・基本計画」では人口減少が進む中で横須賀市の GDP がどのように推移していくかを、生産年齢人口と関連付けて試算している。

生産年齢人口が減少することで横須賀市の将来の GDP は今後、大きく減少すると推計されている。

今後、人口減少により GDP が減少することが見込まれる中、活力ある地域経済を維持するため、新産業の育成や企業誘致などの産業振興の重要性がますます高まっている。

また、生産年齢人口の減少は、企業にとって働き手の確保（人材確保）が大きな経営課題となっていることを示唆している。

図表 2-2-1 将来人口推計をもとにした GDP 推計



(出典：横須賀ビジョン 2030 横須賀市基本構想・基本計画の図表を監査人にて加工)

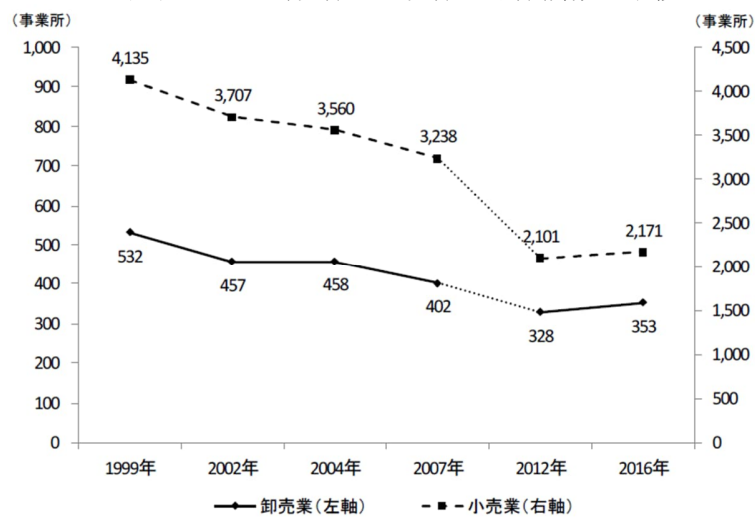
3. 地域経済の課題

ここからは、横須賀市の地域経済の課題を、横須賀市人口ビジョンをもとに見ていくこととする。

(1) 域内の「ひと」を対象とする事業所の縮小

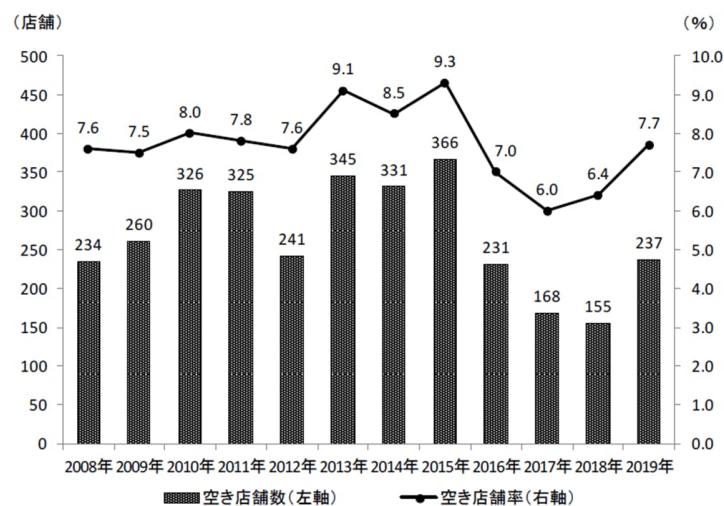
横須賀市では多くの市民が卸売業・小売業に就業しているが、事業所数が減少している。また、事業所の減少に伴い、空き店舗が増加している。これに伴い、空き店舗対策が重要な課題となってきている。

図表 2-3-1 卸売業・小売業の事業所数の推移



(出典：横須賀市人口ビジョン)

図表 2-3-2 商店街の空き店舗数・空き店舗率の推移



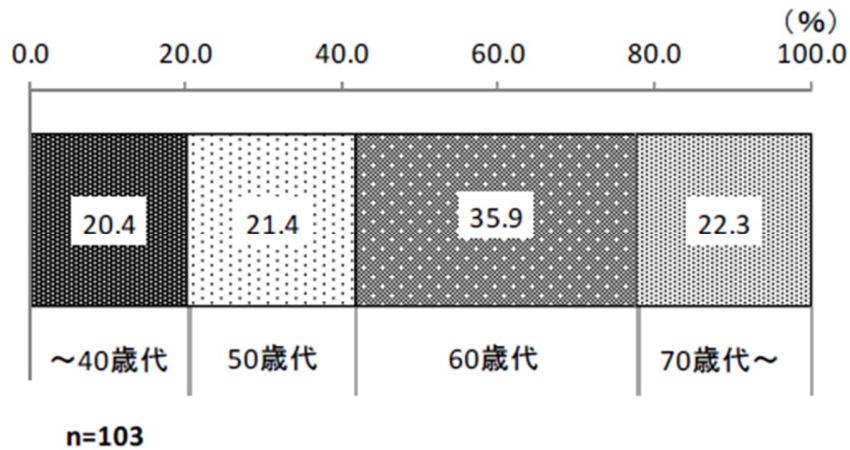
(出典：横須賀市人口ビジョン)

(2) 事業経営者の高齢化と承継問題

企業経営者の高齢化が急速に進行する中で、後継者不在による廃業が多く、地域の雇用や技術の喪失という点から、事業承継問題が重要な課題となっている。

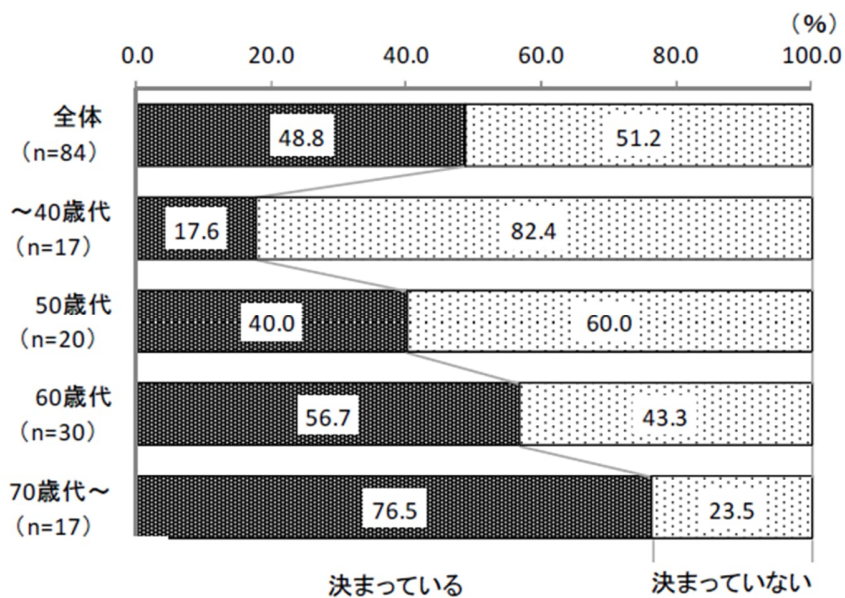
現在の経営者の年齢構成は60代以上が58.2%を占めており、事業の承継が必要な事業所が多く存在する一方、将来の事業承継者が決まっていない事業所も多くある。

図表 2-3-3 経営者の年齢構成



(出典：横須賀市人口ビジョン)

図表 2-3-4 将来の事業承継者の決定状況 (全体・年齢区分別)



(出典：横須賀市人口ビジョン)

4. 横須賀市の産業振興施策の概要と特徴

ここからは、これまで説明してきた現状や課題を踏まえ、横須賀市の産業振興施策がどのように展開されているのか、概要及び特徴を見ていく。横須賀市の主な産業振興施策は、「横須賀再興プラン 2022-2025」で位置づけられているため、まず横須賀再興プランから見ていくが、関連する計画として「横須賀市中小企業振興プラン」についても後述する。

(1) 横須賀再興プラン 2022-2025

横須賀市は、横須賀市の最上位計画である総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）の実施計画としての位置づけで、「横須賀再興プラン 2022-2025」を策定している。

「横須賀再興プラン 2022-2025」では、他にはない横須賀が持つ個性をまちづくりに生かすため、「海洋都市」、「音楽・スポーツ・エンターテインメント都市」、「個性ある地域コミュニティのある都市」の3つのグランドデザインを描き、横須賀ならではの個性にさらに磨きをかけるための政策を推進している。







図表 2-4-1 めざすまちづくりの3つの方向性

海洋都市	<p>横須賀の海は、2つの顔を持っています。東海岸側には、国内外の物流拠点となる港や海洋に関する研究機関が立地しています。また、近代日本の発展の礎となった歴史遺産などが各所に点在しています。</p> <p>西海岸側には、風光明媚な海岸線やみどり豊かな自然を有しており、それぞれに多様な魅力と大きな可能性があります。この可能性に溢れた横須賀の海を、最大限まちづくりに活用していきます。</p>
音楽・スポーツ・エンターテインメント都市	<p>横須賀には、自然、歴史、文化など多彩な魅力を持つ地域資源がたくさんあります。これらの地域資源を生かし、音楽・スポーツ・エンターテインメントの力を融合させて、新たな魅力を創造します。</p> <p>ワクワクがあふれるまちづくりを進め、市民が地元を楽しみ、まちに誇りや愛着を持つことはもちろん、市外に横須賀ブランドの魅力を発信し、集客につなげます。</p>
個性ある地域コミュニティのある都市	<p>都市部でありながら、住民同士の支え合いがある横須賀のコミュニティを次の世代に受け継ぐための地域づくりを進めます。</p> <p>谷戸・高台といった横須賀の地形的な特徴を個性ととらえ、アーティストやクリエイターなど、多彩な才能を持つ方々と地域の方とつなぐことで、個性ある新たなコミュニティを生み出します。</p> <p>身近な地域で相談できる環境を整えることで、市民の不安の解消、困りごとの解決につなげます。また、市民の健康を守るため、赤ちゃんから高齢者まで一貫した保健活動の取り組みを新たに開始します。</p>

(出所：「横須賀再興プラン 2022-2025」より監査人作成)

横須賀市は、上記の「目指すまちづくりの3つの方向性」の下、次に挙げた5つの政策分野と具体的施策を「最重点施策」と位置付け、重点的・戦略的に取り組んでいる。

図表 2-4-2 最重点施策

- 柱1 地域で支え合う福祉のまちの再興** 
～住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちの実現～
(総合戦略 基本目標1 人口減少に対応したまちづくりを進める)
- 柱2 子育て・教育環境の再興(整備・充実)** 
(総合戦略 基本目標2 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる)
- 柱3 経済・産業の再興** 
(総合戦略 基本目標3 市内経済の活性化を図り、雇用を創出する)
- 柱4 歴史や文化、スポーツを生かしたにぎわいの再興** 
～「観光立市よこすか」の実現～
(総合戦略 基本目標4 関係人口の創出や定住を促す魅力的な都市環境をつくる)
- 柱5 未来につなぐ環境の保全・創出** 
(総合戦略 基本目標5 地球温暖化対策を進め、循環型社会を形成する)
- 基盤 目指すまちづくりの実現に向けた行政運営の方向性** 

(出所：横須賀再興プラン 2022-2025)

令和5年度(2023年度)の包括外部監査でテーマとして取り上げた産業振興に関わる施策としては、「柱3 経済・産業の再興」が該当し、市内経済の活性化を図り、雇用を創出することを基本目標として掲げている。

そして、この基本目標を達成するための「柱3 経済・産業の再興」の施策の方向性は次のようになっている。

図表 2-4-3 「柱3 経済・産業の再興」の施策の方向性

<p><施策の方向性> 市内企業への経営支援を継続するとともに、人材不足や後継者問題への対応や、デジタル化・多様な働き方など、挑戦する事業者への支援に取り組みます。また、物流拠点としての地位をさらに向上させ、外部からの投資を呼び込み、地域経済への好循環を生み出していきます。</p>
--

(出所：横須賀再興プラン 2022-2025)

この施策の方向性のもと、「横須賀再興プラン 2022-2025」では、「主な取り組み」として、以下の施策・事業を掲げている。

図表 2-4-4 「柱3 経済・産業の再興」の主な取り組み

主な取り組み	主な取り組みの説明
①物流関連企業の誘致【拡充】	横須賀インター周辺地区に物流関連企業を誘致し、経済の好循環を図ります。
②新港地区のさらなる整備・活用【新規】	新港地区において埋立てを行い、新たなふ頭の整備に着手します。完成後は、東京湾口部の物流拠点を目指します。また、埋立地の一部は企業向けに売却する予定です。
③人材の確保【拡充】	働き方改革が進み、多様な働き方が広がる中、市内中小企業が効率的に経営課題の解決に取り組めるよう、副業人材活用のセミナーの開催やマッチングサイトの利用にかかる経費の一部を助成するなど、副業人材の活用を推進します。 また、合同企業就職説明会のオンライン開催や横須賀市が運営する求人情報サイトの機能を強化するなどの効率化を進め、企業の人材確保を支援します。
④テレワーク環境の整備【拡充】	テレワークのニーズは今後も高まると予測されるため、民間のテレワーク拠点やサテライトオフィスの整備を促していきます。 また、横須賀の自然・歴史などの豊富な地域資源を生かし、民間企業と連携してソレイユの丘にワーケーションの環境を整えるなど、多様な働き方ができるまちとして、関係人口の増加を図ります。
⑤新たなチャレンジに対する支援【拡充】	ICT、IoT の導入など、経営改革に取り組む企業や、中小製造業者の新製品・新技術の開発や新分野への進出を支援します。 また、創業・新事業展開に取り組む方を支援するスタートアップオーディションの入賞奨励金を最大 100 万円から 200 万円に引き上げます。 さらに、横須賀リサーチパークを中心に、スマートモビリティ（賢い移動運搬手段）を活用した新規ビジネス創出を通じて社会的課題解決を図る、ヨコスカ×スマートモビリティ・チャレンジに引き続き取り組みます
⑥追浜駅周辺のまちづくり【拡充】	国とともに進めている国道 16 号追浜駅前交通ターミナルの整備や、国が進める国道 16 号追浜駅前交差点の改良、市道追浜夏島線の拡幅、鷹取川の整備などを行います。 併せて、権利者組織による追浜駅前の市街地再開発の取り組

主な取り組み	主な取り組みの説明
	<p>みを支援するとともに、自転車等駐車場の整備や、北図書館の移転を進めます。</p> <p>これらを進めるうえでは、地域住民や企業、交通事業者をはじめとする、様々な地域主体による「えき・まち・デザインセンター」の設立に向けて取り組み、将来的なエリアマネジメントを見据えた連携体制を構築していきます。</p>
⑦追浜駅前図書館の整備【新規】	<p>北図書館を追浜駅前の再開発ビルに移転し、再開発事業者をはじめとする民間事業者と連携し、地域全体の価値を向上させる図書館を目指して整備を行います（令和9年度（2027年度）オープン予定）。</p>
⑧西地区の活性化【拡充】	<p>県内でも有数の集客施設であるソレイユの丘では、グランピング施設やカフェレストランなど、新たな魅力を生むリニューアルを行い、さらに人を呼び込みます。</p> <p>これと併せて、美しい海岸線などのロケーションを生かすため土地利用の規制緩和を行った地域に、民間企業等の進出を誘導していきます。</p>

（出所：「横須賀再興プラン 2022-2025」より監査人作成）

「横須賀再興プラン 2022-2025」で位置づけられた施策・事業は、市の予算編成方針においても重点的に予算配分を行うこととされており、まさに横須賀市の最重要施策といっても過言ではない。

また各施策には「横須賀再興プラン 2022-2025」において重要業績評価指標（KPI）が設定され、各施策の進捗状況などを検証することが予定されている。

なお、本報告書の第3章2に掲載の図表 3-3-1において、監査対象事業の一覧を掲載しているが、「横須賀再興プラン 2022-2025」で重点施策・事業として位置づけられている事業には、「●」をつけている。

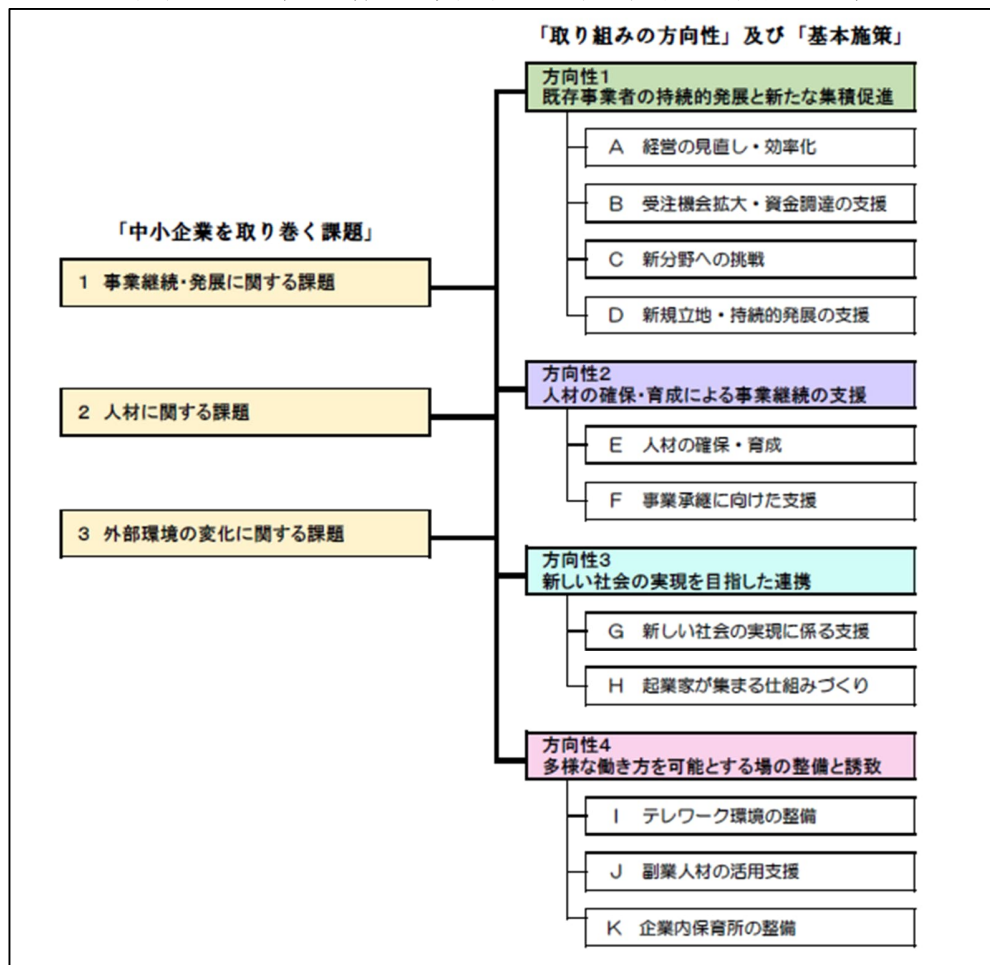
(2) 横須賀市中小企業振興プラン（第3期）

総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」の結果では横須賀市の民営事業所数（農林漁業及び国・地方公共団体を除く）は12,975、従業員100人未満の事業所の割合は98.7%であり、横須賀市は「中小企業の街」ということができる。中小企業は、各産業において地域に密着した活動をし、地域経済循環の担い手として大きな役割を果たしている。

そこで、平成23年（2011年）に「横須賀市中小企業振興基本条例」を制定し、翌24年（2012年）から施行している。中小企業の振興について、横須賀市、中小企業者、大企業者等の責務を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与するという本条例の目的に基づき、横須賀市中小企業振興プランを策定した。

「横須賀市中小企業再興プラン（第3期）」では中小企業の振興、地域経済の活性化を実現するために、「事業継続・発展に関する課題」「人材に関する課題」「外部環境の変化に関する課題」の3つを課題として取り上げ、4つの課題解決への方向性を掲げている。

図表 2-4-5 中小企業の振興に向けた取り組みの方向性と施策



(出典：横須賀市中小企業振興プラン（第3期）)

図表 2-4-6 中小企業の振興に向けた取り組み方針

【各方向性の取り組み方針】

1. 既存事業者の持続的発展と新たな集積促進

安定した企業経営を継続し、コロナ禍等による市場の変化に柔軟に対応できるよう、市内発注の拡充や経済対策の充実により受注機会の増大に努めるとともに、新技術の導入や資金の円滑な調達を支援していきます。

また、各種支援機関・専門家と連携した経営課題を抱えている事業者に対する相談体制の充実、地域資源の活用や企業間の連携による販売促進・PR強化などの支援を行っていきます。

2. 人材の確保・育成による事業継続の支援

人口の減少・高齢化が進む中、安定的に優秀な人材の確保と育成を図るため、市内中小企業と求職者とのマッチング支援やシニア層などの潜在的な労働力の活用、従業員のリカレント教育、外国人材の活用など、企業と求職者の双方から支援していきます。

また、意欲ある企業の廃業を抑制し、優れた技術やノウハウを円滑に承継させるためにも、事業承継に対する意識を持ち、準備を進められるよう、経営者への意識喚起と専門機関と連携した支援体制の整備を行います。

3. 新しい社会の実現を目指した連携

市内産業の振興を図るためには、新しいアイデア・技術・コンテンツを創造できる人材が集まる街であることが必要です。

横須賀市は、多様な文化や価値観を受け入れてきた歴史があり、多くの最先端の研究所が立地する街で、そのような人材が集まる条件を満たしていると言えます。

地元で新たに生まれた企業や起業に挑戦したいという全国のチャレンジャーから横須賀が選ばれることで、市内経済に成長エンジンがもたらされ、横須賀の発展へとつながります。

このため、起業しやすく、関係者が連携した事業活動ができる環境を整備していきます。

4. 多様な働き方を可能とする場の整備と誘致

市内企業が優秀な人材を確保し、多様な人材が活躍するためには、従業員が仕事に対するモチベーションを保ち、能力を発揮できる職場づくりが必要です。

就職活動を行う大学生に対するアンケート調査では、入社の際に重視する項目の上位に「テレワーク、リモートワークなどの場所に縛られない働き方を導入していること」があげられ、この結果は、コロナ禍でオンライン授業が日常的となったことも後押ししていると想定されます。

多くの市内企業において、働き方改革が推進され、多様なワークスタイルの実現に繋がるテレワークの導入やサテライトオフィスの設置、優秀な人材を活用する新しい選択肢となる副業人材の活用などが進むよう支援していきます。

(出典：横須賀市中小企業振興プラン（第3期）)

5. 経済部の概要

「横須賀再興プラン 2022-2025」の「柱3 経済・産業の再興」で掲げられた産業振興に関する施策・事業は、令和5年度の監査対象部である経済部のほか、経営企画部、建設部、都市部、上下水道局、民生局地域支援部に跨って推進されている。

本報告書では、監査対象である経済部の概要を説明するが、経済部以外の部局が所管している施策・事業は、いわゆる都市基盤を整備する事業であり、道路、水道、公共施設などまちづくりに関するものが中心である。

(1) 経済部の組織図・分掌事務について

経済部は、経済企画課、企業誘致・工業振興課、創業・新産業支援課、農水産業振興課、農業委員会事務局から構成されている。

各課が担当している主な業務は以下のとおりである。

図表 2-5-1 所管課ごとの分掌事務（主な業務内容）

部	課	分掌事務（主な業務）
経済部	経済企画課	(1) 産業政策の立案、調整及び実施に関する事。
		(2) 地域経済の調査及び研究に関する事。
		(3) 雇用施策に関する事。
		(4) 勤労者の福利に関する事。
		(5) 中小企業の振興に関する事。
		(6) 中小企業団体等の指導育成に関する事。
		(7) 適正計量及び表示の指導及び普及に関する事。
		(8) 計量器の検査に関する事。
		(9) 産業振興財団に関する事。
		(10) 横須賀中央まちづくり株式会社に関する事。
		(11) 産業交流プラザに関する事。
		(12) 勤労福祉会館に関する事。
		(13) 部内の事務事業の調整及び連絡に関する事。
		(14) 他課の主管に属しない事務に関する事。
	企業誘致・工業振興課	(1) 企業等の立地促進に関する事。
		(2) 工業の振興及び指導に関する事。
		(3) 株式会社横須賀テレコムリサーチパークとの連絡調整に関する事。
	創業・新産業支援課	(1) 創業・新産業支援に関する事。
		(2) 横須賀リサーチパークの研究開発の推進に関する事。
		(3) ふるさと納税の企画に関する事。
	農水産業振興課	(1) 農水産業の振興に関する事。
		(2) 農水産業関係団体に関する事。
		(3) 農水産業の魅力発信に関する事。
		(4) 生産緑地に関する事。
		(5) 家畜の防疫に関する事。
		(6) 土地改良事業に関する事。
		(7) 農地の権利移動、農地転用等の許可及び違反転用に対する処分に関する事。
		(8) 農業委員会との連絡に関する事。
		(9) ため池の管理に関する事。

部	課	分掌事務（主な業務）
		(10) 農業施設の災害復旧に関すること。
	農業委員会 事務局	(1) 農地の確保及び有効利用に関すること
		(2) 農業の担い手の育成・確保に関すること

(出所：横須賀市 HP 及びヒアリングをもとに監査人作成)

(2) 経済部所管の外郭団体

経済部が所管する外郭団体には、公益財団法人横須賀市産業振興財団及び横須賀中央まちづくり株式会社の2法人が存在する。

各々の外郭団体の目的や、令和5年度の監査対象事業（第3章2. 監査対象事業の選定を参照されたい）との関係は、次表のとおりである。

図表 2-5-2 経済部が所管する外郭団体と監査対象事業との関係

外郭団体名	外郭団体の目的	関連する事業		
		No	事業名	市との取引内容
(公財) 横須賀市産業振興財団	社会経済の国際化及び情報化並びに技術革新の進展に対応するため、企業間の情報交流、人材育成、産業経済情報の収集・提供、産業経済に関する調査研究、中小企業勤労者等への福利厚生サービスの提供等を行うことにより、地域産業の振興を図り、もって横須賀市の産業経済の発展に寄与することを目的とする。	1	勤労者福利事業	三浦半島中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金の交付
		5	経済関係団体支援事業	事業費補助金の交付
		16	スタートアップ推進事業	各種セミナー開催を共催し、財団へ負担金を支出
横須賀中央まちづくり(株)	横須賀市の中心市街地整備の一環として大規模駐車場を設置、運営することを目的とする。	6	一般事務費	横須賀中央まちづくり(株)に対する連絡調整

(出所：監査人作成)

なお、外郭団体の定義は、一般的に定まったものではなく自治体によって異なるが、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針（平成26年8月5日総務省通知）」では、地方公共団体が25%以上を出資（出えんを含む。）している法人、地方公共団体が損失補償等の財政援助を行っている法人、その他地方公共団体がその経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人及び地方公社を対象団体としている。

横須賀市の外郭団体の定義は、上記の総務省の定義に準じている。

第3章 監査の方針及び監査対象の決定

1. 監査の基本的な方針

包括外部監査は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することで地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化を図るとともに、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高めるために導入された。包括外部監査人は、事務の執行が予算や法令等に従って適正に行われているかどうかを、主として合規性の観点から、独立した第三者として監査することとされている。

また、一方で監査を行うに当たっては、当該事務の執行の有効性、経済性、効率性の観点から意見を提出することができることとされている。

したがって、監査においては法令その他規則への合規性監査に重点を置くが、コストを抑えつつより大きな効果をあげるよう努めているか、より効率的な方法が取られているか、といった、いわゆる3E（有効性、経済性、効率性）の視点も重要事項ととらえ、監査を実施した。

2. 監査対象事業の選定

経済部が令和4年度（2022年度）において所管している事業は、全38事業、支出決算額は合計で2,419百万円である。限られた時間で、深度ある監査を効果的かつ効率的に行うためには監査範囲を限定する必要がある。そこで、以下の条件を設定し、監査対象事業の絞り込みを行った。

＜条件 金額基準＞

支出決算額が100万円以上の事業を対象とする。

上記の抽出条件で監査対象事業を選定した結果、全26事業、合計2,416百万円の事業を監査対象事業として選定した。金額ベースで、経済部が所管する全事業の99.9%をカバーしている。

監査対象事業の一覧は、次の図表3-3-1を参照されたい。

図表 3-3-1 監査対象事業一覧

No	事業名	所管課	支出決算額 (令和4年度) 単位：千円	横須賀再興プラン
1	勤労者福利事業	経済企画課	226,016	
2	一般労政事業	経済企画課	1,891	
3	勤労福祉会館管理運営事業	経済企画課	95,653	
4	雇用促進事業	経済企画課	8,252	●
5	経済関係団体支援事業	経済企画課	24,499	
6	一般事務費	経済企画課	1,564	
7	事業継続支援事業	経済企画課	84,668	●
8	生産性向上推進事業	経済企画課	15,713	●
9	人材確保支援事業	経済企画課	5,033	●
10	中小企業等金融対策事業	経済企画課	1,512,443	●
11	産業交流プラザ管理運営事業	経済企画課	48,057	
12	企業等立地促進事業	企業誘致・工業振興課	138,288	●
13	横須賀リサーチパーク推進事業	企業誘致・工業振興課	35,897	●
14	工業振興対策事業	企業誘致・工業振興課	25,804	●
15	久里浜工業団地地盤沈下対策事業	企業誘致・工業振興課	2,740	
16	スタートアップ推進事業	創業・新産業支援課	19,648	●
17	新産業集積推進事業	創業・新産業支援課	34,964	●
18	農畜産業振興補助事業	農水産業振興課	28,546	
19	よこすか野菜魅力発信事業	農水産業振興課	3,945	●
20	農業施設管理事業	農水産業振興課	6,400	
21	一般事務費	農水産業振興課	3,919	
22	漁業共済掛金補助金	農水産業振興課	1,507	
23	漁業協同組合員貸付資金預託金	農水産業振興課	80,000	
24	よこすか海の幸魅力発信事業	農水産業振興課	2,116	●
25	農業委員関係費	農業委員会事務局	5,485	
26	農業委員会運営事業	農業委員会事務局	3,065	
合計			2,416,113	

(注)「横須賀再興プラン 2022-2025」で位置づけられた主要事業に●を付けている。

(出典：横須賀市提供資料をもとに監査人作成)

3. 監査要点

監査を実施するうえで、合規性及び3E（有効性、経済性、効率性）の観点から、監査要点を以下のように設定した。

① 合規性

各種規定等に準拠して業務を実施しているか。

(例示)

- ・ 予算や決算数値が正しく作成されているか。
- ・ 事業目的と関連しない予算執行はないか。
- ・ 契約は財務規則等に沿って行われているか。
- ・ 契約相手先選定の基準は明確か。
- ・ 備品や公有財産の管理は規則に沿って適切に行われているか。
- ・ 現金管理は適切に行われているか。
- ・ 補助金等の交付にかかる事務手続は法律、条例、諸規則及び補助金交付要綱などに準拠しているか。
- ・ 補助金等が補助対象外の事業または経費に充当されていないか。
- ・ 補助金等の交付を受ける団体の組織、財政状態、活動内容等は補助対象として適当か。また、特定の団体や個人に対する優遇措置となっていないか。
- ・ 指定管理者の選定は妥当か。
- ・ 指定管理者の実施する業務は協定書・仕様書等に照らし適切か。
- ・ 指定管理者に対する横須賀市のモニタリングは適切か。
- ・ 結果的に特定の地域や業界の利益のみが優先され、他の地域や業界との間に著しい不公平が生じていないか。
- ・ その他、事業に係る事務の実行は関連法令等に準拠しているか。

② 事業の有効性

目的に見合った成果が現れているか。

(例示)

- ・ 事業の目的、目標は上位計画等と整合し、明確になっているか。
- ・ 事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- ・ 事務事業の数値目標は、横須賀再興プラン等の上位計画と整合するように設定され、計画の進捗管理が行われているか。
- ・ 事業の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合い、反省点は具体的に評価・分析されているか。また、評価・分析結果は次年度以降の予算編成等に活用されているか。
- ・ 事業の実施において収集された情報は、担当部局以外の関連部署と適切に共有される仕組みとなっているか。
- ・ 長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
- ・ 所期の目的が達成されているにもかかわらず漫然と支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず、事業内容が見直されることもなく、漫然と支出され続けているものはないか。
- ・ 財源に国または県の支出金等がある事業についても、横須賀市として有効性等を勘案し主体的に事業を実施しているか。

③ 事業の経済性、効率性

無駄な支出になっていないか、より少ない資源で成果を出しているか、財源確保に努めているか。

(例示)

- ・ 事業費の積算見積は適切に行われているか。
- ・ 経済的かつ効率的な事務を追求しているか。
- ・ 本来横須賀市が負担すべきではない、負担を避けられるコストについて負担していないか。
- ・ 契約事務において相見積もりを実施するなど、契約金額の低減努力がなされているか。
- ・ 事業の実施方法として、横須賀市の直営か民間事業者への委託又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。
- ・ 他の事業との重複はないか。
- ・ 年度末に不必要な予算消化をしていないか。
- ・ 費用対効果を勘案のうえ事業を実施しているか。
- ・ 貸付金や未収金等の回収は適切に行われているか。
- ・ 受益者負担の見直しの必要性はないか。

4. 監査手続

前述「3. 監査要点」に記載した監査要点を検討するために実施した監査手続は以下のとおりである。

- ① 監査対象事業についての事業説明資料等を閲覧するとともに、これらの資料について、事業を所管する部署にヒアリングを行い、事業の概要を把握した。
- ② 支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令等との整合性・合规性、及び、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検討した。
- ③ 貸付金及び未収金などの債権の回収業務の合理性を検討するため、関係資料の閲覧、質問等を実施した。
- ④ 法令等に実施根拠がある事業について、法令等に関する情報を入手し、事業実施内容の合规性を検討した。
- ⑤ 事業の実施報告書、議事録及び利用者アンケート等の関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業実績の検討を実施した。
- ⑥ 事業の成果指標の有無、達成状況及び改善施策を、担当者への質問、関連書類の閲覧等により検討した。また、成果指標ではない利用件数などのアウトプットについても、利用件数の推移状況等を把握し、利用者数等の改善施策等について、担当者への質問等により検討した。
- ⑦ 市が実施する事務手続が、ルールに従って適切に行われているか、誤謬が事前に防止されるような内部統制が構築されているかという視点から、資料の閲覧、担当者への質問を実施した。
- ⑧ 委託業務の契約相手先、補助金等の交付相手先、指定管理者の会計記録・業務実施報告書等を適時閲覧・精査し、委託契約書、補助金要綱、協定書等との整合性を確認した。
- ⑨ 経済部が所管する指定管理者制度導入済みの公共施設（貸館施設）へ往査し、指定管理者への質問、施設（建物・設備）の状況や業務実施状況の観察、現場にある書類の閲覧等を実施し、施設や事業の実施状況等を把握した。
- ⑩ 経済部が所管する貸館施設の受益者負担額に見直しが必要ないか検討した。

- ⑪経済部が所管する外郭団体へ往査し、事業の実施状況、課題及び対応方法等をヒアリングし、現地調査、外郭団体が保有する監査対象事業に関連する書類の閲覧等を実施し、事業の実施状況等を把握した。
- ⑫検出事項（結果・意見）を発見した場合には、氷山の一角の可能性もあるため、必要に応じて他に同様の事象が起きていないか、横須賀市の全庁的な問題点が無いかも検討した。

第4章 外部監査の結果及び意見（総論）

1. 全庁的な結果・意見について

全部で26ある監査対象事業を監査した内容（各論）については、第5章で詳述する。ここでは、総論として、個別事業の監査をした中で気づいた全庁的な問題点（意見）を記載する。

【意見1】 成果指標の設定と事業の見直し

（現状と課題）

事業の有効性を検討する観点から、各事業においてKPI（重要業績評価指標）等の成果指標が適切に設定されているかを検討した。

適切な成果指標を設定することで、例えば目標が未達成に終わった場合に、課内で事業のやり方を見直す議論のきっかけになることが期待される。また、例えば予算編成時に財政当局と成果指標及び達成状況を共有することで、事業そのものの必要性や事業の見直しに関する建設的な議論が促されることで、結果として限られた予算の適正配分につながることも期待される。

横須賀市としても、適切な成果指標を設定することを各課に推奨していると伺っており、経済部の事業でも令和3年度（2021年度）から、成果指標の設定がされている事業が多くみられた。

しかしながら、No1 勤労者福利事業、No7 事業継続支援事業、No9 人材確保支援事業及びNo16 スタートアップ推進事業のように、成果指標が設定されているが改善の余地のある事業、No2 一般労政事業のように、成果指標が設定されていないため「監査の意見」とした事業が検出されている。

前期（令和4年度）の監査でも、成果指標の設定については指摘したが、今回の監査を通じて、改めて各事業において適切なKPI等の成果指標を設定することが全庁的な課題であると感じたため、総論で意見として記載することとした。

（意見）

成果指標の重要性に鑑み、今回、個別に意見を記載した事業以外でも、適切な成果指標を設定し、成果指標に基づく事業の有効性の評価及び見直しが行われているかについて、全庁的に検討を実施することが望ましい。

なお、「横須賀再興プラン2022-2025」には、重要業績指標（KPI）と令和7年度（2025年度）の目標値が設定されている。個別事業の成果指標は、横須賀再興プランのKPIを意識して設定することで、横須賀再興プランの進捗管理にも使えるようになると考えられるので、留意されたい。

図表 4-1-1 「横須賀再興プラン 2022-2025」に記載の KPI（例示である）

○重要業績評価指標（KPI）

項目	現状値	目標値 (2025年度)
よこすか野菜がメディアに取り上げられた件数 市が行う、メディアに向けたよこすか野菜のPR・ 情報発信に対し、取り上げられた件数	7件 (2021年度)	15件
関係団体への補助件数 よこすか海の幸魅力発信事業における、補助の実 施件数	6件 (2020年度)	6件

出所：「横須賀再興プラン 2022-2025」

【意見 2】 事業開始から長期間経過している事業の効果測定と見直しについて
(現状と課題)

経済部が所管している事業には、事業開始から長期間経過している事業がいくつか存在するが、これらの事業の中に、図表 4-1-2 に記載のような事案が発見されている（結果・意見の詳細は各論を参照されたい）。

事業開始から長期間経過している事業は、事業開始時点では正当な目的があったとしても、時代の移り変わりにより、今日では存在意義が疑わしくなっていることもあり得る。また、事業の目的は失われていなくても、その手段としての事業内容が時代に合わなくなっている可能性がある。

(意見)

特に事業開始から長期間経過している事業は、現時点での存在意義や、事業内容に見直しが必要無いか、検討すべきである。

図表 4-1-2 事業開始から長期間経過している事業で、発見した事案の概要

事業名	事業開始年度	金額	発見した事案の概要
No2 一般労政事業	不明	1,891千円	<p>一般労政事業は、横須賀三浦地域労働組合総連合、三浦半島地域労働福祉協議会が行う文化体育事業に対する事業費について、補助対象事業に要する経費の1/3以内を補助するものである。</p> <p>事業開始時期は不明だが、相当昔であると推定される。当事業で横須賀市民が受益するには、勤労者であったとしても、横須賀三浦地域労働組合総連合、三浦半島地域労働福祉協議会のどちらかの労働組合に属している必要がある。</p> <p>全国的に労働組合の組織率は年々減少しており、横須賀市においても、働き方の多様化により、今日では労働組合に属さない勤労者の方が多いと推測され、予算を減額しているとはいえ、特定の労働組合に対してのみ補助金を支出することは、公平性の観点で課題が生じてきている可能性がある。</p>
No18 農畜産業振興補助事業の、「環境保全型農業推進事業補助金」	平成4年(1992年)	637千円	<p>環境保全型農業推進事業補助金は、緑肥栽培に関する種代や耕作費用の一部を補助するものである。</p> <p>補助金の目的は、緑肥の利用を通じて、土壌の改善を促進し、横須賀市内の農家における環境保全型農業の認知度向上を目指している。</p> <p>補助金の目的が緑肥栽培の推進であるならば、その効果測定を行うべきであるが、平成4年(1992年)の事業開始から現在まで、横須賀市は「補助金を支給した農家の緑肥実施面積(アウトプット)」は集計しているが、「横須賀市全体の緑肥実施面積の拡大状況(アウトカム)」は確認していない状況である。</p>
No22 漁業共済掛金補助金	昭和62年(1987年)	1,507千円	<p>横須賀市は、漁業経営の安定を図るため漁業共済への加入促進及び維持継続を目的として漁業共済加入者負担額の一部補助を行っている。</p> <p>漁業共済への加入促進及び維持継続が補助金の目的であれば、その効果を測定すべきであると考えますが、昭和62年(1987年)の事業開始から現在まで、漁業共済への加入促進及び維持継続という目的がどの程度達成されているか、効果測定を実施していない。</p>

(注) 金額は、令和4年度の決算額を記載している。

【意見3】 「公の施設の使用料に関する基本方針」に基づく使用料の算定方法について
(現状)

今回の監査では、事業の経済性及び効率性を検討する観点から、使用料を徴収している貸館施設について、使用料が、横須賀市の「公の施設の使用料に関する基本方針（令和元年（2019年）7月）」に沿って適切に設定されているかを検討した。

検討する過程で、「公の施設の使用料に関する基本方針」で定めている使用料算定方法そのものに対する気づき事項を発見したが、経済部以外の部局が所管する貸館施設にも影響するため、全庁的な問題点を取り扱っている総論で「意見」として記載することにした。

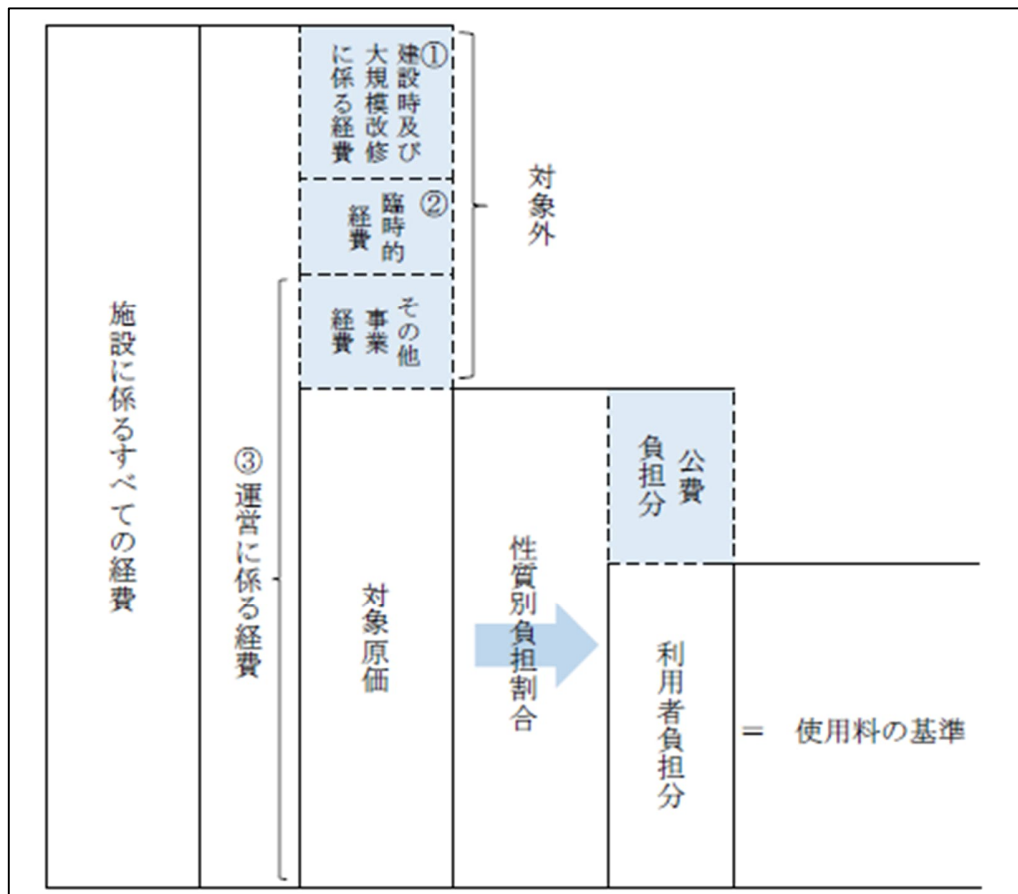
各論では、No3 勤労者福祉会館管理運営事業、No11 産業交流プラザ管理運営事業で、使用料に関連する「意見」を各々記載しているので、併せて参照されたい。

まず、現状として横須賀市の使用料算定方法を説明する。

横須賀市は、従来、使用料について、算定方法や改定時期などについて統一した基準が存在せず、個々の施設ごとに算定してきたが、令和元年（2019年）7月に「公の施設の使用料に関する基本方針」を制定し、横須賀市の統一的な基準として、公の施設の使用料に関する基本的な考え方を定めた。

「公の施設の使用料に関する基本方針」では、使用料の算定にあたって、施設に係る全ての経費から、①建設時及び大規模改修に係る経費、②災害等により臨時的に発生した経費、③横須賀市が開催する講座やイベントなど通常の施設利用以外の「その他事業に係る経費」を除いた部分（以下、「対象原価」という。）について、利用者に負担を求めることを原則としている。

図表 4-1-3 使用料の基準のイメージ図



(出所：公の施設の使用料に関する基本方針)

また、公費負担と利用者負担の割合を適正なものとするため、対象原価に、施設ごとの設置目的等に応じた「施設の性質別負担割合」を乗じて、使用料を算出している。

図表 4-1-4 施設の性質別負担割合について

ア 施設の性質 : 公が運営すべきか、市場代替性があるか
イ 施設の機能 : 市民生活上、基礎的なものか、選択的なものか

利用者負担割合

【施設の性質】 ↑ 公共的 ↓ 市場的	A	50%	25%	0%
	B	75%	50%	25%
	C	100%	75%	50%
		III	II	I
		選択的		基礎的
		【施設の機能】		

(出所：公の施設の使用料に関する基本方針)

例えば、施設の性質が市場的であり、かつ施設の機能も選択的な施設は、CIIIの座標に分類され、対象原価の100%を利用者に負担させることを意味している。

横須賀市は、産業交流プラザ及び勤労福祉会館のような貸館施設は、民間での同様のサービスが存在し、市民生活に不可欠ではなく、選択的に使用するサービスであることから、CIIIに分類している。すなわち、産業交流プラザ及び勤労福祉会館のような貸館施設は、対象原価の100%を利用者が負担することが前提の公共施設である。

次に、具体的な使用料の算出方法を説明する。

横須賀市では、施設の利用形態を、一定の空間を占有する「占有利用施設」、プール等に代表される同じ空間を共用する「個人利用施設」に分類し、これらの分類に合わせて次のとおり使用料を算出している。

貸館施設は、占有利用施設に該当するため、ここでは「占有利用施設」の使用料算定方法を説明する。

図表 4-1-5 占有利用施設の使用料算定方法

ア 占有利用施設
1㎡当たりの時間単価を算出し、使用する面積に応じて算出します。

$$\begin{aligned} & \text{1㎡当たりの時間単価} \\ &= \frac{\text{対象原価}}{\text{貸出延床面積} \times \text{年間利用時間}^{\ast}} \times \text{性質別負担割合} \\ & \text{1時間当たりの使用料} = \text{1㎡当たりの時間単価} \times \text{利用面積} \end{aligned}$$

※年間利用時間
1㎡あたりの時間単価の算出に当たっては、対象原価をどの程度の利用時間で賄うかを考慮する必要があります。施設により利用実績が異なるため、1年間で利用できる時間の75%を年間利用時間として設定します。

(出所：公の施設の使用料に関する基本方針)

図表 4-1-5 で記載のように、占有利用施設は、施設により利用実績が異なるため、1年間で利用できる時間の「75%」を年間利用時間として1㎡当たりの時間単価を計算している。これは、施設の稼働率を一律75%とみなして使用料を計算しているのと同義であると考えられる。

横須賀市が、このように計算している理由は次のとおりである。

- ・使用料の算定上、稼働率を考慮しなければ、施設が100%稼働して初めて施設の維持管理コストが賄える計算になり、現実的ではない。
- ・一方、実際の稼働率を用いれば、稼働が上がった場合には、コストを賄うに留まらずに市が収益を得てしまう計算になり受益者負担の範囲を超えてしまう。
- ・また、稼働率は施設ごとに異なるが、使用料の計算上は一律の稼働率としなければ、稼働の低い施設ほど高額になり、公平性を欠く。
- ・これらの理由から、稼働の高い施設でも超えることはなく、一律な数値として75%（時間ベースの稼働率）と設定した。

監査人も、使用料の計算上は一律の稼働率としなければ、立地等が悪く稼働率の低い施設ほど使用料が高額になり、逆に立地等が良く稼働率が高い施設ほど使用料が安くな

り、居住地等の要因によって市民の負担額が左右されることになり、市民の間で公平性を欠くことから、個々の貸館施設の稼働率ではなく、貸館施設全体の稼働率で計算する点は理解できると考える。

しかしながら、一律な率として「75%」を使用とする点は、以下の理由から、実際の稼働率と比較し、大きな乖離が生じてしまっている可能性があると考えている。

- ・今回、監査の対象とした勤労福祉会館及び産業交流プラザの実際の稼働率は40%未満と、75%を大きく下回っていること。
- ・経済部が所管する貸館施設は上記2施設のみであるが、例えば民生局が所管する貸館施設の実稼働率は30%前後と、経済部が所管する貸館施設の稼働率と大差なく、横須賀市全体の貸館施設の稼働率を平均しても75%に到達しないと考えられること。

対象原価の100%をもって、利用者が負担すべき公共施設でありながら、使用料算定に使用する稼働率を、実際の稼働率より高く設定することで、使用料が本来あるべき水準よりも安く設定されており、結果としてかなりの公費負担が発生してしまっている可能性がある。

上記の点について、P34の（課題）以降で詳述する。

（補足説明）

対象原価の100%を利用者が負担すべき施設でありながら、公費負担が発生してしまっているという点について、分かりにくいと思われるため、簡単な設例を使って補足説明したい。

（前提）

対象原価 : 3,000,000 円

面積 : 100 m²

年間利用可能時間 : 2,000 時間

実際の利用時間 : 800 時間（稼働率40%）

貸館施設（施設の性質別負担割合は100%）とする。

上記のような貸館施設を仮定した場合、横須賀市の現状の使用料は、稼働率を75%とみなして計算しているため、1 m²あたりの料金は次のように計算される。

$$1 \text{ m}^2 \text{ あたりの料金} = 3,000,000 \text{ 円} / (100 * (2,000 * 0.75)) * 100\% \\ = 20 \text{ 円}$$

この20円は、施設の稼働率が75%の場合、使用料のみで、対象原価の3,000,000円全額を回収できる使用料の水準である。

しかしながら、実際の稼働率は40%であるため、使用料で回収できる対象原価は、 $20 \text{ 円} \times 100 \text{ m}^2 \times 2,000 \text{ 時間} \times 40\% = 1,600,000 \text{ 円}$ に過ぎず、3,000,000円との差額1,400,000円は公費負担となっている。

「公の施設の使用料に関する基本方針」では、上記のほかに、近隣自治体や民間施設の料金との調整や、当該基本方針に基づき算出した使用料が、現行の使用料に対し大幅に増加する場合の激変緩和措置などについて、「できる規定」を定めている。

図表 4-1-6 使用料の調整

<p>(1) 同種・類似のサービスを提供する施設における調整 同種・類似のサービスを提供する施設について、使用料の均衡を図る必要がある場合は、施設をグループ化し算出するなど、使用料の調整を行うことができることとします。</p> <p>(2) 近隣自治体や民間施設の料金との調整 算出した使用料が、近隣自治体や民間施設に比べ極端に高い又は低いことで、利用の低下や民業圧迫等の恐れがある場合、使用料の調整を行うことができることとします。</p> <p>(3) 激変緩和措置について 方針に基づき算出した使用料が、現行の使用料に対し大幅に増となる場合、激変緩和措置を行うことができることとします。</p> <p>(4) 利用実態等を勘案した料金設定 施設の利用実態に応じて、各種条件により料金差を設定できることとします。 ①時間帯別 ②曜日別 ③営利目的、非営利目的 ④市内、市外利用者別 ⑤その他合理的な理由</p> <p>(5) 附属設備使用料 施設の持つ基本的な機能以外の特殊な設備、備品については、別途使用料を設定できることとします。</p> <p>(6) その他の調整について 本市が政策的に推進する必要があるものについては、使用料の調整を行うことができることとします。</p>
--

(出所：公の施設の使用料に関する基本方針)

(課題)

産業交流プラザ及び勤労福祉会館のような貸館施設は、「公の施設の使用料に関する基本方針（令和元年（2019年）7月）」に従えば、激変緩和措置等を考慮しなければ、対象原価の100%を利用者が負担する水準の使用料を設定する必要があると考えられる。

しかしながら、実際の稼働率は両施設とも40%未満であるところ、施設の稼働率を一律75%とみなして使用料を計算している。そのため、両施設とも対象原価の100%を利用者が負担することが前提の公共施設でありながら、横須賀市に多額の公費負担が発生してしまっていることが課題である。

図表 4-1-7 経済部所管の貸館施設（2施設）の稼働率

施設名	稼働率	(参考) 指定管理料
勤労福祉会館	38.4% (36.8%)	65,000 千円
産業交流プラザ	28.4% (26.4%)	31,100 千円

(注1) 稼働率は、コロナ禍で一時的に落ち込んでいる可能性が排除できないため、令和4年度（2022年度）とコロナ禍前の平成30年度（2018年度）の実績率を併記している。稼働率は、上段が令和4年度（2022年度）の実績、下段（括弧書き）が平成30年度（2018年度）の実績を記載している。

(注2) 本来は利用者が負担すべき経費だが、公費負担となってしまっている金額の「参考数値」として、令和4年度（2022年度）の指定管理料の金額を記載している。指定管理料の中には、利用者が負担すべきものではない事務室や共用部分にかかる経費や、使用料の減免の規定に基づく減免額相当額が含まれるため、必ず一定の公費負担額が発生する。そのため、指定管理料の金額は、本来利用者が負担すべき経費だけでなく、公費負担となるべき金額も含まれているが、参考にはなると考えたため、参考数値として記載した。

なお、横須賀市は、勤労者福祉会館、産業交流プラザ以外の貸館施設として、以下のような公共施設を保有している。

- ① 総合福祉会館
- ② 青少年会館
- ③ はまゆう会館（談話室）
- ④ 文化会館（会議室）

※以上、会議室等が主となる施設を記載している。

- ⑤ 生涯学習センター
- ⑥ コミュニティセンター

※以上、社会教育施設を記載している。

上記公共施設のうち、例えば、民生局福祉子ども部が所管する総合福祉会館の稼働率は29.8%（令和4年度）、教育委員会事務局教育総務部が所管する生涯学習センターの稼働率は24.7%（令和4年度）であり、経済部同様に75%を大きく下回っている。

本来、利用者が負担すべき経費のうち、使用料算定の際に使用する稼働率の問題から、公費負担が生じてしまっている公共施設は、経済部以外の施設の中にも存在するものと考えられる。

(意見)

横須賀市は、「公の施設の使用料に関する基本方針（令和元年（2019年）7月）」に従って、公共施設の使用料を算定している。

「公の施設の使用料に関する基本方針」は、パブリックコメントを経て決定されたものであるため、75%という一律の稼働率は、市民の合意形成が得られていると考えることも可能である。

一方で、「公の施設の使用料に関する基本方針」の占有利用施設の使用料算定方法で示されている75%という一律の稼働率は、公共施設の実際の稼働率から大きく乖離している可能性があるのもまた事実である。

まずは、各論の意見で記載したように、各公共施設においては稼働率向上に努め、公費負担額の軽減を目指すことが重要である。

その上で、75%という一律の稼働率については、実際の稼働率と大きく乖離しているのであれば、市の公共施設として求められる目標率等を踏まえながら、実態に応じた見直しがあってもよいのではないかと考える。

現状、占有利用施設の使用料は、貸館施設、体育館等の施設類型に係わらず、全て一律75%で計算している。これを、例えば、施設類型ごとの実稼働率を踏まえた上で、貸館施設は50%、体育館は75%（率は仮である）など、施設類型ごとに稼働率を定めることも考えられる。

また、横須賀市の最上位計画である総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）の実施計画としての位置づけである「横須賀再興プラン 2022-2025」においても、使用料及び手数料は、定期的な検証を行い、公平で適切な使用料・手数料となるよう努めるとしている。公平で適切な使用料・手数料の算定のためであれば、「公の施設の使用料に関する基本方針」の見直しは否定されないのではないかと考える。

図表 4-1-8 「横須賀再興プラン 2022-2025」における使用料・手数料に関する目標

<p>④ 使用料や手数料の適正化</p> <p>今後も一定のサービス水準を維持するため、施設の使用料や行政サービスの手数料等の定期的な検証を行い、その必要性を検討したうえで、公平で適切な使用料・手数料となるよう努めます。</p> <p>(主な取組み例)</p> <p>使用料・手数料の適正化</p>		
指標	直近の現状値	所管
使用料・手数料の定期的な見直し	実施及び調整	関係課

出所：「横須賀再興プラン 2022-2025」

2. 監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見の一覧は、次のとおりである。結果が3項目、意見が22項目あり、合わせて25項目である。結果及び意見の定義については、目次の次頁に記載の「本報告書における記載内容の留意点」を参照されたい。

事業名		監査の結果及び意見		頁
総論				
総論（全庁的な課題）	意見	1	成果指標の設定と事業の見直し	24
	意見	2	事業開始から長期間経過している事業の効果測定と見直しについて	25
	意見	3	「公の施設の使用料に関する基本方針」に基づく使用料の算定方法について	27
I 経済企画課				
No1 勤労者福利事業	意見	4	三浦半島中小企業勤労者福祉サービスセンターの成果指標	44
	意見	5	勤労者生活資金貸付制度の成果指標の目標値の設定方法	44
	意見	6	三浦半島中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員数	45
No2 一般労政事業	結果	1	労働者団体の収支決算書のチェック	48
	意見	7	一般労政事業の成果指標の設定	48
	意見	8	一般労政事業の在り方の検討	49
No3 勤労福祉会館管理運営事業	意見	9	勤労福祉会館の公費負担額と稼働率の向上	53
	意見	10	迅速な年度評価の実施	54
No4 雇用促進事業			—	
No5 経済関係団体支援事業			—	
No6 一般事務費	意見	11	外郭団体「横須賀中央まちづくり株式会社」の財政状態の悪化と、横須賀市の対応方針についての意見	65
No7 事業継続支援事業	意見	12	事業継続支援事業のKPIの達成状況と、追加的な成果指標の設定	83
No8 生産性向上推進事業			—	
No9 人材確保支援事業	意見	13	インターネット求人情報サイト「ごきんじょぶよこすか」の成果指標の設定	92
No10 中小企業等金融対策事業			—	
No11 産業交流プラザ管理運営事業	意見	14	産業交流プラザの公費負担額と稼働率の向上	101

事業名		監査の結果及び意見		頁	
II 企業誘致・工業振興課					
No12	企業等立地促進事業			—	
No13	横須賀リサーチパーク推進事業			—	
No14	工業振興対策事業			—	
No15	久里浜工業団地地盤沈下対策事業			—	
III 創業・新産業支援課					
No16	スタートアップ推進事業	意見	15	開業数・開業率に着眼した成果指標の設定とPDCAサイクルの実行	123
No17	新産業集積推進事業	意見	16	他課や他事業との連携による効果的かつ効率的な企業集客の実現	127
		意見	17	新産業集積推進事業に寄与する外部ネットワークの拡大	129
IV 農水産業振興課					
No18	農畜産業振興補助事業	意見	18	環境保全型農業推進事業補助金の有効性の評価	143
No19	よこすか野菜魅力発信事業			—	
No20	農業施設管理事業			—	
No21	一般事務費			—	
No22	漁業共済掛金補助金	意見	19	漁業共済への加入促進及び維持継続を実現するための成果指標の設定	156
No23	漁業協同組合員貸付資金預託金			—	
No24	よこすか海の幸魅力発信事業	意見	20	よこすかさかな祭りの補助金支給後の領収書入手	163
V 農業委員会事務局					
No25	農業委員関係費			—	
No26	農業委員会運営事業	結果	2	農地台帳の一元化と適切な更新（農地法及び農地法施行規則への違反）	170
		結果	3	農地台帳と固定資産課税台帳等との照合（農地法施行規則への違反）	174
		意見	21	農地の違反転用に関する報告書の取扱いについて	176
		意見	22	農地の違反転用への対応について	177

注 1：「監査の結果及び意見」の欄の「—（バー）」は、監査の結果、結果及び意見として報告すべきものが無かったことを指している。

注 2：表中の右側にある「頁」は、本報告書における各項目の記載箇所である。

第5章 外部監査の結果及び意見（各論）

I 経済企画課

No1 勤労者福利事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

横須賀市勤労者生活資金融資要綱

勤労者地震保険等補助要綱

勤労者教育融資資金利子補給要綱

(2) 事業目的

市内在住の勤労者の福利厚生を充実させること。

(3) 事業内容

イ 地震保険等補助金

勤労者が住宅取得のため中央労働金庫でローンを組み、地震保険等に加入した場合、保険料を補助する。保険料の補助は、年間 25 千円、10 年間を上限としている。

ロ 協調融資教育ローン利子補給金

勤労者生活資金貸付制度（自治体提携ローン）のうち、教育ローンを借り入れた市民の利子を最大 5 年間補助する。なお、令和元年度（2019 年度）からは新規の申し込みを受け付けていない。勤労者生活資金貸付制度は、中央労働金庫以外の金融機関よりも低利な条件での借入ができるため、協調融資教育ローン利子補給金は類似の趣旨の制度になるためである。

ハ 勤労者福利貸付資金預託金（勤労者生活資金貸付制度）

勤労者生活資金貸付制度とは、市内に居住または市内の事業所で働く勤労者の生活の安定のため、低利で家屋解体費、耐久消費財購入費（自動車など）、冠婚葬祭費、教育費、リフォーム費（家屋増改築、太陽光発電設備設置）等の生活資金を融資する制度であり、横須賀市は中央労働金庫と提携している。限度額は 150 万円（リフォーム費は 500 万円）である。いわゆる自治体提携ローンである。

横須賀市は、毎年度 4 月 1 日に中央労働金庫に対して勤労者生活資金貸付制度の原資を預託して、中央労働金庫は当該預託金を活用し、勤労者へ無担保・低利で融資する。預託金は、毎年度 3 月 31 日に返還を受け、翌年度 4 月 1 日に改めて預託している。

なお、融資により生じる「回収が遅延するリスク」や「回収不能となるリスク」は中央労働金庫が負っているため、横須賀市の預託金には「回収が遅延するリスク」や「回収不能となるリスク」はない。

ニ 三浦半島中小企業勤労者福祉サービスセンター運営費補助金

横須賀市と近隣の市町（逗子市、三浦市、葉山町）が協力して、三浦半島の中小企業で働く従業員と事業主、個人事業主などの福利厚生事業を行うために設置された三浦半島中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下、サービスセンターという。）に対して、横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町の3市1町で協調して運営費を補助している。

サービスセンターは、少ない費用で大企業と中小企業の福利厚生格差をなくし、慶弔給付金をはじめ、勤労者の生活支援や健康維持、余暇の充実、勤労者の意欲の増進と雇用促進を目的として設置されている。

サービスセンターは外郭団体である公益財団法人横須賀市産業振興財団が運営している。サービスセンターは、主に自治体からの補助金と加入中小企業の会費をもとに事業運営を行っている。サービスセンターに対する補助金額は年間5,150千円で、横須賀市が一括して補助を行った後、経済センサス活動調査の従業員数に応じて、横須賀市以外の2市1町から各自自治体の按分額を収入している。サービスセンターに加入している中小企業は、雇用者1人当たり月700円の会費を支払っている。

(4) 事業開始年度

イ 地震保険等補助金

平成20年度（2008年度）

ロ 協調融資教育ローン利子補給金

平成20年度（2008年度）

※令和元年度（2019年度）から新規申し込み受付停止

ハ 勤労者福利貸付資金預託金（勤労者生活資金貸付制度）

昭和45年度（1970年度）

ニ 三浦半島中小企業勤労者福祉サービスセンター運営費補助金

平成16年度（2004年度）

(5) 事業の形態

横須賀市単独事業

なお、勤労者福利貸付資金預託金（勤労者生活資金貸付制度）については、近隣自治体でも同様の事業を実施している（いわゆる、自治体提携ローンである）。

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

サービスセンターの会員数、勤労者生活資金貸付制度に係る融資額で効果を測定している。

なお、地震保険等補助金及び協調融資教育ローン利子補給金は効果測定を行っていない。協調融資教育ローン利子補給金は新規申し込み受付を停止しているためである。

(2) 成果指標の推移 (3 か年)

図表 5-1-1-1 成果指標の推移

指標名		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
三浦半島中小企業勤労者 福祉サービスセンター会 員数 (単位：人)	目標	設定なし	1,300	1,480
	実績	1,255	1,462	1,484
勤労者生活資金貸付制度 に係る融資額 (単位：千円)	目標	設定なし	100,000	200,000
	実績	13,230	10,900	83,780

出典：所管課提出資料

横須賀市では、令和 3 年度（2021 年度）以降、成果指標の設定を推進しているため、令和 2 年度（2020 年度）の成果指標は設定していない（参考の実績値のみ記載している。以下、他の事業においても同じ。）。

サービスセンター会員数については、会員数が増えることによって、会員収入が増加し、より充実した事業提供が可能になることが考えられ、会員数を増加させることが重要となることから、会員数を成果指標として設定している。サービスセンター会員数は広報宣伝等の結果、毎年度増加している。

勤労者生活資金貸付制度に係る融資額については、中央労働金庫に対する預託金額を成果指標の目標金額として設定している。預託金額は、年間の上限延べ融資額（融資可能な上限額）でもある。預託金は、令和 3 年度（2021 年度）は 100,000 千円、令和 4 年度（2022 年度）が 200,000 千円と倍増しているが、これは利率を引き下げ、より利用しやすい融資制度とするため、令和 4 年度から預託金を 100,000 千円増額し、協調倍率を 3 倍から 1 倍にしたためである。なお、実績は年度末における融資残高を示している。

(3) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-1-1-2 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
勤労者生活資金貸付制度に 係る融資件数 (単位：件)	8	6	75

出典：所管課提出資料

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-1-1-3 事業費の推移 (3 か年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額 (千円)	126,905	126,880	226,852
決算額 (千円)	124,943	124,945	226,016

出典：所管課提出資料

令和 3 年度 (2021 年度) と令和 4 年度 (2022 年度) を比較して、令和 4 年度の予算現額、決算額が約 100,000 千円増加しているが、これは勤労者福利貸付資金預託金 (勤労者生活資金貸付制度の預託金) が 100,000 千円増加したことが主な要因である。令和 2 年度 (2020 年度) ~令和 4 年度 (2022 年度) において、予算現額と決算額に大幅な差異はない。

(2) 令和 4 年度 (2022 年度) 歳出決算の主な内訳

図表 5-1-1-4 令和 4 年度 (2022 年度) 歳出決算の主な内訳

節	金額 (千円)	主な内容
負担金、補助及び交付金	26,016	勤労者地震保険等補助金 協調融資教育ローン利子補給金 三浦半島中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金
貸付金	200,000	勤労者福利貸付資金預託金
合計	226,016	

出典：所管課提出資料

歳出は、勤労者福利貸付資金預託金 200,000 千円のほか、勤労者地震保険等補助金 20,800 千円、協調融資教育ローン利子補給金 66 千円、サービスセンター補助金 5,150 千円である。

(3) 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

図表 5-1-1-5 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

名称	金額(千円)
諸収入(勤労者福利貸付資金預託金収入)	200,000
雑入(三浦半島中小企業勤労者福祉サービスセンター負担金)	1,098
一般財源	24,918
合計	226,016

出典：所管課提出資料

歳入のうち、200,000千円は勤労者福利貸付資金として預託していたものの返還収入である。

また、事業内容に記載の通り、三浦半島中小企業勤労者福祉サービスセンターの運営費補助金は、横須賀市がまとめて支払った後、経済センサス活動調査の従業員数に応じて、横須賀市以外の2市1町から各自自治体の按分額を収入しており、当該収入額が雑入として計上されている。

4. 監査の結果及び意見

【意見4】三浦半島中小企業勤労者福祉サービスセンターの成果指標

(現状)

横須賀市は三浦半島中小企業勤労者福祉サービスセンター会員数を成果指標として設定しているが、このサービスセンター会員数は3市1町の会員数を表している。

(課題)

横須賀市として三浦半島中小企業勤労者福祉サービスセンター運営費補助金を支出しているが、成果指標を3市1町の合計値とした場合、横須賀市の補助金の効果を直接測ることが難しくなる。

(意見)

成果指標「三浦半島中小企業勤労者福祉サービスセンター会員数」については、横須賀市に限定した数値も成果指標に加えることが望ましい。

【意見5】勤労者生活資金貸付制度の成果指標の目標値の設定方法

(現状)

勤労者生活資金貸付制度の効果測定として、勤労者生活資金貸付制度に係る融資額を成果指標として設定しているが、目標値が年度ごとの金融機関への預託金額となっている。

(課題)

勤労者生活資金貸付制度は、融資可能額は預託金額が上限であり、融資実行額が上限(預託金額)に達してしまった場合は、基本的には新規申し込みが停止されるため、このような事態を避けるため、市は予想される融資額よりも余裕をもって預託金を支出しているとのことである。

そのため、現状設定している目標値は、達成した場合には、融資を希望する市民に対して融資できない事態を招いてしまうため、目標値としては適していないと考えられる。

(意見)

融資件数など預託金額以外の指標を目標値として設定することが望ましい。

【意見6】三浦半島中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員数

（現状）

サービスセンターにおいて、会員数増加のため、未加入企業の訪問等を行い積極的に新規会員の加入促進活動を行っている。

図表 5-1-1-1 の記載のとおり、三浦半島中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員数は令和4年度（2022年度）時点で目標値を達成しているが（1,480人の目標に対して、実績は1,484人）、所管課は、近隣団体の類似制度の会員数と比較し、現状のサービスセンター会員数が十分ではないとの認識を持っている。

（課題）

サービスセンター会員数が増加するとサービスセンターにおける会員負担金収入が増加し、サービスセンターのさらなる事業充実が図られたり、自治体からの補助額が減少することにより、サービスセンターがより自立的な運営を行ったりすることができるようになると考えられる。

（意見）

会員の業種分析等を実施し、加入が少ない業界団体へのアプローチをする等によって会員数増加を図ることが望ましい。

また会員の申し込み状況の分析や会員へのアンケートを通して、会員に人気なメニューの拡充等、サービス内容の見直しが求められる。

さらに、会員がサービス利用する際には、サービスセンターの開所時間内に電話で申し込みを行うことになっているが、ネット予約ができるようにする等サービス申込に関する利便性の向上が望ましい。

No2 一般労政事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

労働団体等文化体育事業補助金交付要領

(2) 事業目的

勤労者の福利厚生の実を目的としている。

(3) 事業内容

労働者団体（横須賀三浦地域労働組合総連合、三浦半島地域労働福祉協議会）が行う文化体育事業に対する事業費について、補助対象事業に要する経費の1/3以内を補助している。

横須賀市の勤労者が、当事業の受益の対象者となるためには、上記の労働者団体に加入していることが必要である。

(4) 事業開始年度

不明

(5) 事業の形態

横須賀市単独事業

ただし、横須賀市の近隣自治体も同団体に補助金を支出している。

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

勤労者の福利厚生の実を目的とした事業であり、事業の性質上効果測定が困難なため、効果測定は行っていない。

(2) 成果指標の推移（3か年）

前述の理由から、成果指標の設定も行っていない。

(3) 利用件数、支給件数など実績の推移（3か年）

図表 5-1-2-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
横須賀三浦地域労働組合総連合による事業実施回数（回）	0	5	5
三浦半島地域労働者福祉協議会による事業実施回数（回）	0	15	15

出典：所管課提出資料

事業内容は、納涼クルージング、フルーツ狩り、水族館貸切イベント、スポーツ大会等、インドアイベントもアウトドアイベントも実施されており、多くの勤労者が参加しやすい企画となっている。

なお、令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から各種レクリエーション事業が中止又は縮小された。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-1-2-2 事業費の推移（3か年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額（千円）	2,591	1,891	1,891
決算額（千円）	0	1,891	1,891

出典：所管課提出資料

労働者団体が行う文化体育事業に対する事業費について、補助対象事業に要する経費の1/3以内を補助する事業であり、予算額を上限としている。

令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の影響で決算額が0となったが、令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）においては、上限額を補助したため、予算現額と決算額が一致している。

(2) 令和4年度（2022年度）歳出決算の主な内訳

図表 5-1-2-3 令和4年度（2022年度）歳出決算の主な内訳

節	金額（千円）	主な内容
負担金、補助及び交付金	1,891	文化体育事業補助金
合計	1,891	

出典：所管課提出資料

歳出の全額が労働者団体に対する文化体育事業補助金である。

(3) 令和4年度（2022年度）歳出決算の財源

全て一般財源で行っている。

4. 監査の結果及び意見

【結果1】労働者団体の収支決算書のチェック

(現状)

労働者団体から提出された令和4年度(2022年度)の収支決算書について、収入額と支出額が一致していた。令和3年度(2021年度)において、令和4年度(2022年度)への繰越金があったが、令和4年度(2022年度)の収支決算書には前期からの繰越収入が計上されていなかった。本来は繰越金の分だけ収支が一致しないのではないかと考えられる。

所管部署は収支決算書を入手していたが、この事実を適時に把握していなかった。

(課題)

収支計算書は単に入手するだけでなく、内容を確認しないと、補助金が適切に使われているかの確認ができないのではないかと考える。

(結果)

今後は、収支決算書について単に入手するだけでなく、内容も適時に確認すべきである。

また、担当者が変わってもチェック項目が引き継がれるように、決算書のチェックリスト等を整備することも検討すべきではないかと考える。

【意見7】一般労政事業の成果指標の設定

(現状)

当事業について、成果指標が設定されていない。

(課題)

勤労者の福利厚生の充実を目的とした事業であり、事業の性質上成果指標の設定が困難であることは理解できるが、成果指標を設定しないと、補助金支出に対する効果を把握できず、効率性の観点で問題である。

(意見)

勤労者の福利厚生 of 充実という目的から、福利厚生 of 充実は個人の主観的な要素が強いため、いわゆる「アウトカム指標」の設定は難しいと監査人も考えるが、一方で、イベント実施回数やイベント参加人数などの指標は目標値の設定と実績の測定が可能と考えられるため、このような指標を成果指標として設定することが考えられる。

【意見 8】一般労政事業の在り方の検討

(現状)

横須賀三浦地域労働組合総連合、三浦半島地域労働福祉協議会が行う文化体育事業に対する事業費について、補助対象事業に要する経費の 1/3 以内を補助している。当事業の事業開始年度は不明であることから、相当昔に開始された事業であることが推測される。記録に残る範囲ではあるが、過去に補助金の金額は見直しされている（減額されている）が、補助対象を労働組合に限る点の見直しは特に検討されていないとのことである。

(課題)

当事業で横須賀市民が受益するには、勤労者であったとしても、横須賀三浦地域労働組合総連合、三浦半島地域労働福祉協議会のどちらかの労働組合に属している必要がある。

全国的に労働組合の組織率は年々減少しており、厚生労働省が令和 4 年（2022 年）12 月 16 日に公表した 2022 年「労働組合基礎調査」結果によると、雇用者数に占める労働組合員数の割合を示す「推定組織率」は 16.5%と過去最低を更新している。横須賀市においても、働き方の多様化により、今日では労働組合に属さない勤労者の方が多いと推測され、特定の労働組合に対してのみ補助金を支出することは、公平性の観点で課題が生じてきている可能性がある。

(意見)

労働組合に加入しているか否かに係わらず、横須賀市の全ての勤労者を対象とした補助制度にするのが理想ではあるが、予算の制約等を踏まえると、現実的には困難であると考えられる。

当事業については、過去に予算が減額されているが、労働組合の組織率低下により受益できる勤労者の割合が減少傾向にあると考えられることを踏まえると、予算の減額だけでなく、事業を継続するか否かについても、一度検討されてみてはどうかと考える。

No3 勤労福祉会館管理運営事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

勤労福祉会館条例
勤労福祉会館条例施行規則

(2) 事業目的

勤労者だけでなく、広く市民の利用促進を図り、さまざまなサークル活動や学習及び交流の場の施設として運営する。

(3) 事業内容

貸館施設
施設名称は、勤労福祉会館(ヴェルクよこすか)である。

(4) 事業開始年度

開館：平成3年（1991年）4月1日
指定管理者制度導入：平成18年（2006年）4月

(5) 事業の形態

指定管理者制度導入事業
施設管理費の一部を利用料金で賄い、残額を市からの指定管理料で賄う利用料金併用制を採用している。

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

利用率（利用時間÷利用可能時間）

(2) 成果指標の推移（3か年）

図表 5-1-3-1 成果指標の推移

指標名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用率 (単位：%)	目標	設定なし	38.9	40.9
	実績	32.9	46.0	38.4

出典：所管課提出資料

横須賀市では、令和3年度（2021年度）以降、成果指標の設定を推進しているため、令和2年度（2020年度）の成果指標は設定していない。

成果指標である利用率は、前年度の実績をもとに所管課が決定している。

令和3年度（2021年度）の利用率が高いのは、新型コロナウイルス感染症に関連した補助金等を担当する横須賀市の部署が勤労福祉会館の一部を借り上げ、作業部屋として利

用していたためである。当該影響を除外した利用率⁸は 36.7%であり、令和 2 年度（2020 年度）や令和 4 年度（2022 年度）と比較し著しく高いわけではないことがわかる。

（3） 利用件数、支給件数など実績の推移（3 か年）

図表 5-1-3-2 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用件数 (単位：件)	3,309	5,329	5,269

出典：所管課提出資料

令和 3 年度（2021 年度）の利用件数が多いのは、新型コロナウイルス感染症に関連した補助金等を担当する横須賀市の部署が勤労福祉会館の一部を借り上げ、作業部屋として利用していたためである。

3. 予算、決算

（1） 事業費の推移（3 か年）

図表 5-1-3-3 事業費の推移（3 か年）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額（千円）	160,217	67,830	154,540
決算額（千円）	155,735	67,512	95,653

出典：所管課提出資料

令和 2 年度（2020 年度）及び令和 4 年度（2022 年度）は次のイレギュラー事象の発生により、予算現額及び決算額が通常年度より多額に計上されている。

令和 2 年度（2020 年度）に総務部人事課が職員厚生会館から勤労福祉会館に移動したことで、内装費等の経費が計上された。

令和 4 年度（2022 年度）の予算現額が多額なのは、冷却塔の改修工事費約 80,000 千円を計上したためである。ただし、工事は令和 5 年度にかけて行われる（令和 6 年（2024 年）1 月末完了予定）ため、決算額には前払金（28,270 千円）のみが計上されている。

⁸ 横須賀市防疫企画担当と臨時給付金担当が第 1 研修室及び第 2 研修室を長期使用していたため、当該 2 つの研修室を除外して利用率を算定した。

(2) 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-1-3-4 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
役務費	72	施設予約システム回線等使用料
委託料	65,000	指定管理料
工事請負費	28,270	冷却塔改修工事(前払金)
補償、補填及び賠償金	2,217	令和3年度(2021年度)分新型コロナウイルス感染症に係る補償金
備品購入費	94	サーキュレーター7台
合計	95,653	

出典：所管課提出資料

令和4年度(2022年度)の歳出決算の主なものは、勤労福祉会館の指定管理料65,000千円、冷却塔改修工事に係る前払金28,270千円等である。

(3) 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

図表 5-1-3-5 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

名称	金額(千円)
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	94
雑入(弁護士会横須賀支部事務室共益費・光熱水費)	1,251
市債	28,200
一般財源	66,108
合計	95,653

出典：所管課提出資料

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、感染症対策でサーキュレーター7台を購入したが、当該購入費相当分を充当したものである。

雑入は、勤労福祉会館に弁護士会横須賀支部がテナントとして入居しているが、当会に係る共益費及び光熱水費を雑入として計上したものである。

市債は、冷却塔改修工事の前払金相当分について、起債により資金調達したものである。

その他の事業費は、一般財源を充当している。

4. 監査の結果及び意見

【意見9】 勤労福祉会館の公費負担額と稼働率の向上

(現状)

第4章 外部監査の結果及び意見(総論)の意見3(P27)に記載のとおり、勤労福祉会館の使用料は「公の施設の使用料に関する基本方針(令和元年(2019年)7月)」に基づき算定されている。勤労福祉会館は貸館施設であるため、利用者が、使用料算定における対象原価(対象原価の定義は意見3(P27)参照)の100%を負担すべき施設である。

しかしながら、当該基本方針に従い、勤労福祉会館の使用料は、稼働率(利用率)75%で計算されているが、実際の稼働率は38.4%(令和4年度)に過ぎず、両者に大幅な乖離が認められる。

使用料算定に使用する稼働率が実際の稼働率より高すぎることにより、勤労福祉会館は、対象原価の100%を利用者が負担することが前提の施設とされながら、結果として、多額の公費負担が発生してしまっている。

なお、当該基本方針では、個々の施設ごとの稼働率ではなく、一律の稼働率を採用することで、個々の施設単位でみるのではなく、横須賀市全体として対象原価の100%を利用者に負担して頂く考え方を採用している(詳細は意見3(P29)参照)。しかしながら、意見3(P34-35)に記載のとおり、他の貸館施設の実際の稼働率も75%を大きく下回る状況であると考えられるため、横須賀市全体としても多額の公費負担が発生している状況と推察される。

(課題)

勤労福祉会館は、対象原価の100%を利用者が負担することが前提の施設とされながら、結果として、多額の公費負担が発生してしまっていることが課題である。

公費負担を少しでも減らすためには、公共施設の所管課としては、まず稼働率の向上に取り組むべきと考えられる。

(意見)

現状の稼働率は、「公の施設の使用料に関する基本方針(令和元年(2019年)7月)」に掲げられている一律の稼働率である75%の半分以下であるため、稼働率向上を目指すべきではないかと考える。

改めて、公共施設の認知度向上(公共施設のPRなど)、利用実績が著しく少ない夜間の時間帯などは施設を閉めるなど、稼働率向上のための施策を検討されてはどうかと考える。

【意見 10】 迅速な年度評価の実施

(現状)

指定管理者の行った業務内容について、指定管理者は「実績報告書」にて自己評価を行い、四半期終了後の翌月 10 日までに提出している。年度末においては、「実績報告書」において自己評価のみならず、横須賀市と指定管理者が合意した評価を付すことになっているが、令和 5 年（2023 年）9 月時点において、令和 4 年度（2022 年度）末の横須賀市と指定管理者が合意した評価が行われていなかった。

(課題)

評価を行う目的は、充足している部分は引き続き同様以上のサービス提供を行い、充足していない部分については改善を求めることである。横須賀市と指定管理者が合意した評価が行われないと、改善点を明確にすることが難しくなる。

(意見)

所管課によると、実績報告書の様式が新しくなり初めての評価であることから評価基準が難しく、評価が遅れているとのことである。

評価を行う実績報告書の様式を見直したり、分かりやすい評価基準にしたり、実施期限を設けたりすることで、迅速に評価を行うことが望ましい。

No4 雇用促進事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

なし

(2) 事業目的

求職活動を行う市民の就職を支援する。

(3) 事業内容

- イ 職業技術校等へ就学する市民に奨励金を支給
- ロ 若年者（高校生・大学生・社会人）を対象とした市内企業が出展する合同企業就職説明会を開催
- ハ 自衛隊の定年退職予定者を対象とした市内企業が出展する合同企業就職説明会を開催
- ニ 県やハローワークと就職支援セミナーを共催
- ホ 市ホームページ等を通じ、職業訓練やセミナーなど就職支援情報を提供

(4) 事業開始年度

- イ 職業技術校等へ就学する市民に奨励金を支給
平成 21 年度（2009 年度）
- ロ 若年者を対象とした市内企業が出展する合同企業就職説明会を開催
平成 16 年度（2004 年度）
- ハ 自衛隊の定年退職予定者を対象とした市内企業が出展する合同企業就職説明会を開催
平成 29 年度（2017 年度）
- ニ 県やハローワークと就職支援セミナーを共催
平成 28 年度（2016 年度）

(5) 事業の形態

横須賀市単独事業で、横須賀商工会議所及びハローワーク横須賀と三者協定を締結し、相互協力のもと就職支援事業を実施している。

他団体でも類似事業を行っている場合もあるが、自衛隊の定年退職予定者を対象とした合同企業就職説明会は、横須賀市に特有の事業と考えられる。自衛隊員は基本的には 50 代と若くして定年を迎えるため、自衛隊基地のある横須賀市ならではの事業として、自衛隊の定年退職予定者に限定した合同就職説明会を企画・開催している。

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

若年者及び自衛隊の定年退職予定者を対象とした合同就職説明会の参加人数で効果を測定している。

(2) 成果指標の推移 (3 か年)

各合同就職説明会の参加人数を成果指標としている。

図表 5-1-4-1 成果指標の推移

項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
大学生等新卒者 (単位：人)	目標	15	15	30
	実績	※1	55	57
社会人求職者 (単位：人)	目標	15	15	30
	実績	※1	中止	66
定年退職予定自衛官 (単位：人)	目標	65	65	80
	実績	131	中止	145
高校生 (単位：人)	目標	25	25	110
	実績	中止	80	70
上記合計 (単位：人)	目標	120	120	250
	実績	158	135	338

出典：所管課提出資料

※1：令和 2 年度（2020 年度）は、大学生等新卒者と社会人求職者の同時開催となり、実績は合計で 27 人である。

令和 2 年度（2020 年度）及び令和 3 年度（2021 年度）は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、合同就職説明会を一部中止した影響で、成果指標としている参加人数が少なく設定されている。

令和 2 年度（2020 年度）及び令和 3 年度（2021 年度）は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、合同就職説明会を一部中止した影響で、参加人数が少なくなっている。

社会人求職者について、令和 4 年度（2022 年度）の成果指標が 30 人に対し、実績値は 66 人と多くなっている。これは新型コロナウイルス感染症の終息等によるものである。

- (3) 利用件数、支給件数など実績の推移（3 か年）
 合同就職説明会の参加企業数は次表のとおり。単位は社である。

図表 5-1-4-2 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
大学生等新卒者 (単位：社)	同時開催 22	28	32
社会人求職者 (単位：社)		中止	20
定年退職予定自衛官 (単位：社)	15	中止	24
高校生 (単位：社)	中止	19	43
上記合計 (単位：社)	59	47	119

出典：所管課提出資料

令和 2 年度（2020 年度）及び令和 3 年度（2021 年度）は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、合同就職説明会を一部中止した影響で、参加企業数が少なくなっている。

3. 予算、決算

- (1) 事業費の推移（3 か年）

図表 5-1-4-4 事業費の推移（3 か年）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額（千円）	9,503	9,511	8,963
決算額（千円）	7,589	6,789	8,252

出典：所管課提出資料

令和 2 年度（2020 年度）及び令和 3 年度（2021 年度）は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、説明会を一部中止した影響で、予算現額と比較して決算額が少なくなっている。令和 4 年度（2022 年度）は予定通り合同就職説明会を実施したため、予算現額と決算額の差異が小さくなっている。

(2) 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-1-4-5 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

節名称等	金額(千円)	主な内容
給与費	2,706	会計年度任用職員
報償費	3,078	職業技術校等就学者奨励金
需用費	56	合同就職説明会用チラシ印刷代
委託料	705	合同就職説明会会場設営委託料
使用料及び賃借料	907	合同就職説明会物品使用料
負担金、補助及び交付金	800	無料職業紹介事業等離職対策事業運営補助金
合計	8,252	

出典：所管課提出資料

負担金、補助及び交付金の800千円は、一般財団法人神奈川県駐労福祉センターに対する補助金である。なお、一般財団法人神奈川県駐労福祉センターは、神奈川県内の駐留軍関係従業員とその離職者およびその家族の離職対策や福祉対策の事業を行うと共に、県民の福祉事業を行い、駐留軍関係従業員等ならびに県民の福祉の向上と生活の安定を図ることを目的とした組織である。

(3) 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

全て一般財源で行っている。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No5 経済関係団体支援事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

補助金等交付規則

公益財団法人横須賀市産業振興財団に対する補助金の交付基準

横須賀商工会議所に対する補助金の交付基準

(2) 事業目的

市内商工業事業者を対象に公益性の高い事業を行う各団体に対して、事業費の一部を補助し支援することで、市内商工業の発展を図る。

(3) 事業内容

横須賀商工会議所及び公益財団法人横須賀市産業振興財団の事業費の一部を補助する（補助率 2/3）。なお、「公益財団法人横須賀市産業振興財団に対する補助金の交付基準」及び「横須賀商工会議所に対する補助金の交付基準」により、両団体の補助金には上限額が設定されている。

なお、横須賀商工会議所及び公益財団法人横須賀市産業振興財団は横須賀市の補助金のほか、神奈川県からの補助金や会員からの会費で事業を行っている。

(4) 事業開始年度

横須賀商工会議所補助金：昭和 33 年度（1958 年度）

公益財団法人横須賀市産業振興財団補助金：平成 5 年度（1993 年度）

(5) 事業の形態

横須賀市単独事業

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

効果測定は行っていない。横須賀市は、横須賀商工会議所及び公益財団法人横須賀市産業振興財団に補助金を支出し、それらの団体は横須賀市からの補助金をもとに事業を行っているが、それぞれの事業は複数あり、補助金と事業の効果に明確な相関関係があるとは言い難いためである。

効果測定は行っていないものの、横須賀市としては、両団体は、市内事業者の経営支援など、市内産業に有益な活動を行っており、活動の継続に必要な財源であることから、当面継続する方針である。

(2) 成果指標の推移（3 年間）

前述の理由から、成果指標の設定も行っていない。

(3) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-1-5-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
横須賀商工会議所に対する補助金 (単位：千円)	14,800	14,800	14,800
公益財団法人横須賀市産業振興財団に対する補助金 (単位：千円)	11,300	10,608	9,699

出典：所管課提出資料

横須賀商工会議所の補助上限額は 14,800 千円であるが、令和 2 年度 (2020 年度) ~ 令和 4 年度 (2022 年度) において、事業費が上限額を上回ったため、補助上限額を支出している。

公益財団法人横須賀市産業振興財団の補助上限額は 11,300 千円であるが、令和 3 年度 (2021 年度) 及び令和 4 年度 (2022 年度) は、新型コロナウイルス感染症の影響で計画していた事業を中止又は規模縮小等したため、交付額は補助上限額を下回っている。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-1-5-2 事業費の推移 (3 か年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額 (千円)	26,100	26,100	26,100
決算額 (千円)	26,100	25,408	24,499

出典：所管課提出資料

予算現額は、横須賀商工会議所と公益財団法人横須賀市産業振興財団に対する補助金の上限額 (横須賀商工会議所 14,800 千円、須賀市産業振興財団 11,300 千円) を設定している。

決算額の推移理由については、2 (3) に記載のとおりである。

(2) 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-1-5-3 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
負担金、補助及び交付金	24,499	横須賀商工会議所補助金 公益財団法人横須賀市産業振興財団補助金
合計	24,499	

出典：所管課提出資料

(3) 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

全て一般財源で行っている。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No6 一般事務費

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

横須賀市技能功労者等表彰要綱

(2) 事業目的

- イ 経済企画課内業務の円滑な運営
- ロ 横須賀中央まちづくり株式会社との連絡調整
- ハ 技能功労者表彰の実施

(3) 事業内容

- イ 経済企画課の事務経費
- ロ 横須賀市役所前地下駐車場の管理運営を行う横須賀中央まちづくり株式会社に対する連絡調整や支援の実施
- ハ 永年にわたり同一の職業に従事し、技術水準の向上、後進の育成指導等に多大な貢献があった者を表彰する技能功労者表彰の実施

(4) 事業開始年度

- ハ 技能功労者表彰の実施については昭和 51 年度（1976 年度）

(5) 事業の形態

横須賀市独自事業

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

以下の理由から、事業の効果測定は行っていない。

- イ 経済企画課内業務の円滑な運営
経済企画課内業務の円滑な運営を目的としているため、成果指標の設定がなじまないため。
- ロ 横須賀中央まちづくり株式会社との連絡調整
横須賀中央まちづくり株式会社との連絡調整が業務内容であり、成果指標の設定がなじまないため。
- ハ 技能功労者表彰の実施
横須賀市内の企業で永年にわたり従事し、多大な貢献があった者に対して感謝の意を表明することを目的にしており、成果指標の設定がなじまないため。

(2) 成果指標の推移（3 か年）

前述の理由から、成果指標の設定も行っていない。

(3) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-1-6-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
技能功労者等表彰の表彰式 開催数 (単位：回)	1	1	1
技能功労者等表彰の被表彰 者数 (単位：人)	47	41	39

出典：所管課提出資料

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-1-6-2 事業費の推移 (3 か年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額 (千円)	1,399	1,779	1,840
決算額 (千円)	803	1,016	1,564

出典：所管課提出資料

経済企画課の事務経費と技能功労者表彰の実施に係る事業費である。経済企画課内の事務経費については予算現額、決算額ともに毎年度ほぼ同額が計上されている。令和 4 年度 (2022 年度) の技能功労者表彰式は、ミニコンサートの実施や被表彰者のパネル写真の展示等を行い、表彰式をアップグレードしたため、令和 4 年度 (2022 年度) の決算額が他の年度と比較して多額に計上されている。

(2) 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-1-6-3 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
報償費	446	技能功労者等表彰式のミニコンサート出演料、受彰者記念品他
旅費	205	部長及び課職員出張旅費
交際費	70	経済関係団体懇親会等への出席にかかる会費等の部長交際費
需用費	525	事務用品や新聞代などの消耗品 技能功労者等表彰の事務費
役務費	34	経済部 FAX 通信費
使用料及び賃借料	45	技能功労者等表彰式の会場使用料
備品購入費	99	会議用テーブル購入代
負担金、補助及び交付金	140	一般財団法人地域活性化センター負担金
合計	1,564	

出典：所管課提出資料

令和4年度(2022年度)の歳出決算の内訳として、経済企画課の事務経費と技能功労者表彰の実施に係る事業費が計上されている。

経済企画課の事務経費として、旅費205千円、交際費70千円、需用費525千円、役務費34千円、備品購入費99千円及び負担金、補助及び交付金140千円を計上している。負担金、補助及び交付金の140千円は、自治体や市長会等が会員である一般財団法人地域活性化センターの負担金である。

技能功労者表彰の実施に係る経費として、報償費446千円、使用料及び賃借料45千円を計上している。

(3) 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

全て一般財源で行っている。

4. 監査の結果及び意見

【意見 11】 外郭団体「横須賀中央まちづくり株式会社」の財政状態の悪化と、横須賀市の対応方針についての意見

(現状)

横須賀中央まちづくり株式会社（以下、「会社」という。）は、横須賀市役所前公園の地下にある横須賀市役所前地下駐車場（愛称「ぴぼ 320」）の管理運営を行う横須賀市の第三セクター（外郭団体）である。

詳細は後述するが、会社の経営状態はかねてから悪化しており、令和 2 年度（2020 年度）決算で債務超過に陥っている。また、ぴぼ 320 自体も、令和 5 年（2023 年）9 月で建築から 30 年経過し、今後は修繕費が増加していくものと考えられる。

監査人は、令和 5 年（2023 年）11 月 13 日に、会社へ往査し、ぴぼ 320 の現状把握と、横須賀市の今後の対応方針について検討を行った。詳細は後述するが、横須賀市は、会社及びぴぼ 320 を存続させる方針である。監査人は、横須賀市の方針は理解できるが、今後の推移は見守る必要があると考えている。

監査人は、会社及びぴぼ 320 の現状、課題並びに横須賀市の対応方針等を包括外部監査の報告書に記載することは、横須賀市民にとって一定の価値があると考えたこと、及び今後の対応について横須賀市に留意して頂きたいことから、意見を記載することにした。

意見を述べる前に、まず、横須賀中央まちづくり株式会社の概要から説明する。

図表 5-1-6-4 横須賀中央まちづくり株式会社の概要

名称	横須賀中央まちづくり株式会社
本社所在地	〒238-0004横須賀市小川町9
設立	平成3年2月20日
資本金	5千万円
株主数	107名 (R5.3.31現在)
施設名	市役所前地下駐車場（愛称「ぴぼ320」）

出典：ぴぼ 320 のホームページ

会社は、横須賀市の中心市街地である横須賀中央地区の発展に寄与することを目的として設立され、現在は、ぴぼ 320 の管理運営を行っている。同社の発行済み株式総数のうち、市の持株比率は 40.74%である。

次に、ぴぼ 320 の概要を説明する。

図表 5-1-6-5 ぴぼ 320 通り口



出典：ぴぼ 320 のホームページ

ぴぼ 320 は、横須賀市役所前公園の地下に所在する、機械式駐車場である。上記写真は、地下駐車場への出入り口（階段）である。

駐車所在地である市役所駅前公園の地下は、中央地区の活性化のため、横須賀市より使用料全額免除での占用を許可されている。

図表 5-1-6-6 ぴぼ 320 の施設案内

収容台数	合計320台 ・三段式パズルパーキング314台 ・平面式6台（身障者スペース3台）
営業時間	24時間営業 年中無休
車両制限	全高 2,000mm 全長 5,300mm 全幅 1,900mm 重量 2,000kg
住所	〒238-0004 横須賀市小川町9番地 京急線横須賀中央駅徒歩3分

出典：ぴぼ 320 のホームページ

地下駐車場の構造は、鉄筋コンクリート造、地下1階3層（ピット式3段駐車場機械式）である。敷地面積は4,700㎡、床面積は4,561㎡である。建設費の総額は、32億63百万円である。ぴぼ 320 の営業開始は平成5年（1993年）9月であるため、令和5年（2023年）9月で、建設から、ちょうど30年経過したことになる。

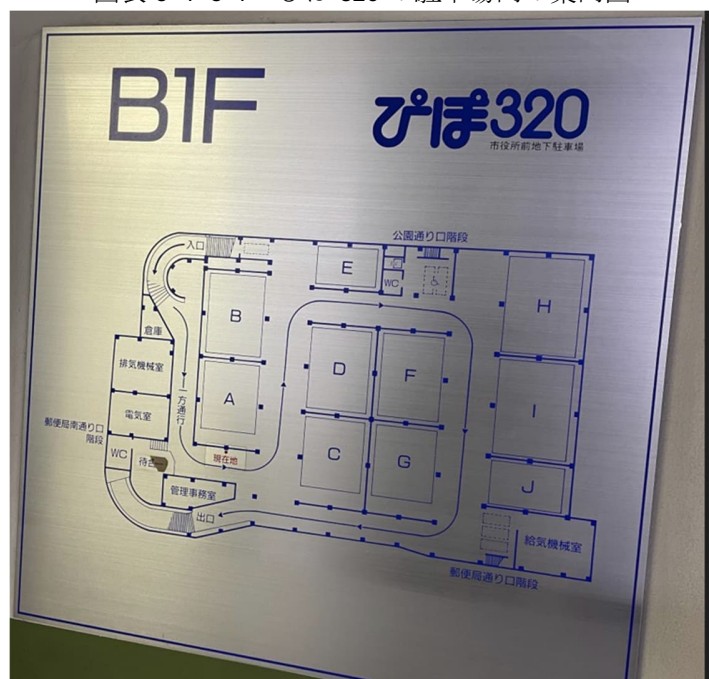
売上金及び駐車場券等の管理や、駐車場内の案内、利用促進活動等は、コロナ禍以前は外部委託していたが、コロナ禍による駐車場利用客の減少で採算が取れなくなったことを理由に委託先に撤退され、現在は自社でアルバイト等を雇用しての直営となっている。

次頁の駐車場案内図（図表 5-1-6-7）のとおり、駐車場内は、A～Jのブロックに分けられている。入庫できる車体の大きさがブロックによって異なっており、A～Gブロックは5ナンバー、H～Jブロックが3ナンバーの駐車スペースとなっている。車が入庫してくると、場内のアルバイトが該当ブロックへ誘導している。

ぴぼ 320 は、機械式の駐車場であり、車種によって駐車できるスペースが決まっているため、機械操作・利用者誘導のための人員が駐車場内に必要になる。混雑が見込まれる日や時間に応じて配置される人数は増減するが、通常時は時間帯に応じて以下の人数が配置されている。

- ・ 8時～19時 3～4名
- ・ 19時～翌8時 2～3名（深夜は1名になる場合もあるとのことである）

図表 5-1-6-7 ぴぼ 320 の駐車場内の案内図

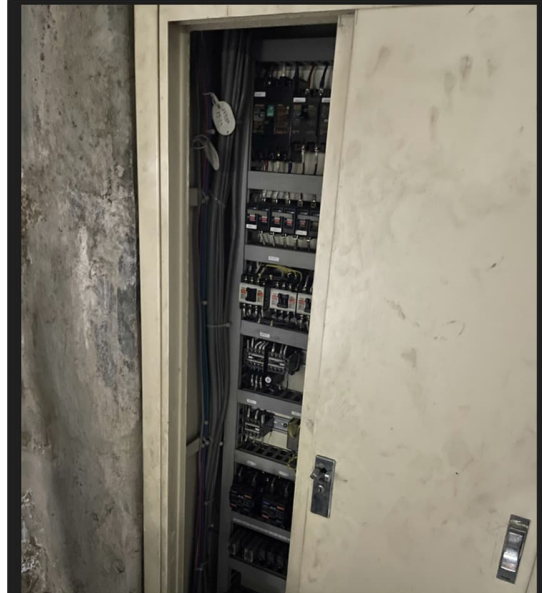


出典：現場視察時に監査人撮影

上記駐車場内案内図のうち、区画 A と E は、本来、ピット式 3 段駐車場機械式であるが、令和 5 年（2023 年）11 月 13 日の現場視察時点で、電子基板の故障（図表 5-1-6-8 参照）により、機械を制御できない状態となっていた。会社によると、いずれは修理する予定だが、区画 A と区画 E は車を入れにくい位置であるため、現時点では修理していないとのことであった。

前頁に記載の施設案内（図表 5-1-6-6 参照）には収容台数合計 320 台とあるが、現場視察時点では、区画 A と区画 E の電子基板の故障により、実際の収容可能台数は 320 台よりも少ない状態であった。

図表 5-1-6-8 故障した電子基板（写真は区画 E のもの）



出典：現場視察時に監査人撮影

会社によると、電子基板は 30 年前の建設当時のもので、現在では交換用の部品が入手できないため、故障した電子基板は、新品に一式交換する必要があり、交換費用は 1 台あたり約 600 万円かかるとのことである。

会社によると、電子基板は、A～J の 10 台あるが、半数程度は新品に交換済みであるが、現在故障している区画 A と E を含む残り半分程度は、今後、新品に交換する必要があるだろうとのことである。

地下駐車場は建設から 30 年経過しているが、現場視察時に会社から説明を受けた故障は上記の電子基板のみであった。会社は、設備の定期点検を受けており、点検業者からはエレベータ（1 基のみである）や電源設備についても老朽化を指摘されているものの、現場視察時点で故障しているのは電子基板程度とのことである。機械式駐車場の機械自体は、チェーンやレールの部品交換を継続して行っており、現場視察時点では、不具合は無く、点検業者からも、緊急性を要する不具合は特に指摘されていないとのことであった。

また、躯体の老朽化状態については、会社によると数年前に躯体の劣化診断を受けたが、特に大きな指摘は無かったとのことである。

一般に機械式駐車場は、更新費用を含めて、維持管理コストが高額になると言われているが、会社によると、ぴぼ 320 は地下にある機械式駐車場であり、風雨にさらされていないため、機械に錆などは発生しておらず、機械の状態が良好であるとのことであった。監査人も、ぴぼ 320 の現場視察で場内を 1 周したが、地下駐車場の現況と会社の説明とに矛盾は感じていない。

次に、会社の財政状態及び経営成績を説明する。

まず、会社の直近の貸借対照表を説明する。

図表 5-1-6-9 横須賀中央まちづくり株式会社の直近の貸借対照表

貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日現在)

(単位: 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	13,818,671	流動負債	6,336,759
現金及び預金	11,852,807	未払金	2,445,001
未収金	1,629,121	未払費用	262,300
仮払金	336,743	未払法人税等	180,000
固定資産	469,963,919	未払消費税等	3,156,000
有形固定資産	469,745,519	預り金	243,258
建物	2,684,057,638	仮受金	50,200
機械装置	445,000,000	固定負債	561,090,000
器具備品	13,428,000	長期借入金	558,528,000
減価償却累計額	△ 2,672,740,119	退職給付引当金	2,562,000
無形固定資産	218,400	負債合計	567,426,759
電話加入権	218,400	【純資産の部】	
		株主資本	△ 83,644,169
		資本金	50,000,000
		資本剰余金	16,934,511
		その他資本剰余金	16,934,511
		利益剰余金	△ 150,578,680
		その他利益剰余金	△ 150,578,680
		繰越利益剰余金	△ 150,578,680
		純資産合計	△ 83,644,169
資産合計	483,782,590	負債・純資産合計	483,782,590

出典：横須賀市から提供

令和4年度（2022年度）の決算は、純資産合計が△83百万円と、債務超過となっている。

有形固定資産の大部分は、びぼ320の駐車場である。地下駐車場の躯体、電気設備等の建物付属設備、機械装置等から構成される。

長期借入金の内訳は次のとおりである。

【長期借入金の内訳】

神奈川県：5.1億円

横須賀市：0.5億円

神奈川県からの借入金は、びぼ320の建設時に神奈川県から借り入れた中小企業高度化資金の未返済額である。

横須賀市からの借入金は、駐車場設備の修繕費に充てるために会社が横須賀市から借りた資金である。

次に、会社の直近の損益計算書を説明する。

図表 5-1-6-10 横須賀中央まちづくり株式会社の直近の損益計算書

損 益 計 算 書

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月 31日

(単位：円)

科 目	金 額	
売 上 高		
駐 車 場 収 入	64,071,837	64,071,837
売 上 原 価		
駐 車 場 運 営 管 理 費	70,310,924	70,310,924
(うち、減価償却費)	(30,306,162)	(30,306,162)
売 上 総 損 失		6,239,087
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,604,055
営 業 損 失		19,843,142
営 業 外 収 益		
雑 収 入	179,218	179,218
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,055	7,055
経 常 損 失		19,670,979
税 引 前 当 期 純 損 失		19,670,979
法人税、住民税及び事業税		180,000
当 期 純 損 失		19,850,979

減価償却費を除く現金ベースでの当期純利益 → 10,455,183

出典：横須賀市から提供

令和4年度（2022年度）の決算は約2千万円の赤字である。

一方、営業キャッシュ・フロー（以下、「営業CF」という。）は、単純化のため減価償却費の約3千万円のみ調整すると、1千万円程度のプラスを確保できている。

損益は赤字であるが、減価償却費調整後の営業CFがプラスであるのは、営業CFの範囲内であれば修繕・改修、借入金の返済等が可能であるが、地下駐車場の将来の建替え等に要する資金は会社内に留保できていないことを意味している。

参考 営業CFの計算過程（簡易計算）

①当期純利益（△：当期純損失）	△19,850,979円
②減価償却費	+30,306,162円
③営業キャッシュ・フロー（①+②）	+10,455,183円

次に、会社の経営成績及び財政状態の推移と、横須賀市及び会社のこれまでの対応と今後の対応方針について説明する。

会社の売上高は、平成5年度（1993年度）の事業開始から平成11年度（1999年度）までは年間売上が2億円を超えていたが、周辺の大型店の閉店が相次ぐなど、商業機能の低下に伴い駐車需要が減少している。一方で、大型店の撤退等で発生した空地には暫定的な土地利用としてコインパーキングとなるケースが多く、駐車場の需給ギャップが深刻化している。年間売上は、コロナ禍前の直前では年間8千万円程度となっていたが、コロナ禍の影響により令和2年度（2020年度）に6千万円程度まで減少し、現在に至っている。

前述のとおり、会社は「びぼ320」建設時に神奈川県から借入を行っているが、売上減少に伴い計画どおりの返済が難しくなっており、神奈川県に対し、返済額の軽減及び返済期間の延長を繰り返し申請し、神奈川県との間で変更契約を度々締結している。

会社は、返済条件の変更により、資金ショートには至っていないが、売上の減少、毎年約3千万円の減価償却費の計上により、帳簿上は赤字が続き、ついに令和2年度（2020年度）決算で債務超過に陥った。

このような中、会社は、平成29年度（2017年度）に経営改善計画を策定し、びぼ320会員数の増加や周辺観光施設との提携による新規顧客の獲得、コスト削減など、横須賀市とともに取り組んでいるが、コロナの影響もあり、収支改善には至っていない。

その後、令和2年度（2020年度）決算において債務超過に陥ったことから、総務省の平成30年2月20日付、総財公第26号「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」に基づき、令和4年（2022年）3月3日付で「横須賀中央まちづくり株式会社経営健全化方針（以下、「経営健全化方針」という。）」を策定している。

経営健全化方針では、「撤退の判断は時期尚早と考えており、収支改善に引き続き取り組んでいくことを前提に、会社による運営を継続していく方向である」とし、横須賀市は、会社及びびぼ320を存続させる方針である。

これは、会社の営業CFは、現状でも年間1千万円程度はプラスであり、借入金を返済できること、コロナ禍で落ち込んだ売上が回復すれば借入金の返済額を増やすことも可能であることから、収支改善に努めることを前提に、会社及び事業を存続させることを基本方針としたものである。

図表 5-1-6-11 横須賀中央まちづくり株式会社経営健全化方針（抜粋）

会社が経営する「びぼ320」は、本市の中心市街地に位置し、コロナ禍にあっても年間約8万6千台（コロナ前は11万台）の駐車台数がある。開設当時から都市計画決定された駐車場で、まちづくりの観点から一定の役割を果たしており、現在でも公共性、公益性は失われていない。

採算性については、債務超過であるため、指針によれば「採算性なし」と判断することとなるが、コロナ前の売上に回復することができれば、借入金の返済額の引き上げも可能であることから、まずは完済による支出の減少、単年度収支の黒字化を目指して取り組むべきと考えている。

今後の事業手法については、現在の売上減少はコロナの影響もある中で、撤退の判断は時期尚早と考えており、収支改善に引き続き取り組んでいくことを前提に、会社による運営を継続していく方向である。事業の存続は、借入金返済額が大きく影響してくるため、債権者である神奈川県とも調整を重ね、収支改善効果を見極めながら検討を継続する。

出典：横須賀中央まちづくり株式会社経営健全化方針から抜粋

その後、会社は、神奈川県に対し、更なる返済期限延長及び返済額の引き下げを申請し、令和5年（2023年）5月22日付で変更契約を締結した。

令和5年（2023年）5月22日付の変更契約締結では、神奈川県より、県からの借入金約5億円を完済するまでの具体的な収支計画（図表5-1-6-13参照）の作成を求められ、更には、神奈川県への返済を確実なものとするのが求められた。当該要請を受け、横須賀市としては、会社の返済継続を支援するため、神奈川県への返済資金が不足する場合には、横須賀市が不足分の返済原資を会社へ貸し付けることとし、次に記載する議会手続（債務負担行為）を経た上で、横須賀市と会社との間で、当該契約を令和5年（2023年）5月22日付で締結した。

横須賀市は、当該契約を会社と締結するに際し、将来、会社に対して神奈川県への返済資金を貸し付けせざるを得ない場合に備えた債務負担行為での予算措置を行っている。

令和5年度（2023年度）の一般会計予算書には、「横須賀中央まちづくり株式会社に対する貸付金 限度額260,000千円」が債務負担行為として記載されている。この限度額260,000千円（2億6千万円）は、会社の神奈川県からの借入金残額（5.1億円）から、コロナ禍からの回復が実現しなくても現状の会社の営業CF（年間1千万円）で返済できると横須賀市が見込んだ金額（令和5年度（2023年度）から令和30年度（2048年度）までの26年間の合計で2.6億円）を差し引いて算定した金額である。

なお、令和30年度（2048年度）は、神奈川県からの借入金の返済が完了する予定の年度である（詳細は、図表5-1-6-13参照）。

図表 5-1-6-12 令和5年度一般会計予算書に記載されている債務負担行為

事項	期間	限度額
横須賀中央まちづくり株式会社に対する貸付金	令和5年度から 令和30年度まで	260,000千円

出典：令和5年度横須賀市 一般会計 予算書

次の図表 5-1-6-13 は、令和 5 年（2023 年）5 月 22 日付で神奈川県と会社との間で変更契約を締結する際に、神奈川県、横須賀市、及び会社で協議して作成した会社の将来収支推計である。

図表 5-1-6-13 横須賀中央まちづくり株式会社の将来収支推計

(単位:千円)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
(売上)税抜き	61,151	64,000	67,000	70,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000
(支出計)	64,317	61,000	76,100	71,000	71,000	73,800	71,000	71,000	77,000
経費	54,237	51,000	56,100	51,000	51,000	53,800	51,000	51,000	57,000
(うち修繕費)	2,000	0	5,100	0	0	2,800	0	0	6,000
県返済	10,080	10,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
(現金残高)	8,180	11,180	2,080	1,080	3,080	2,280	4,280	6,280	2,280
残債務	508,528	498,528	478,528	458,528	438,528	418,528	398,528	378,528	358,528

	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
(売上)税抜き	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000
(支出計)	71,000	71,000	77,000	71,000	71,000	77,000	71,000	71,000	77,000
経費	51,000	51,000	57,000	51,000	51,000	57,000	51,000	51,000	57,000
(うち修繕費)	0	0	6,000	0	0	6,000	0	0	6,000
県返済	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
(現金残高)	4,280	6,280	2,280	4,280	6,280	2,280	4,280	6,280	2,280
残債務	338,528	318,528	298,528	278,528	258,528	238,528	218,528	198,528	178,528

	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30
(売上)税抜き	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000
(支出計)	71,000	71,000	77,000	71,000	74,950	71,000	74,400	71,000	74,928
経費	51,000	51,000	57,000	51,000	54,950	51,000	54,400	51,000	56,400
(うち修繕費)	0	0	6,000	0	3,950	0	3,400	0	5,400
県返済	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	18,528
(現金残高)	4,280	6,280	2,280	4,280	2,330	4,330	2,930	4,930	3,002
残債務	158,528	138,528	118,528	98,528	78,528	58,528	38,528	18,528	0

出典：横須賀市から提供

神奈川県と会社の令和 5 年（2023 年）5 月 22 日付で変更契約では、令和 6 年（2024 年）5 月の約定返済は 1 千万円、令和 7 年（2025 年）5 月の約定返済からは 2 千万円を返済することになっている。

上記の将来収支推計では、売上高及び修繕費を含む経費の推計を行った上で、令和 6 年（2024 年）5 月の約定返済額 1 千万円（計画では市の出納整理期間を考慮し、「R5」に記載。以下同様）、及び令和 7 年（2025 年）5 月以降の約定返済額 2 千万円は、駐車場売上から返済が可能であり、神奈川県からの借入金は、現時点から約 25 年後の令和 30 年度（2048 年度）までに完済できる見込みであることを示している。

修繕費については、横須賀市及び会社によると、駐車場機械メーカーに修繕計画を立ててもらっており、修繕費には、主に交換時期を迎えている電子基板（P68～69 参照）の交換費用を計上しているとのことである（1 台あたり約 6 百万円で、現在故障中のものを含め未交換のものの交換費用）。一般に機械式駐車場は、更新費用を含め

て、維持管理コストが高額になると言われているが、会社によると、びぼ 320 は地下にある機械式駐車場であり、風雨にさらされていないため、機械に錆などは発生しておらず、機械の状態が良好であるとのことであった。

債務超過の状態は、通常であれば、借入金の返済が危ぶまれる状況であるが、横須賀市は、会社の営業CFについて、現状でもプラスであり、今後もプラスが見込まれ、神奈川県からの借入金は約 25 年後には完済できる見通しであることから、営業CF から借入金の返済を進めていくことが最善であると判断し、会社及び事業を存続させる方針としている。

(課題)

上述のとおり、会社の経営成績が長期低迷した結果、令和2年度(2020年度)決算で債務超過に陥っている。会社には、令和4年度末(2022年度末)時点で、神奈川県からの借入金が約5.1億円、横須賀市からの借入金が0.5億円残っている。

また、横須賀市と会社との間で、会社から神奈川県への返済が困難な場合に、一定額を限度に返済原資を貸し付ける契約を令和5年(2023年)5月22日付で締結している。

横須賀市は、少なくとも神奈川県からの借入金については、駐車場売上から完済できると考えているが、監査人は、駐車場売上の回復が不確実であることや、地下駐車場の修繕費の増加の程度によっては、会社への追加貸付や、貸付金の焦げ付きなど、横須賀市に財政的な負担が生じる可能性が存在するため、この点が課題であると考えている。

(意見)

経営健全化方針では、「撤退の判断は時期尚早」となっているため、まず、最初に会社を解散させる選択肢についての横須賀市の見解を説明したい。

会社の財産の大半を占める固定資産は、横須賀市の公園地下にある駐車場であるが、都市公園法により特定用途でしか占有許可できず、現状の駐車場以外の用途での利用は困難であり、固定資産を現金化することは困難と考えられる。

会社を解散・清算した場合は、直近の令和4年度末(2023年度末)の貸借対照表を踏まえると、債権者に対して配当できるのは現金預金や未収金程度(合計0.14億円程度)と考えられ、5.6億円ある負債の大半は回収不能になってしまう。

そのため、会社を解散させる選択肢は、あまり現実的ではないと横須賀市は考えている。

次に、経営健全化方針の「収支改善に引き続き取り組んでいくことを前提に、会社による運営を継続していく」という横須賀市の方針について、監査人の見解を説明したい。

現状でも営業CFが年間0.1億円はプラスである。

今後は、横須賀市は毎年0.2億円の借入金を返済できる程度の営業CFを見込んでいるが、今後の売上高の回復可能性や修繕費の今後の見積額などは不確実性が高い。

この点、現場視察時に確認した直近の令和5年9月の売上実績が令和5年度の売上予算を達成できる水準であったことや、コロナ禍前までは年間8千万円程度の売上があったこと、修繕費に関しては会社の説明や、監査人が現場視察で確認した駐車場の老朽化状態(P69参照)などを踏まえると、現時点では横須賀市の将来収支推計を否定する要素は認められなかった。

以上から、監査人も、現時点の状況においては、横須賀市と同様に、会社及び事業を継続し、駐車場収入から借入金を返済していく方が、会社を解散・清算させた場合よりも、結果的に会社の負債をより多く返済できるのではないかと考えている。

一方で、会社の将来収支推計（図表 5-1-6-13 参照）に記載の売上高や修繕費等の見積には、必ずしも見込み通り推移しないという意味で、不確実性が高く、今後の推移を見守る必要があると考えている。売上が計画どおり回復しない場合や、経費が昨今の物価高の影響で想定外に増加するような場合、将来収支推計の見直しが必要になる事態も起こり得る。売上高や修繕費等の推移次第では、横須賀市にとっての最善な判断が変わる可能性もあるので、留意されたい。

また、会社にとって神奈川県からの借入金を完済することが重要な課題となっているが、光熱費などの固定費とは異なり、修繕費は、必要な修繕を先送りすることで、借入金の返済原資をねん出することが可能な経費である。他の機械式駐車場は、老朽化により事故も発生している。

ぴぽ 320 は現状では老朽化による事故は発生していないとのことであるが、建設から 30 年経過しているのは事実であり、駐車場利用者の安全確保のため先送りできない修繕も今後発生する可能性があるため、横須賀市及び会社においては、留意されたい。

No7 事業継続支援事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

事業承継費用補助金交付要綱

アトツギ新規事業開発費用補助金交付要領

(2) 事業目的

市内中小企業の事業を継続させ、技術及びサービスや雇用の喪失を防ぐこと。

(3) 事業内容

イ 事業承継や若手アトツギが行う新規事業開発に対する支援を行う。

・事業承継費用補助金

市内中小企業の事業を継続させ、技術・サービスや雇用の喪失を防ぐため、中小企業が事業承継やM&A（自社の売却）を実施する際にかかる資産査定、計画作成、コンサルティング料などの費用の一部を補助する。事業者への補助率は1/2、限度額500千円と定められている。

・アトツギ新規事業開発支援補助金

市内中小企業の事業を継続させ、技術・サービスや雇用の喪失を防ぎ、新たな経営力向上の事業創出を図るため、事業承継及び新規事業開発に要した費用の一部を補助する。事業者への補助率は2/3、限度額1,500千円と定められている。

・アトツギベンチャープロジェクト

家業の後継者が家業の経営資源をベースに新規事業開発や業態転換を行う「ベンチャー型事業承継」を推進し、若手後継者の意欲の向上及び中小企業の活性化に繋げるため、ワークショップ等を開催する。

・事業承継セミナー

近年、後継者がいないことにより、廃業せざるを得ない事業所が全国的に問題視されている。中には経営成績が良好なものもあり、税収の減や雇用の喪失など地域活性化のマイナス要因となっている。事業を承継させるためには何年もかかることから、経営者に事業承継について早くから対策意識を持ってもらうために、商工会議所、金融機関と連携してセミナーを開催する。

ロ 移動販売等の販売機会創出を促進する YOKOSUKA モビリティマルシェを開催する。

ハ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業に対する支援を行う。

ニ その他中小企業等協同組合法に基づく組合の設立、定款変更等の認可事務を行う。

(4) 事業開始年度

- イ 事業承継や若手アトツギが行う新規事業開発に対する支援
 - ・事業承継費用補助金
平成 30 年度 (2018 年度)
 - ・アトツギ新規事業開発支援補助金
令和 2 年度 (2020 年度)
 - ・アトツギベンチャープロジェクト
令和 2 年度 (2020 年度)
 - ・事業承継セミナー
平成 28 年度 (2016 年度)
- ロ YOKOSUKA モビリティマルシェ
令和 2 年度 (2020 年度)
- ハ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業に対する支援
令和 2 年度 (2020 年度)
- ニ 中小企業等協同組合法に基づく組合の設立、定款変更等の認可事務
平成 10 年度 (1998 年度)

(5) 事業の形態

以下のイロハは、国・県の補助事業である。

- イ アトツギ新規事業開発支援補助金
国・県の補助率 10/10、限度額なし。
- ロ YOKOSUKA モビリティマルシェ
国・県の補助率 10/10、限度額なし。
- ハ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業に対する支援
国・県の補助率 10/10、限度額なし。

その他は横須賀市独自事業である。

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

横須賀市は、市内中小企業の事業継続のため、事業承継や新規事業開発の推進と実現を目的としていることから、補助金の交付件数にて効果測定を行っている。

(2) 成果指標の推移 (3 年)

図表 5-1-7-1 成果指標の推移

指標名		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
事業承継費用補助金 (単位：件)	目標	設定なし	2	2
	実績	6	4	0
アトツギ新規事業開発支援 補助金 (単位：件)	目標	設定なし	2	2
	実績	0	2	2

出典：所管課提出資料

横須賀市では、令和 3 年度 (2021 年度) 以降、成果指標の設定を推進しているため、令和 2 年度 (2020 年度) の成果指標は設定していない。目標件数は過年度の交付実績件数に基づき所管課が決定している。1 件当たりの補助金額を定めて、予算上限額からの割り返しで件数を試算している。

なお、「横須賀再興プラン 2022-2025」において、事業承継費用補助金及びアトツギ新規事業開発支援補助金の交付件数 (両補助金の合計件数) について、令和 7 年度 (2025 年度) の目標値を 12 件と、現状値 5 件 (横須賀再興プランに記載の令和 3 年度 (2021 年度) 実績) と比較して高めの目標を設定している。一方で、令和 4 年度 (2022 年度) の実績は 2 件と、補助金の交付実績は伸び悩んでいる状況である。

図表 5-2-7-2 「横須賀再興プラン 2022-2025」に記載の重要業績評価指標 (KPI)

○重要業績評価指標 (KPI)		
項目	現状値	目標値 (2025 年度)
事業承継にかかる補助制度の利用件数 事業承継費用補助金、アトツギ新規事業開発支援 補助金の交付件数	5 件 (2021 年度)	12 件

出典：「横須賀再興プラン 2022-2025」から抜粋

(3) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-1-7-3 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
事業承継セミナー (単位：参加者人数)	開催なし	16	13
アトツギベンチャープロジェクト (単位：参加者人数)	10	2	7

出典：所管課提出資料

事業承継セミナーについて、令和 2 年度 (2020 年度) は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりセミナーを開催していない。令和 3 年度 (2021 年度) からは年 1 回の開催となっている。なおそれ以前の実績について、令和元年度 (2019 年度) は 1 回開催、参加者 32 人、平成 30 年度 (2018 年度) は 2 回開催、参加者 62 人となっている。

アトツギベンチャープロジェクトは、オンラインを含めて令和 2 年度 (2020 年度) から毎年開催している。横須賀市は、当該イベント (ワークショップ等) の参加者に対してのみアトツギ新規事業開発支援補助金の交付要領を説明しており、結果としてアトツギ新規事業開発支援補助金の申請者は当該イベントの参加者のみとなっている。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-1-7-4 事業費の推移 (3 か年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額 (千円)	1,182,214	15,549	97,099
決算額 (千円)	1,049,904	9,358	84,668

出典：所管課提出資料

当事業は、令和 2 年度 (2020 年度) までは中小企業向けの各種支援業務をまとめた事業であった。令和 3 年度 (2021 年度) に細分化され現在の事業形態となったため、予算現額の規模が大きく変わっている。

令和 2 年度 (2020 年度) の主な事業は中小企業等家賃支援補助金、中小企業等家賃支援臨時給付金である。

令和 4 年度 (2022 年度) は、物価高騰の影響を受けた中小企業等を支援するための中小企業等省エネ化支援補助金の交付を行っており、前年度比増加要因となっている。

(2) 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-1-7-5 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
委託料	2,680	アトツギベンチャープロジェクト業務委託費等
使用料及び賃借料	4	勤労福祉会館使用料
需用費	105	消耗品費、印刷製本費
負担金、補助金交付	81,747	中小企業等省エネ化支援補助金 アトツギ新規事業開発支援補助金
役務費	134	保険料
合計	84,668	

出典：所管課提出資料

委託料は、主にワークショップの運営事業者へ支払う委託料である。その他、モバイルシェなどでホームページにてPR・出店募集をかける際の運営委託業者に対する支払いが該当する。

負担金、補助金交付のうち78,978千円は中小企業等省エネ化支援補助金、残りの2,768千円がアトツギ新規事業開発支援補助金にかかるものである。なお、事業承継費用補助金は、図表5-1-7-1 成果指標の推移に記載のとおり、令和4年度(2022年度)の交付件数は0件のため、支出決算額は0である。

(3) 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

図表 5-1-7-6 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

名称	金額(千円)
一般財源	133
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	82,255
神奈川県市町村振興協会共同事業助成金	2,280
合計	84,668

出典：所管課提出資料

事業費の中で最大の中小企業等省エネ化支援補助金78,978千円は、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当している。アトツギベンチャープロジェクトの業務委託費等については、神奈川県市町村振興協会共同事業助成金を財源としている。

4. 監査の結果及び意見

【意見 12】 事業継続支援事業の KPI の達成状況と、追加的な成果指標の設定

(現状)

本報告書第 2 章 3. 地域経済の課題に記載のとおり、企業経営者の高齢化が急速に進行する中で、後継者不在による廃業が多く、地域の雇用や技術の喪失という点から、事業承継問題は重要な課題となっている。

横須賀市は、当事業の目的が、市内中小企業の事業継続のため、事業承継や新規事業開発の推進と実現にあるところ、事業承継費用補助金及びアトツギ新規事業開発支援補助金の交付は事業承継等を条件としていることから、補助金の交付は成果に近いものとして考え、補助金の交付件数を成果指標として設定している。

「横須賀再興プラン 2022-2025」においても、事業承継費用補助金及びアトツギ新規事業開発支援補助金の交付件数を重要業績評価指標 (KPI) として設定されている。

(課題)

現状の成果指標は、事業承継に成功した件数と考えれば、確かに妥当な面もあると監査人も考える。

図表 5-1-7-2 に記載のとおり、「横須賀再興プラン 2022-2025」で設定では、令和 7 年度 (2025 年度) の目標値を 12 件と、現状の実績よりも高めに設定しているが、図表 5-1-7-1 に記載のとおり、補助金の交付件数は伸びておらず (令和 4 年度 (2022 年度) の実績で 2 件)、KPI の達成は遠いのではないかと考えられる。

(意見)

中小企業の事業承継が進まない理由は色々あると言われているが、行政側でできることの中では、当事者へ事業承継の必要性を啓発し、当事者が問題を認識・検討するための場を提供すること、及び各種サポート体制が存在することを周知することが重要ではないかと考える。

そのため、横須賀市として、補助金メニューを用意して事業承継を後押しするだけでなく、経営者等の意識変革や横須賀市の政策メニュー等の周知を図っていくことが重要であり、以下のような指標も当事業の成果指標に加え、目標値を設定し、PDCA サイクルを回していくことが望ましいのではないかと考える。

- ・セミナーへの参加人数
- ・セミナー参加者へアンケートなどで収集した横須賀市の政策メニューの認知度等

なお、当事業の成果指標の令和 4 年度 (2022 年度) の目標値は、事業承継費用補助金 2 件、アトツギ新規事業開発支援補助金 2 件の合計 4 件となっているが、現状の成果指標の数値は、「横須賀再興プラン 2022-2025」の目標値と比較して、乖離があるため、事業の進捗管理に留意されたい。

No8 生産性向上推進事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

小規模事業者 ICT 支援補助金交付基準
テレワーク拠点設置支援補助金交付要綱
新サービス実用化支援補助金交付要綱

(2) 事業目的

ICT 活用による経営の効率化や販路拡大、テレワーク環境の整備などにより、市内中小企業の生産性の向上を図る。

(3) 事業内容

イ 小規模事業者 ICT 支援補助金

市内小規模事業者が生産性の向上、効率化を図るための ICT 導入費用（テレワーク、WEB 会議、電子申請等）の一部を補助する。事業者への補助率は 3/4、限度額 30 万円と定められている。

ロ テレワーク拠点設置支援補助金

新型コロナウイルス感染症の影響で新しい生活様式に対応したテレワークや在宅勤務が進む中、横須賀市内はサードプレイスが少ない。市内にテレワーク環境の充実化及びビジネスマンのテレワーク活用に寄与するため、テレワーク拠点を設置する事業者に対し費用の一部を補助する。事業者への補助率は 1/2、限度額 100 万円と定められている。

ハ 新サービス実用化支援補助金

市内の研究機関や企業では、新規性・先進性の高い研究や技術開発が行われている。これらの技術の実用化にあたり、市内中小企業と連携・協働した取り組みを促進することで、市内での先進技術の普及活性化を目指すため、新サービスの実用化のために市内中小企業と共同して実施する事業で、特にコロナ対策に資する事業を支援する。事業者への補助率は 1/4、限度額 1,000 万円と定められている。

(4) 事業開始年度

イ 小規模事業者 ICT 支援補助金

令和 2 年度（2020 年度）

ロ テレワーク拠点設置支援補助金

令和 3 年度（2021 年度）

ハ 新サービス実用化支援補助金

令和 3 年度（2021 年度）

(5) 事業の形態

全て国や県の補助事業である。

イ 小規模事業者 ICT 支援補助金

国・県の補助率 1/2、限度額 70,000 千円

ロ テレワーク拠点設置支援補助金

国・県の補助率 1/2、限度額 70,000 千円

ハ 新サービス実用化支援補助金

国・県の補助率 10/10、限度額なし。

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

横須賀市は、市内中小企業の生産性向上の実現を目的として上記の補助金を交付しており、補助金交付件数が伸びることが中小企業の生産性向上を後押しすることになると考え、補助金の交付件数にて効果測定を行っている。

(2) 成果指標の推移 (3 か年)

図表 5-1-8-1 成果指標の推移

指標名		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小規模事業者 ICT 支援補助金 (単位：件)	目標	設定なし	20	20
	実績	14	25	13
テレワーク拠点設置支援補助金 (単位：件)	目標	-	設定なし	3
	実績	-	3	3
新サービス実用化支援補助金 (単位：件)	目標	-	設定なし	1
	実績	-	1	1

出典：所管課提出資料

横須賀市では、令和 3 年度 (2021 年度) 以降、成果指標の設定を推進しているため、令和 2 年度 (2020 年度) の成果指標は設定していない。

テレワーク拠点設置支援補助金と新サービス実用化支援補助金は令和 3 年度 (2021 年度) から開始している補助金のため、成果指標の設定は令和 4 年度 (2022 年度) からとなっている。

目標件数は過年度の交付実績件数に基づき所管課が決定している。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-1-8-2 事業費の推移 (3 か年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額 (千円)	27,431	23,470	25,339
決算額 (千円)	13,405	23,261	15,713

出典：所管課提出資料

令和3年度(2021年度)についてはテレワーク拠点設置支援補助金と新サービス実用化支援補助金が開始されていること、及び産業交流プラザにテレワークスペースを整備したため、決算額が前年度比で大きく増加している。

令和4年度(2022年度)については、新型コロナウイルス感染症拡大直後に大きく伸びていた小規模事業者ICT支援補助金の交付件数が25件から13件を落ち着いてきたため、決算額が前年と比較すると減少となっている。

(2) 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-1-8-3 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

節	金額 (千円)	主な内容
旅費	82	視察による経費
使用料及び賃借料	84	自動車借上げ料
備品購入費	108	庁用器具費
負担金、補助及び交付金	15,440	小規模事業者ICT支援補助金(3,417千円)、テレワーク拠点設置支援補助金(2,020千円)、新サービス実用化支援補助金(9,370千円)など
合計	15,713	

出典：所管課提出資料

補助金事業のため歳出のほとんどが補助金である。そのほか申請や補助対象からの実績報告等の事務作業にかかる経費である。

(3) 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

図表 5-1-8-4 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

名称	金額(千円)
一般財源	3,115
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	10,390
デジタル田園都市国家構想交付金	2,208
合計	15,713

出典：所管課提出資料

新サービス実用化支援補助金については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、それ以外の補助金はデジタル田園都市国家構想交付金を充当している。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No9 人材確保支援事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

ネパール人材導入支援補助金交付要綱
日本語研修補助金交付要綱
副業人材活用支援補助金交付要綱

(2) 事業目的

求人情報サイトによる企業と求職者のマッチングや、副業人材の活用促進などにより、市内企業の人材の確保を支援すること。

(3) 事業内容

- イ 求人情報を無料で掲載できるインターネット求人情報サービス「ごきんじょぶよこすか」を運営する。
- ロ 外国人材活用の普及啓発や日本語研修、生活相談等の支援、外国人材受け入れ経費の一部を助成するなど市内企業における外国人材の活用を支援する。
 - ・ネパール人材導入支援補助金
ネパールのバラトプル市と連携し、市内中小企業者等がネパール人技能実習生等を受入れする際に利用する各種支援機関にかかる経費を補助する。事業者への補助率は1/2、限度額50千円と定められている。
 - ・日本語研修補助金
市内中小企業者等の外国人従業員に対して実施する「日本語研修」の経費の一部を補助する。事業者への補助率は1/2、限度額50千円と定められている。
- ハ 副業という新しい人材の活用方法の普及啓発や、経費の一部を助成するなど、副業人材の活用を支援する。
 - ・副業人材活用支援補助金
市内中小企業者等の副業人材の活用を支援するため、民間副業人材紹介事業者にかかる手数料等の費用を補助する。事業者への補助率は10/10、限度額180千円と定められている。

(4) 事業開始年度

インターネット求人情報サービスの提供は平成29年度（2017年度）から、外国人材活用にかかる各種補助金は令和2年度（2020年）から、副業人材活用支援補助金は令和4年度（2022年度）から開始されている。

なお、従来は「中小企業振興対策事業」としてまとめていた事業を、令和4年度（2022年度）に、事業の性質に応じて「事業継続支援事業」「生産性向上推進事業」「人材確保支援事業」の3つに分けている。

(5) 事業の形態

横須賀市の単独事業

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

横須賀市は、市内中小企業の人材確保及び経済的な負担軽減を目的として補助金交付を行っており、補助金交付件数が伸びることが中小企業の人材確保を後押しすることになると考えられることから、補助金の交付件数にて効果測定を行っている。

一方、インターネット求人情報サービス「ごきんじょぶよこすか」については、成果指標を設定していないため、4. 監査の結果及び意見において「意見」を記載している。

(2) 成果指標の推移（3か年）

図表 5-1-9-1 成果指標の推移

指標名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
ネパール人材導入支援補助金 (単位：件)	目標	設定なし	15	15
	実績	1	1	0
日本語研修補助金 (単位：件)	目標	設定なし	15	15
	実績	0	1	0
副業人材活用支援補助金 (単位：件)	目標	-	-	5
	実績	-	-	1

出典：所管課提出資料

ネパール人材導入支援補助金について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市内企業の採用意欲の低下、政府による水際対策の実施等により、実際に企業の人材受入まで至った案件が少なく、交付件数としては伸びていない。

日本語研修補助金は、商工会議所にて実施されている同種研修と統合することとなり、商工会議所へ負担金を交付する形式となったことから、交付件数として1件となっている。令和4年度（2022年度）の当初予算編成時点では、統合前であったため、目標値は従前の数値のままとなっている。

副業人材活用支援補助金は、令和4年度（2022年度）から開始されている。

なお、横須賀市では、令和3年度（2021年度）以降、成果指標の設定を推進しているため、令和2年度（2020年度）の成果指標は設定していない。副業人材活用支援補助金は令和4年度（2022年度）から開始のためそれ以前の実績はない。

(3) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-1-9-2 「ごきんじょぶよこすか」各種実績の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
求職者のアクセス数 (単位：件)	77,839	72,910	67,107
求職者の応募数 (単位：件)	431	850	416
求人公開事業者数 (単位：社)	176	135	154
求人票数 (単位：件)	304	228	267

出典：所管課提出資料

「ごきんじょぶよこすか」の運営にかかる業務はHRソリューションズ株式会社に委託しており、定期的の実績報告がなされている。利用者規模について、令和2年度(2020年度)新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言や時短営業の影響により求職者が一時的に増加したが、近年はほぼ横ばいの推移となっている。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-1-9-3 事業費の推移 (3 か年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額(千円)	6,757	5,286	7,784
決算額(千円)	4,239	3,856	5,033

出典：所管課提出資料

令和4年度(2022年度)は、新たに副業人材の活用に関する事業(副業人材活用支援補助金)を開始したことや、「ごきんじょぶよこすか」にオンライン面接機能を追加したことで、前年度比で事業費が増加している。

なお、毎年2百万円前後の予実差が発生しているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、外国人材の活用に関連する補助金の利用が少なかったこと、また、「ごきんじょぶよこすか」では、利用事業者のアカウント数に応じて支出する単価契約部分があるが、予算時の見込みと実際のアカウント数に差が生じたことによる差額の発生など、予算の一部を執行しきれなかったことが、その要因となっている。

(2) 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-1-9-4 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
報償費	30	セミナー講師謝礼
需用費	86	チラシ印刷
役務費	11	乗船券(視察対応)
委託料	4,546	求人情報サイト運営委託料
使用料及び賃借料	74	セミナー会場使用料
負担金、補助金及び交付金	286	副業人材活用支援補助金
合計	5,033	

出典：所管課提出資料

事業費のうち、最も多いのは「ごきんじょぶよこすか」の運営委託費である。

なお、役務費の11千円(乗船券(視察対応))は、外国人材の活用事業で横須賀市の提携先であるネパール国のバラトプル市長の視察時の対応にかかった経費である。来訪の主な目的は「人材の送り出しなどの相互支援に関する覚書」の期間満了に伴う延長と、横須賀市のインフラや農業などをバラトプル市の参考にするための視察である。

なお、外国人材の活用事業で、令和4年度(2022年度)にNPO法人に対して、当初生活相談等の業務を委託予定であったが、現状は受入実績がまだ少ないため、特に経費の執行はない。

(3) 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

図表 5-1-9-5 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

名称	金額(千円)
一般財源	4,913
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	120
合計	5,033

出典：所管課提出資料

横須賀市単独事業でありほとんどを一般財源より執行している。副業人材活用支援補助金のみ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当している。

4. 監査の結果及び意見

【意見 13】 インターネット求人情報サイト「ごきんじょぶよこすか」の成果指標の設定 (現状)

前述のとおり、横須賀市は、市内中小企業の人材確保及び経済的な負担軽減を目的として補助金交付を行っており、補助金交付件数が伸びることが中小企業の人材確保を後押しすることになると考えられることから、補助金の交付件数にて効果測定を行っている。

一方で、インターネット求人情報サイト「ごきんじょぶよこすか」については、アクセス数等は把握されているものの、PDCA サイクルを回すための成果指標が設定されていない。

(課題)

現在、当事業の歳出のおよそ 9 割以上を占めている業務はインターネット求人情報サイト「ごきんじょぶよこすか」の運営委託料である。一方、補助金にかかる支出は全体の 1 割に満たない。市の予算の多くを使用している「ごきんじょぶよこすか」の運営状況についても焦点をあてた指標もあわせて設定すべきであるとする。

(意見)

インターネット求人情報サイト「ごきんじょぶよこすか」のアクセス数、実際の訪問数、掲載企業数、求人票件数等も成果指標に加えることが望ましい。成果指標の設定にあたっては「ごきんじょぶよこすか」の運営会社と協議し、目標達成状況等をモニタリングしていくことで PDCA サイクルを回していくことが重要とする。

No10 中小企業等金融対策事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

横須賀市中小企業制度融資要綱

横須賀市中小企業制度融資信用保証料補助要綱

中小企業信用保険法

(2) 事業目的

市内中小企業等の資金調達の円滑化により、経営の安定と時代に即した設備投資を促し、中小企業の強靱化、市内経済の活性化を目指す。

(3) 事業内容

イ 中小企業制度融資

市内金融機関に原資を預託し、市内中小企業等に対し低利な融資を行ってもらう。

ロ 中小企業制度融資信用保証料補助金

本市の中小企業制度融資を神奈川県信用保証協会の信用保証付で利用した中小企業等に対し、支払った保証料の一部を補助する。

ハ 中小企業制度融資代位弁済補助金

中小企業等が倒産等により代位弁済が発生した場合、神奈川県信用保証協会が負担する額の3/10を補助する。補助の対象は、平成30年(2018年)3月31日までに保証決定した保証債務であり、新規はなく、今後は減少するのみである。令和7年度(2025年度)予算までで終了する(対象債権が無くなる)予定である。

なお、「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」において債務保証は禁じられているが、横須賀市は、過去の他団体での判例の調査や、弁護士への確認を経て、以下の理由から、代位弁済補助金は債務保証ではなく、予算の範囲内で損失額の一部を補助することを覚書にて約束した補助金であると整理している。

【理由】

- 法で禁じる保証は元の債務と同一性があるのに対し、代位弁済補助金の対象は3/10であり、一部を補助するに過ぎず同一性がなく保証にあたらぬ。
- 協会に生じた損失の一部を補助する点では補償に近いが、代位弁済補助金は補償金ではなく補助金であり、市の補助金等交付規則の適用がある。
- 補助金等交付規則では「予算の範囲内において補助することができる」としており、毎年の予算額を限度として交付するものであることから協会に生じた損失の1/3を全額引き受けるものでもなく補償とは異なるものと判断する。

- ニ 中小企業信用保険法に基づく認定
中小企業信用保険法第2条第5項、第6項に該当する企業等の売り上げ減少要件等を確認し、認定を行う。

(4) 事業開始年度
昭和46年度

(5) 事業の形態
横須賀市の単独事業
全国的に「制度融資」として広く一般的であり、市の独自要素は少ないが、中小零細企業への金融円滑化のために重要なものである。

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法
中小企業制度融資には運転資金と設備資金の用途があるが、設備資金割合を市内企業の景気動向を測る一つの指標と捉えている。

(2) 成果指標の推移 (3か年)

図表 5-1-10-1 成果指標の推移

指標名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
設備資金割合 (単位：%)	目標	15.1	15.1	15.1
	実績	10.9	25.4	24.8

出典：所管課提出資料

令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症拡大の直後の時期であり、市内の中小企業も深刻な資金不足に陥り、用途としても設備資金よりも運転資金の割合が増えていた。その後コロナ禍影響の落ち着きに伴い、中小企業も設備投資のための融資の申請は増えてきている。

目標値については、平成30年度(2018年度)から令和3年度(2021年度)までの実施計画の中で設定されたものである。令和3年度は目標を達成したが、前年度の新型コロナウイルス感染症拡大により運転資金確保のため設備投資が控えられていた反動という一時的な増加要因もあることを加味して、令和4年度(2022年度)も過年度の目標値を継続して採用している。

(3) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-1-10-2 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
融資額 (単位：千円)	3,342,080	1,884,900	1,073,700
融資件数 (単位：件)	179	177	115

出典：所管課提出資料

表中の件数、金額は当該年度の新規発生分である。

融資額、融資件数について説明する。令和2年度(2020年度)から令和3年度(2021年度)にかけては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きかった時期であり、主に運転資金補填のために借入を行う企業が増えていた。業種としては、主に建設業、小売・卸業、サービス業が融資先として割合が高いが、コロナ禍影響を強く受けていた令和2年度(2020年度)では、上記業種のほか、ホテル・飲食業なども主な融資先の中に含まれていた。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-1-10-3 事業費の推移 (3 か年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額(千円)	1,738,707	1,624,218	1,517,839
決算額(千円)	1,722,347	1,618,136	1,512,443

出典：所管課提出資料

金融機関への預託金について、毎年一定額を支出し同額を繰り戻す処理を行っている。令和2年度(2020年度)、令和3年度(2021年度)は1,600,000千円で設定していたが、融資実績が下回っていたため令和4年度(2022年度)からは1,500,000千円に変更している。令和4年度(2022年度)の減少はこれが要因である。

(2) 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-1-10-4 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
需用費	234	情報誌購入、チラシ印刷
貸付金	1,500,000	預託金
負担金、補助及び交付金	12,209	信用保証料補助金、代位弁済の補助金
合計	1,512,443	

出典：所管課提出資料

大部分は金融機関への預託金である。

(3) 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

図表 5-1-10-5 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

名称	金額(千円)
一般財源	12,443
貸付金元利収入(預託金収入)	1,500,000
合計	1,512,443

出典：所管課提出資料

返金された預託金が貸付金元利収入に計上されている。
預託金以外については全て一般財源となっている。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No11 産業交流プラザ管理運営事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

産業交流プラザ条例

産業交流プラザ条例施行規則

(2) 事業目的

地域の産業振興の交流拠点としての役割に加え、広く市民の利用促進を図り、さまざまな企業活動、サークル活動や学習及び交流の場の施設として運営する。

(3) 事業内容

貸館施設

産業交流プラザは、地域の産業振興の交流拠点として開設された施設であり、有料の貸館施設として、企業や産業団体に限らず、会議、学習、趣味の市民活動での利用や、パーティーの開催・展示販売などにも利用可能な施設である。

開館時間は午前9時～午後10時まで。

図表 5-1-11-1 施設内容

会議室	定員 (名)	面積 (㎡)	利用料金
特別会議室	20	75	1時間あたり 1,070 円
第1会議室	20	73	1時間あたり 1,040 円
第2会議室	16	51	1時間あたり 730 円
第3会議室	12	32	1時間あたり 460 円
第4会議室	24	74	1時間あたり 1,050 円
第5会議室	12	47	1時間あたり 670 円
第1研修室	64	160	1時間あたり 2,070 円
第2研修室	48	130	1時間あたり 1,650 円
交流サロン	40	100	1時間あたり 1,150 円
交流ロビー YWC	-	-	1時間 1㎡あたり 10 円

YWC : Yokosuka Work Cube マイスペース

出典：所管課提出資料

(4) 事業開始年度

平成5年度 (1993年度)

開館は平成5年 (1993年) 11月14日、ベイスクエアよこすか一番館3階を区分所有している。

(5) 事業の形態

指定管理者制度導入事業

5年ごとに改選を行っている。現在の指定管理者は株式会社セイウンで、令和元年度（2019年度）～令和5年度（2023年度）の期間となっている。

施設管理費の一部を利用料金で賄い、残額を市からの指定管理料で賄う利用料金併用制を採用している。

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

年間利用者数を成果指標としている。

(2) 成果指標の推移（3か年）

図表 5-1-11-2 成果指標の推移

指標名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用者数 (単位：人)	目標	設定なし	80,000	80,000
	実績	32,090	72,726	80,643

出典：所管課提出資料

横須賀市では、令和3年度以降（2021年度）、成果指標の設定を推進しているため、令和2年度（2020年度）の成果指標は設定していない。

令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用制限が設けられていたため、利用者数が減少していた。令和3年度（2021年度）以降は徐々に制限が解除されてきたため、利用者数が回復してきている。

(3) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-1-11-3 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
会議室：利用率 (単位：%)	21.6	25.5	28.4
会議室：利用時間 (単位：時間)	7,389	9,552	11,953
会議室：収入 (単位：千円)	12,398	15,714	20,060
マイスペース：利用率 (単位：%)	14.5	41.1	20.0
マイペース：利用時間 (単位：時間)	1,514	9,431	9,730
マイスペース：収入 (単位：千円)	151	943	1,240

出典：所管課提出資料

利用率は、利用可能時間に占める利用時間により算定している。令和 2 年度 (2020 年度) は利用制限が設けられていたためやや落ち込んでいるが、令和 4 年度 (2022 年度) は制限も解除され伸びている。

マイスペースは令和 2 年 (2020 年) 9 月から利用開始している。令和 4 年 (2022 年) 3 月からマイスペースを Yokosuka Work Cube マイスペースのブース数増加と WEB 会議室を追加しているため、利用率は相対的に下がるも利用料収入は増えている。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-1-11-4 事業費の推移 (3 か年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額 (千円)	49,308	52,311	49,471
決算額 (千円)	47,429	51,805	48,057

出典：所管課提出資料

事業費のほとんどが指定管理料と共用部分にかかる管理料や光熱費用であり、施設利用状況に関わらず発生額は概ね横ばいとなっている。そのほか、指定管理者との協議の上で修繕工事や備品購入のための予算を組んでいる。

(2) 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-1-11-5 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
役務費	623	Wi-Fi 使用料、施設予約システムに掛かる通信回線費
委託料	31,101	指定管理料
負担金、補助及び交付金	14,233	共用部分管理費、共用部分光熱水費
補償、補填及び賠償金	1,943	新型コロナウイルス感染症に係る補償金(令和3年度分)
備品購入費	158	備品購入(サーキュレーター13台)
合計	48,057	

出典：所管課提出資料

指定管理料を除き大部分を占めるのは負担金、補助金であり、主に建屋の管理組合に支払う共用部分にかかる管理料や光熱費用などが該当する。

(3) 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

図表 5-1-11-6 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

名称	金額(千円)
一般財源	47,899
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	158
合計	48,057

出典：所管課提出資料

基本的には一般財源による。令和4年度(2022年度)のみ、感染防止対策として購入したサーキュレーターにかかる費用を地方創生臨時交付金により充当している。

4. 監査の結果及び意見

【意見 14】 産業交流プラザの公費負担額と稼働率の向上

(現状)

第4章 外部監査の結果及び意見(総論)の意見3(P27)に記載のとおり産業交流プラザの使用料は「公の施設の使用料に関する基本方針(令和元年(2019年)7月)」に基づき算定されている。産業交流プラザは貸館施設であるため、利用者が、使用料算定における対象原価(対象原価の定義は意見3(P27)参照)の100%を負担すべき施設である。

しかしながら、当該基本方針に従い、産業交流プラザの使用料は、稼働率(利用率)75%で計算されているが、実際の稼働率は28.4%(令和4年度。会議室の数値である)に過ぎず、両者に大幅な乖離が認められる。

使用料算定に使用する稼働率が実際の稼働率より高すぎることにより、産業交流プラザは、対象原価の100%を利用者が負担することが前提の施設とされながら、結果として、多額の公費負担が発生してしまっている。

なお、当該基本方針では、個々の施設ごとの稼働率ではなく、一律の稼働率を採用することで、個々の施設単位でみるのではなく、横須賀市全体として対象原価の100%を利用者に負担して頂く考え方を採用している(詳細は意見3(P29)参照)。しかしながら、意見3(P34-35)に記載のとおり、他の貸館施設の実際の稼働率も75%を大きく下回る状況であると考えられるため、横須賀市全体としても多額の公費負担が発生している状況と推察される。

(課題)

産業交流プラザは、対象原価の100%を利用者が負担することが前提の施設とされながら、結果として、多額の公費負担が発生してしまっていることが課題である。

公費負担を少しでも減らすためには、公共施設の所管課としては、まず稼働率の向上に取り組むべきと考えられる。

(意見)

現状の稼働率は、「公の施設の使用料に関する基本方針(令和元年(2019年)7月)」に掲げられている一律の稼働率である75%の半分以下であるため、稼働率向上を目指すべきではないかと考える。

当該施設は、京浜急行「汐入」駅から徒歩1分という恵まれた場所に立地しており、テラワークスペースもあるなど魅力的な施設であるが、公共施設の存在が市民に十分に知れ渡っていない可能性もあるのではないかと考えている。

改めて、公共施設の認知度向上(公共施設のPRなど)、利用実績が著しく少ない夜間の時間帯などは施設を閉めるなど、稼働率向上のための施策を検討されてはどうかと考える。

II 企業誘致・工業振興課

No12 企業等立地促進事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等
企業立地等促進条例

(2) 事業目的
市内への企業立地及び市内既存企業の設備投資を促進することで本市産業の振興を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

イ 企業立地等促進制度（税優遇、奨励金交付）の運用

新たに立地する企業等及び設備投資等を行う企業等並びに産業用地を整備する企業等に対して奨励措置を実施している。

- 設備投資に対する支援制度

市内で事業活動を行っている企業等、事業所内で設備投資をした場合、一定の要件を満たすことで、固定資産税、都市計画税の4分の3を3年度分軽減する。

また、環境・エネルギー、高度先端ものづくり分野（現在事業所で生産していない新規性の高いものに限定）への設備投資について、投下資本額の100分の10以内（最大3億円）の奨励金を交付している。

- 新たな立地に対する支援制度

市内で新たに工場や研究所などを立地する場合、一定の要件を満たすことで、固定資産税、都市計画税及び事業所税を5年度分免除する。

また、今後成長が見込まれる環境・エネルギー、高度先端ものづくり分野の立地については、投下資本額の100分の10以内（最大5億円）の奨励金を交付している。

- 産業用地の整備に対する支援制度（令和5年（2023年）1月制度新設）

市内の産業用地整備促進地区において新たに産業用地を整備する場合は、一定の要件を満たすことで、当該産業用地に係る固定資産税及び都市計画税を10年度分免除する。

ロ 企業立地等促進制度適用の認定事業所における市内転入就労者への補助

制度を使い新設、もしくは集約・統合した企業を認定事業所とし、その認定事業所に勤務する就業者の方が本市に転入し、新たな住居を本市内に購入した場合、その就業者に50万円の補助を行う制度である。なお、新規の事業所認定は令和2年度（2020年度）で終了した。

ハ 市内所在研究所との連携事業

市内の研究機関等の交流会の開催などを実施している。

(4) 事業開始年度

事業開始年度は、平成 10 年度（1998 年度）である。なお、平成 23 年度（2011 年度）から市の財政負担を軽減するため、それまでの奨励金交付から税優遇にシフトした。

(5) 事業の形態

横須賀市の単独財源によって実施している。

神奈川県も含め多くの近隣自治体で企業誘致や設備投資を促進するため、投資額の一定額を補助するなどの優遇制度を実施している。横須賀市では実施していないが、神奈川県、川崎市、相模原市などは、土地の購入や建物・設備などの整備に必要な資金の融資を行っている。

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

当事業を通じて市内の産業振興を図ることが目的であるため、以下 3 つの観点から効果測定を実施している。

- 企業立地等促進制度を利用した設備投資額
- 新たに市内に立地が決定した企業数（企業立地等促進制度における事業計画認定件数）
- 市内事業所で設備投資を行った企業数（企業立地等促進制度における奨励措置適用決定件数）

(2) 成果指標の推移（3 か年）

図表 5-2-12-1 成果指標の推移

項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
企業立地等促進制度を利用した設備投資額 (単位：百万円)	目標	500	500	2,000
	実績	2,595	1,144	1,300
新たに市内に立地が決定した企業数（企業立地等促進制度における事業計画認定企業件数） (単位：件)	目標	設定なし	1	1
	実績	1	2	1
市内の事業所で設備投資を行った企業数（企業立地等促進制度における奨励措置適用決定件数）（単位：件）	目標	設定なし	5	5
	実績	4	4	5

出典：所管課提出資料

「新たに市内に立地が決定した企業数（企業立地等促進制度における事業計画認定企業件数）」に記載の件数は、事業計画認定時点で集計した件数である。事業計画認定から奨

励金の交付を受けるまでに奨励金適用申請や奨励金の請求が必要であるため、「新たに市内に立地が決定した企業数（企業立地等促進制度における事業計画認定企業件数）」として集計された年度と、企業立地奨励金の交付年度は必ずしも一致しない。

「企業立地等促進制度を利用した設備投資額」の目標は、令和4年度（2022年度）に500百万から2,000百万円に増額した。これは、「横須賀再興プラン 2022-2025」において設定した企業等立地促進制度を利用して行った設備投資額の目標値と整合するものである（累計80億円を、計画期間の4年間に割ると、1年あたり20億円になる。）。

「新たに市内に立地が決定した企業数（企業立地等促進制度における事業計画認定企業件数）」の数値目標も、同様に、「横須賀再興プラン 2022-2025」のKPIから設定している。

図表 5-2-12-2 「横須賀再興プラン 2022-2025」に記載の重要業績評価指標（KPI）

○重要業績評価指標（KPI）		
項目	現状値	目標値 (2025年度)
新規立地企業数 企業等立地促進制度を活用して、新たに立地した企業の数	3件 (2018年度～ 2021年度)	4件 (累計)
設備投資額 企業等立地促進制度を利用して行った設備投資額	79億円 (2018年度～ 2021年度)	80億円 (累計)

出典：「横須賀再興プラン 2022-2025」から抜粋

(3) 利用件数、支給件数など実績の推移（3か年）

図表 5-2-12-3 利用件数、支給件数など実績の推移

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
企業立地等促進制度によって税優遇を受けている企業 (単位：件)	立地	7	7	5
	設備投資	12	14	12
	産業用地整備	-	-	0

出典：所管課提出資料

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-2-12-4 事業費の推移 (3 か年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額 (千円)	132,329	101,663	140,277
決算額 (千円)	131,103	101,075	138,288

出典：所管課提出資料

令和4年度(2022年度)事業費の主な内訳は、企業立地奨励金(2件・137,629千円)である。奨励金は、5年以内に分割して交付することができるため、分割で奨励金を交付している。そのため、当年度の事業費として計上される奨励金は、過年度及び当年度に奨励措置され、当年度に交付されたものである。

(2) 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-2-12-5 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

節	金額 (千円)	主な内容
旅費	196	市内外出張旅費
需用費	226	消耗品、新聞代、企業立地等促進制度パンフレット作成、他
負担金、補助及び交付金	137,866	神奈川県企業誘致促進協議会負担金、研究所等連携事業負担金、企業立地奨励金(2件)
合計	138,288	

出典：所管課提出資料

企業立地奨励金(2件・137,629千円)が歳出の大部分を占めている。

(3) 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

「事業の概要」に記載のとおり、全て横須賀市の一般財源により実施している。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No13 横須賀リサーチパーク推進事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

YRP 進出事業者補助金交付要綱

ICT 人材育成事業補助金交付要綱

横須賀市産学官交流センターへの大学等研究機関の入居に関する要綱

(2) 事業目的

情報通信分野における最先端の研究機関が集積する強みを生かしながら、情報通信産業を中心とした幅広い産業業種、研究機関等の集積を図り、ひいては横須賀リサーチパーク（以下、「YRP」という。）の再活性化を推進することを目的とする。

なお、YRP は、平成 9 年度（1997 年度）に、日本電信電話株式会社横須賀電気通信研究所の隣接地に開設され、情報通信系の企業や研究機関が集まる研究開発拠点として発展してきたが、YRP における企業集積の中心であった携帯電話産業の求心力が低下し、YRP への進出企業数、就業者数が一時は減少傾向にあった。一方で、近年では、情報通信分野以外の多様な産業分野の事業所・研究所の進出が進んでおり、進出企業の増加に向けて検討・協議を実施している。

YRP の運営・推進については、株式会社横須賀リサーチパーク、一般社団法人 YRP 研究開発推進協会、京浜急行電鉄株式会社、横須賀市の 4 者が、主要な機関として関与している。

各機関の主な役割は以下のとおりである。

イ 株式会社横須賀リサーチパーク

- ・YRP の振興・連携強化
- ・YRP センター 1 番館の管理・運営事業
- ・ユビキタス・ネットワーキング研究所の運営（研究受託事業）

ロ 一般社団法人 YRP 研究開発推進協会

- ・(株)YRP と共同して YRP 実施計画の推進
- ・情報通信技術の研究開発及び Y R P における研究開発諸事業の企画・推進

ハ 京浜急行電鉄株式会社

- ・YRP のデベロッパー、交通事業者としての施設等運営管理
- ・YRP 内に所有するテナント（2 番館、ベンチャー棟、ローズテリア）の運営管理

ニ 横須賀市

- ・YRP の振興・連携強化支援
- ・YRP と市内各機関・市民との連携・PR 促進支援

(3) 事業内容

(2)に記載のとおり、YRPのテナントの所有者は、京浜急行電鉄株式会社等であり、横須賀市は建物を所有しておらず、YRPへの進出企業数や就業者数の減少は、横須賀市には財政的な負荷は生じさせていない（債務保証なども行っていない）。

横須賀市としては、YRPの魅力が高まり、更なる企業集積が図られることで、税収増、就業人口増、既存企業の活性化、新規ビジネスの創出などといった経済効果の獲得が期待されるため、行政として、各関係機関と連携して、YRPの再活性化のため、以下の事業を行っている。

- イ 情報通信産業を中心とした事業者、研究機関やその関連企業、大学等の誘致
- ロ YRP進出事業者補助金の交付
- ハ ICT人材育成事業補助金の交付
- ニ 産学官交流センターの運営

(4) 事業開始年度

平成元年度（1989年度）

(5) 事業の形態

横須賀市の単独財源によって実施している。

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

YRPの再活性化が促進されていることを、YRPへの新規進出企業・研究機関数で効果測定している。

(2) 成果指標の推移（3か年）

図表 5-2-13-1 成果指標の推移

指標名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
YRPへの進出企業・研究機関等の数（単位：機関）	目標	73	73	73
	実績	65	63	65
YRPへの新規進出企業・研究機関等の数（単位：機関）	目標	3	3	3
	実績	3	4	8

出典：所管課提出資料

成果指標の「YRPへの進出企業・研究機関等の数」は、独立棟を持つ企業数とテナントビル内に立地する企業数を合わせたYRP全体の数である。目標値の73機関は、進出事業者数がピークだった平成19年度（2007年度）当時の進出事業者数で設定しており、実績は徐々に目標値に近づいている。

(3) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-2-13-2 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
YRP 進出事業者補助金 補助金交付件数 (単位：件数)	3	4	4
ICT 人材育成事業補助金 研修参加者数 (単位：人)	62	224	178

出典：所管課提出資料

YRP 進出事業者補助金の交付件数は、(2) 成果指標の推移に記載している通り、毎年一定程度の新規進出企業を確保できている状況である、安定的に推移している。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-2-13-3 事業費の推移 (3 か年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額 (千円)	62,649	49,273	40,159
決算額 (千円)	55,634	45,776	35,897

出典：所管課提出資料

事業費の大部分を占める使用料及び賃借料は、令和2年度(2020年度)48,276千円、令和3年度(2021年度)36,293千円、令和4年度(2022年度)26,314千円と減少しており、これが予算・決算額の減少理由となっている。これは、産学官交流センターに入居する研究機関等の賃料を横須賀市が負担しているが、産学官交流センターに入居する研究機関等の減少が要因となっている。

(2) 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-2-13-4 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
旅費	40	市内外出張旅費
需用費	86	消耗品
使用料及び賃借料	26,314	産学官交流センター賃借料
負担金、補助及び交付金	9,457	YRP進出事業者補助金、ICT人材育成事業補助金、産学官交流センターの電気料金等
合計	35,897	

出典：所管課提出資料

産学官交流センターの賃借料が歳出の大部分を占めている。これは、産学官交流の促進を図るため、YRP内にある横須賀市産学官交流センターに入居する大学機関等の研究室の賃料を横須賀市が支出している。令和5年(2023年)4月1日現在で、10の研究室等が入居している。

また、負担金、補助及び交付金の主な内訳として、YRP進出事業者補助金5,500千円、ICT人材育成事業補助金3,530千円が計上されている。

(3) 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

「事業の概要」に記載のとおり、全て横須賀市の一般財源により実施している。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No14 工業振興対策事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

企業 PR 補助金交付要綱

ものづくり技術開発促進事業補助金交付要綱

省エネルギー設備導入補助金交付要綱

(2) 事業目的

中小製造業者の技術力の向上及び変革、ビジネスチャンスの拡大への支援等を行うことで市内工業の振興、ひいては地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

イ ものづくり技術開発促進事業補助金の交付

以下の事業に対して、補助を行っている。

- 中小企業者が新製品・新技術の研究開発を行うこと又は新たな事業の分野への進出のための事業転換を図ることを目的とした事業
- 技術開発に対する補助金の交付又は国やそれに準じた機関が実施する同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けた事業において、製品の量産化を図るために必要な設備投資を目的とした事業

ロ 企業 PR 補助金の交付

企業及び製品を PR し、ビジネスチャンスを拡大するための『産業見本市への出展』や『企業パンフレット・ホームページの作成』『新聞・雑誌・インターネットなどの広告掲載』等に要する経費の一部を補助している。

ハ 受発注商談会等のマッチング機会の創出

製造業者の新規取引先開拓のために、横須賀商工会議所、神奈川産業振興センター等と商談会を共催している。

ニ 優良工場表彰

市内の工場のうち、経営成績、生産技術、環境保全、地域社会への貢献等に顕著な成果をあげた優良な工場を表彰している。

ホ ビジネスマッチングガイド作成（冊子・HP 掲載）

地域の取引拡大や各工場の販路拡大・新たな事業展開を支援することを目的とし、横須賀市内の製造業を市内・市外企業に対して広く PR する「横須賀ビジネスマッチングガイド」を作成し、公表している。

ヘ 横須賀工業振興協同組合の支援

横須賀工業振興協同組合が開催する研修等への補助を行っている。

ト 省エネルギー設備導入補助金の交付

中小企業の経営力強化を図るため、省エネルギー設備への更新に係る経費に対して補助を行っている。

(4) 事業開始年度

- イ ものづくり技術開発促進事業補助金：平成 18 年度（2006 年度）
- ロ 企業 PR 補助金の交付：平成 16 年度（2004 年度）
- ハ 受発注商談会等のマッチング機会の創出：平成 14 年度（2002 年度）
- ニ 優良工場表彰：平成 14 年度（2002 年度）
- ホ ビジネスマッチングガイド作成（冊子・HP 掲載）：平成 29 年度（2017 年度）
- ヘ 横須賀工業振興協同組合の支援：昭和 44 年度（1969 年度）

(5) 事業の形態

省エネルギー設備導入補助金については、国の交付金によって実施している。その他事業は、横須賀市の一般財源によって実施している。

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

当事業は、市内の中小製造事業者が社会環境の変化等への対応のための取り組みや新たな事業展開、ビジネス機会の創出を支援しているため、以下 3 つの観点から効果測定を行っている。

- 新製品の研究など技術開発に取り組む事業者数
- 見本市出展など自社の製品・技術の PR を行う事業者数
- 「受・発注商談会」参加市内企業数

(2) 成果指標の推移（3 か年）

図表 5-2-14-1 成果指標の推移

指標名		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
新製品の研究など技術開発 に取り組む事業者数 (単位：件)	目標	設定なし	3	3
	実績	2	1	1
見本市の出展など自社の製 品・技術の PR を行う事業者 数 (単位：件)	目標	設定なし	10	10
	実績	3	7	5
「受・発注商談会」参加市 内企業数 (単位：社（発注、受注の 順）)	目標	設定なし	20 (5、15)	20 (5、15)
	実績	13 (9、4)	12 (9、3)	13 (9、4)

出典：所管課提出資料

成果指標の「新製品の研究など技術開発に取り組む事業者」とは、ものづくり技術開発促進事業補助金の交付を受けている事業者数である。

同じく「見本市の出展など自社の製品・技術のPRを行う事業者」とは、企業PR補助金の交付を受けている事業者である。

(3) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3か年)

図表 5-2-14-2 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中小製造事業者への取り組みに対する補助（補助金交付件数） （単位：件）	5	8	9
以下、内訳			
新製品の研究など技術開発に取り組む事業者への補助（補助金交付件数） （単位：件）	2	1	1
見本市の出展など自社の製品・技術のPRを行う事業者への補助（補助金交付件数） （単位：件）	3	7	5
省エネルギー設備の更新に取り組む事業者への補助（補助金交付件数） （単位：件）	-	-	3

出典：所管課提出資料

2(2)に記載のとおり、「新製品の研究など技術開発に取り組む事業者」や「見本市の出展など自社の製品・技術のPRを行う事業者」は伸び悩んでいるが、令和4年度(2022年度)から省エネルギー設備導入補助金の交付を開始していることから、全体として補助金交付件数は増加している。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-2-14-3 事業費の推移 (3 か年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額 (千円)	8,546	7,409	47,619
決算額 (千円)	5,154	4,499	25,804

出典：所管課提出資料

令和4年度(2022年度)から、省エネルギー設備導入補助金の交付を開始したことにより、事業費が過年度から増加している。

(2) 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-2-14-4 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

節名称等	金額 (千円)	主な内容
給与費	854	会計年度任用職員
報償金	48	ものづくり認定アドバイザー報償金、優良工場市長表彰
旅費	15	市内出張等
需用費	226	事務用品代、新聞代等
役務費	40	公用車自動車保険料、自賠責保険料
負担金、補助及び交付金	24,601	各種補助金
公課費	20	公用車自動車重量税
合計	25,804	

出典：所管課提出資料

負担金、補助及び交付金のうち、省エネルギー設備導入補助金が21,126千円と大部分を占めている。

(3) 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

図表 5-2-14-5 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

名称	金額 (千円)
一般財源	4,678
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	21,126
合計	25,804

出典：所管課提出資料

中小企業の経営力強化を図る目的で交付している省エネルギー設備導入補助金の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当している。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No15 久里浜工業団地地盤沈下対策事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

久里浜工業団地地盤沈下対策事業補助金交付要綱

(2) 事業目的

久里浜工業団地内の地盤沈下の状況把握及び同工業団地内の事業者による地盤沈下対策工事を支援することを目的とする。

(3) 事業内容

- ① 重要な工場集積地の一つである久里浜工業団地内の地盤沈下状況を把握するため、20か所の動態基点を設け管理を行うとともに、定期的な動態基点調査（測量・分析）を実施している。
- ② 団地内の事業者が地盤沈下対策工事を行う際に費用の一部を補助している。地盤沈下対策工事に関する設計・施工・監理経費を対象として、対象経費の総額の10%以内で300万円を上限として補助している。

(4) 事業開始年度

昭和59年度（1984年度）

昭和58年（1983年）3月に久里浜工業団地協議会が「久里浜工業及び周辺の地盤沈下に関する対策要望書」を横須賀市に提出し、その要望を受けて昭和59年度（1984年度）に地盤沈下原因調査委託料を計上し、調査を実施した。その後、昭和60年（1985年）7月に、久里浜工業団地協議会が本調査等の継続を要望したことから、調査地点など調査方法の見直しを図りつつ、現在に至るまで調査を継続している。

現在、地盤沈下量は低下傾向にあるものの、実害を訴える事業者は依然として存在し、事業者も自社の生産計画を調整しながら、対策工事等を実施している状況である。

横須賀市としては、久里浜工業団地が製造業の中核地域として機能し、進出企業が操業を継続していくよう図るため、地盤沈下がゼロになるまで支援を継続する方針である。

(5) 事業の形態

横須賀市の単独財源によって実施している。

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

当事業は、久里浜工業団地内の地盤沈下により事業者が操業停止に陥らないように、地盤沈下の状況把握や地盤沈下対策工事の支援を実施しているため、地盤沈下の影響により操業停止に陥っている事業者数で効果測定を行っている。当該事業者数は、各企業へ出向いてのヒアリングやアンケート実施することで把握している。

また、地盤沈下対策の取り組みが行われた件数（補助件数）も成果指標としている。

(2) 成果指標の推移 (3 か年)

図表 5-2-15-1 成果指標の推移

指標名		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
地盤沈下の影響により操業停止に陥っている事業者数 (単位：件)	目標	0	0	0
	実績	0	0	0
地盤沈下対策の取り組みが行われた件数 (単位：件)	目標	2	2	3
	実績	2	1	1

出典：所管課提出資料

当事業は、久里浜工業団地の地盤沈下対策を目的としていることから、地盤沈下対策により企業の事業活動が停止することを最も避ける必要があり、成果指標のうち、地盤沈下の影響により操業停止に陥っている事業者数について、目標を 0 件としている。

また、地盤沈下対策の取り組みが行われた件数の目標値が、令和 3 年度 (2021 年度) が 2 件に対して、令和 4 年度 (2022 年度) が 3 件と増加した理由は、ヒアリングやアンケートの結果、地盤沈下対策工事の件数が増加すると見込まれたためとのことである。

(3) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

(2) 「成果指標の推移」を参照。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-2-15-2 事業費の推移 (3 か年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額 (千円)	7,147	3,088	3,088
決算額 (千円)	5,329	838	2,740

出典：所管課提出資料

事業費の大部分は地盤沈下対策工事への補助金のため、事業費は地盤沈下対策の取り組みが行われた件数及びその規模によって増減する。令和 2 年度 (2020 年度) は、5 年に 1 回実施している地盤沈下測量及び分析業務を実施したことにより金額が他の年度と比べ多くなっている。

(2) 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-2-15-3 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

節名称等	金額(千円)	主な内容
委託料	528	・地盤沈下状況把握のための動態基点点検業務委託 ・動態基点近傍での工事実施に伴う基点の精度保持点検委託
負担金、補助及び交付金	2,212	・地盤沈下対策工事への補助(1件)
合計	2,740	

出典：所管課提出資料

地盤沈下対策工事への補助(1件)が歳出の大部分を占めている。

(3) 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

「事業の概要」に記載のとおり、全て横須賀市の一般財源により実施している。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

Ⅲ 創業・新産業支援課

No16 スタートアップ推進事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

- 産業競争力強化法
- 市内創業者支援利子補給金交付要綱
- 中小企業経営改善資金利子補給金交付要綱
- 創業チャレンジ拠点整備支援補助金交付要綱

(2) 事業目的

横須賀市内で創業しやすい環境を整備し、地域経済の活性化や雇用の創出を図る。

(3) 事業内容

- イ 公益財団法人横須賀市産業振興財団と協定を締結し、以下のセミナー・イベントを開催する。
 - 創業セミナー
 - 創業とDXセミナー
 - スタートアップオーディション
 - 女性のための開業スクール
 - よこすか起業部
- ロ 横須賀市内の事業者へ以下の利子補給を行う。
 - 市内創業者支援利子補給金
 - 中小企業経営改善資金利子補給金
- ハ 横須賀市内の空き店舗等を活用し、創業にチャレンジできる場の整備に要した経費の補助を行う。
 - 創業チャレンジ拠点整備支援補助金

(4) 事業開始年度

- イ 創業セミナー：平成19年度
- ロ 創業とDXセミナー：令和4年度
- ハ スタートアップオーディション：平成19年
- ニ 女性のための開業スクール：令和元年度
- ホ よこすか起業部：平成29年度 ※令和4年度に「こども起業体験」から名称変更
- へ 市内創業者支援利子補給金：平成22年度
- ト 中小企業経営改善資金利子補給金：平成24年度
- チ 創業チャレンジ拠点整備支援補助金：令和4年度

各セミナー及びイベントの企画・運営は、公益財団法人横須賀市産業振興財団と協議して決定しており、時代の変化に応じた内容に適宜の見直しを行っている。

(5) 事業の形態

横須賀市独自の事業である。なお、創業チャレンジ拠点整備支援補助金のみ、内閣府が創設した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」の支給要件に該当しており、全額国からの財源により実施している。

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

- イ 創業セミナー：参加人数
- ロ 創業とDXセミナー：参加人数
- ハ スタートアップオーディション：応募事業者数
- ニ 女性のための開業スクール：参加人数
- ホ よこすか起業部：参加人数
- ヘ 市内創業者支援利子補給金：利用事業者数
- ト 中小企業経営改善資金利子補給金：利用事業者数
- チ 創業チャレンジ拠点整備支援補助金：利用事業者数

(2) 成果指標の推移（3か年）

図表 5-3-16-1 成果指標の推移

指標名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
創業セミナー参加人数 (単位：人)	目標	55	55	60
	実績	44	53	86
創業とDXセミナー参加人数 (単位：人)	目標	—	—	30
	実績	—	—	22
スタートアップオーディション応募事業者数 (単位：事業者)	目標	—	—	30
	実績	※コロナのため中止	12	24
女性のための開業スクール参加人数 (単位：人)	目標	30	100	100
	実績	26	24	23
創業チャレンジ拠点整備支援補助金利用事業者数 (単位：事業者)	目標	—	—	2
	実績	—	—	2

出典：所管課提出資料

- イ 創業セミナー
 - 産業競争力強化法に基づく認定創業支援事業計画において、横須賀市は年間 120 件の創業実現を目標としており、当該計画及び各期の実績人数に応じて実現可能な目標人数を設定している。

- ロ 創業と DX セミナー
 - 新規セミナー開催時の基準として設けている 30 人を初年度目標として設定している。

- ハ スタートアップオーデイション
 - 令和 4 年度（2022 年度）から前年度実績人数に応じた目標設定を行っている。

- ニ 女性のための開業スクール
 - 令和 3 年度（2021 年度）・令和 4 年度（2022 年度）は、コロナ禍の状況を踏まえオンライン開催を前提とした目標設定を行っている（100 人）。

- チ 創業チャレンジ拠点整備支援補助金
 - 補助金の支給上限は 300 万円であるところ、財源となる国からの交付金は約 600 万円であるため、目標事業者数を 2 件に設定している。

(3) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-3-16-2 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
よこすか起業部講演会参加人数 (単位：人)	28	3	407
市内創業者支援利子補給金 利用事業者数 (単位：事業者数)	28	15	27
中小企業経営改善資金利子 補給金利用事業者数 (単位：事業者数)	21	10	1

出典：所管課提出資料

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-3-16-3 事業費の推移 (3 か年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額 (千円)	15,850	14,999	21,809
決算額 (千円)	10,061	11,013	19,648

出典：所管課提出資料

令和4年度は創業チャレンジ拠点整備支援補助金事業が開始された影響（決算額：5,868千円）により、予算現額・決算額ともに前年度よりも増加している。

(2) 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-3-16-4 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
負担金、補助及び交付金	19,648	横須賀市産業振興財団への負担金・補助金：10,703千円 創業チャレンジ拠点整備支援補助金：5,868千円
合計	19,648	

出典：所管課提出資料

各セミナー・イベントは、公益財団法人横須賀市産業振興財団と共催または後援しており、当財団への負担金・補助金が支出の大部分を占めている。

(3) 令和4年度(2022年度)歳入決算の財源

図表 5-3-16-5 令和4年度(2022年度)歳入決算の主な内訳

名称	金額(千円)
一般財源	13,780
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	5,868
合計	19,648

出典：所管課提出資料

「事業の形態」に記載のとおり、創業チャレンジ拠点整備支援補助金については、全額を国からの交付金より充当しており、その他事業については一般財源から支出している。

4. 監査の結果及び意見

【意見 15】 開業数・開業率に着眼した成果指標の設定と PDCA サイクルの実行

(現状)

「指標、実績」に記載のとおり、当事業の効果測定は、セミナー・オーディションへの参加人数又は応募事業者数により実施している。

(課題)

所管課は、横須賀市の開業率が近隣他都市よりも低い点を課題として認識しており、開業率について目標値を設定する必要があるのではないかと考える。

(意見)

開業数・開業率は横須賀市では直接コントロールできないため、横須賀市にとって管理可能な定量的指標として「参加人数や応募事業者」を成果指標に設定している点には合理性があると監査人も考える。

一方で、当事業の目的は、横須賀市内で「創業しやすい」環境を整備する事を通じて横須賀市の経済活性化を図ることにあり、開業数・開業率はいわゆる「アウトカム指標」に該当すると考えられる。

セミナー・イベントの「参加人数や応募事業者数」の目標を達成した場合であっても、開業数・開業率は改善しない事態も想定され、そのような場合には事業の企画・運営手段を見直す必要がある。すなわち、事業の有効性の評価及び見直しを効果的に実施するためには、現状の成果指標に加え、開業数や開業率に着目した成果指標の設定を検討する必要があると考える。

開業数又は開業率を成果指標として設ける場合には、神奈川県及び神奈川県内の他都市の統計資料を参考に現実的かつストレッチした目標を設定することが望ましい。

なお、仮に、国の統計である「経済センサス」を利用する場合、「経済センサス」は5年に一度しか公表されない統計であるため、毎年のPDCAサイクルの実行には使えないことが課題である。この点、例えば、次回調査時点における目標値を設定し、5年に1回、事業の効果を測定し、目標未達の場合には、改善策を検討し実行する等の中長期的スパンでの運用が考えられる。

図表 5-3-16-6 開業率 (2020年時点)

横須賀市	横浜市	川崎市	相模原市	藤沢市
5.7%	8.4%	8.0%	6.1%	7.7%
神奈川県				
7.3%				
全国				
5.8%				

出典：2020年経済センサス

No17 新産業集積推進事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

該当無し

(2) 事業目的

横須賀市の地域課題解決及び横須賀市において事業展開する特定企業が抱える課題解決を通じて産業の活性化を図る。

(3) 事業内容

新産業の創出に向けた取り組みを支援する。具体的には、新産業を創出するに際して障害となる重要な地域課題や企業課題を識別した後、課題解決のために研究機関を含めた産学官連携を促進させるための企画・コーディネート業務を担う。

特に、新しい産業として注目されているドローンについて、飛行実験フィールドの管理運営を通じて、ドローン関連技術や産業の研究・開発を促し、事業化を支援する。

なお、ドローンフィールドは事業休止中の神奈川県公共残土処分用地（民有地）を賃貸して運営していたが、神奈川県へ返上する必要があるため、令和4年（2022年）12月を以って廃止している。

(4) 事業開始年度

平成28年度（2016年度）

(5) 事業の形態

横須賀市の単独事業として、一般財源及び企業版ふるさと納税による寄附金を財源に事業を実施している。

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

ドローンフィールド使用許可回数

(2) 成果指標の推移（3か年）

図表 5-3-17-1 成果指標の推移

指標名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
ドローン使用許可回数 (単位：回)	目標	-	500	500
	実績	304	421	359 (※1)

出典：所管課提出資料

(※1) 本回数は、事業廃止となった令和4年（2022年）12月末までの実績回数である。

- (3) 利用件数、支給件数など実績の推移（3か年）
 成果指標の推移（3か年）参照。

3. 予算、決算

- (1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-3-17-2 事業費の推移（3か年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額（千円）	5,426	2,437	38,240
決算額（千円）	3,253	2,419	34,964

出典：所管課提出資料

令和4年度（2022年度）は、企業版ふるさと納税による寄附金（30,000千円）を活用し、海洋分野における新産業の創出に取り組んだ結果、令和3年度（2021年度）よりも予算現額及び決算額が著しく増加している。

- (2) 令和4年度（2022年度）歳出決算の主な内訳

図表 5-3-17-3 令和4年度（2022年度）歳出決算の主な内訳

節名称等	金額（千円）	主な内容
給与費	883	会計年度任用職員
需用費	6	食糧費
役務費	78	通信運搬費（予約管理システム利用料） 保険料（ドローンフィールド施設所有者賠償責任保険）
委託料	1,697	樹木等管理委託料（ドローンフィールド除草業務委託）
使用料及び賃借料	300	土地建物借上料（ドローンフィールド用地にかかる土地借上料）
負担金、補助及び交付金	32,000	負担金（YRP 研究開発推進協会年会費）2,000千円 補助金（海洋分野における新産業創出事業奨励金）30,000千円
合計	34,964	

出典：所管課提出資料

ドローンフィールド事業廃止に伴い、新産業の創出に向けた新たな取り組みである海洋分野における新産業創出事業奨励金が、令和4年度（2022年度）の支出の大部分を占めている。

(3) 令和4年度(2022年度)歳入決算の財源

図表 5-3-17-4 令和4年度(2022年度)歳入決算の主な内訳

名称	金額(千円)
一般財源	4,964
新産業集積推進事業指定寄附	30,000
合計	34,964

出典：所管課提出資料

新産業集積推進事業指定寄附は、企業版ふるさと納税による寄附金(30,000千円)である。海洋分野における新産業創出事業奨励金30,000千円に使用されている。

4. 監査の結果及び意見

【意見 16】 他課や他事業との連携による効果的かつ効率的な企業集客の実現 (現状)

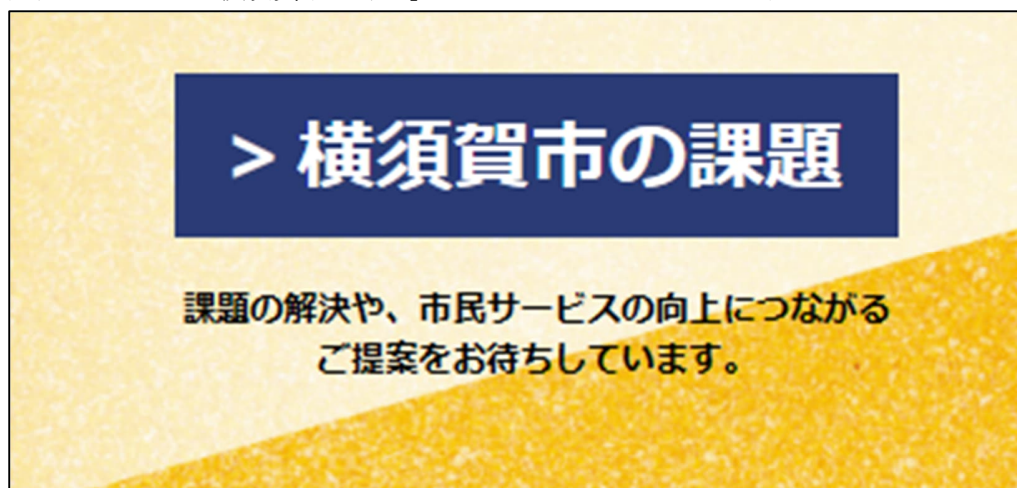
横須賀市が、新しい産業として当事業の開始時に注目したドローンについては、期待したよりも産業集積に繋がらず、令和4年度(2022年度)のドローンフィールドの神奈川県への用地返上をもって、事業としてはいったん終了している。

横須賀市は、ドローンの経験などを踏まえ、新産業創出のアプローチとして、有望そうな技術・産業を横須賀市が選び推進するアプローチから、横須賀市の地域課題の解決方法について技術を持つ民間企業からアイデアを募り、実現し、その結果として横須賀市の新産業創出に繋げていこうとするアプローチに変更してきている。

この点、横須賀市の新産業創出を支援するために、まず横須賀市の地域課題を認識し、その課題に取り組む意欲を持つ企業を選定する必要がある、そのような企業を集める入口戦略が重要である。そこで、横須賀市は令和5年(2023年)7月に、横須賀市民官連携推進WEBサイト(OPEN GATE YOKOSUKA)に新規ページを立ち上げ企業集客活動を展開している。[\(https://www.yokosuka-minkan-renkei.jp/\)](https://www.yokosuka-minkan-renkei.jp/)

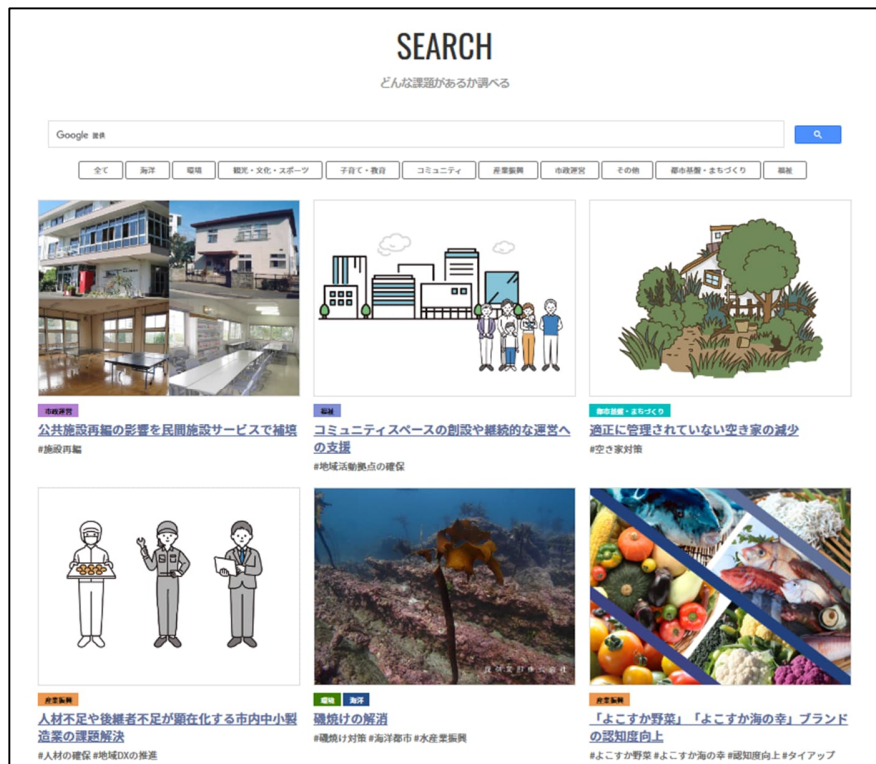
新規ページには「横須賀市の課題」が視覚的に明示され、応募企業はこれらの課題を閲覧した後に応募する可能性が高いことから、横須賀市の集客ニーズとのミスマッチを防ぐように工夫されている。

図表 5-3-17-5 「横須賀市の課題」の入り口のスクリーンショット



出典：横須賀市民官連携推進WEBサイト

図表 5-3-17-6 横須賀市の課題の一覧画面のクリーンショット



出典：横須賀市民官連携推進 WEB サイト

(課題)

横須賀市の地域課題解決に意欲を持つ協力的な企業を増やすために、上述したウェブサイト構築の他にも効果的かつ効率的な集客方法を検討し、実行していくことが望まれる。

この点、横須賀市の地域課題の解決は、普遍的なテーマであり、他課や他事業と連携することで、効果的かつ効率的な企業集客の実現が可能であると考えられる。

(意見)

例えば、No. 16 のスタートアップ推進事業と連携し、スタートアップオーディションを通じて、横須賀市の地域課題解決をテーマにした企業を募集し、入賞者に対してスタートアップ推進事業からは奨励金、新産業集積推進事業からは産学官連携の促進をサポートするためのコーディネート支援を提供する等、他課や他事業との連携を強化し、効率的な企業集客を実現することが望まれる。

なお、スタートアップオーディションや新サービス実用化支援補助金など、新産業創出に類似した取り組みが行われている。従って、市役所内で横連携を強化しつつも、異なる課や事業間の役割分担や取り組み内容を整理し、支援内容が重複しないように留意する必要がある。

【意見 17】 新産業集積推進事業に寄与する外部ネットワークの拡大

(現状)

新産業集積推進事業のコーディネート業務は、下記のような地域課題や企業のビジネス理解を含む幅広い知見が必要とされる。

- イ 地域社会の特性、経済状況、文化、人口動態などの情報を収集し、分析する能力
- ロ 新技術、トレンド、市場の動向などの把握
- ハ 企業のビジネスモデルや戦略を理解し、その企業が地域課題にどのように貢献できるかを見極める能力
- ニ ステークホルダー、プロジェクト、リソースを調整するプロジェクトマネジメントスキル
- ホ 関連する法令・規制に関する知識
- ヘ ビジネスリーダーや地域社会との良好な関係構築能力

(課題)

新産業集積推進事業は、現在3名のメンバーで運営を行っている。上述のとおり、当事業のコーディネート業務には広範な知識と経験が必要であるため、アイデアを発展させ、適切な座組を構築するために、新たな外部ネットワークを構築し、当事業への関与者を増やす機会を創出することが望ましい。

(意見)

当事業では、市内の金融機関、商工会議所、産業振興財団等と連携してコーディネート業務を行っており、一定程度のネットワークの構築と活用は実行済である。

ただし、監査人が調査したところ、神奈川県地域の企業及び大学のコーディネートを担う「かながわ産学公連携推進協議会」等の団体が存在し、無償で外部ネットワークを拡大できる余地は残っていると考えられる。このような外部ネットワークの拡大に寄与する団体等への参画を検討する事により、横須賀市に新産業の創出をもたらす新たな一歩となることを期待したい。

IV 農水産業振興課

No18 農畜産業振興補助事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

- イ 農業経営基盤強化資金利子補給金
 - 農業経営基盤強化資金利子補給要綱を廃止する要綱
- ロ 環境保全型農業推進事業補助金
 - 農業振興事業補助金交付要綱
- ハ 家畜伝染病予防対策費補助金
 - 家畜伝染病予防費補助金交付要綱
- ニ 畜産経営環境衛生対策事業補助金
 - 農業振興事業補助金交付要綱
- ホ 耕作放棄地解消支援補助金
 - 農業振興事業補助金交付要綱
- ヘ 鳥獣被害防止対策事業補助金
 - 農業振興事業補助金交付要綱
- ト 農とみどりの整備事業補助金
 - 神奈川県市町村事業推進交付金交付要綱
 - 横須賀市農とみどりの整備事業実施要綱
- チ 物価高騰対策_肥料
 - 補助金等交付規則 (※1)
- リ 物価高騰対策_飼料
 - 畜産業飼料等高騰対策支援補助金交付要綱

(※1) 各農業者が所属する市内農業協同組合へ補助するスキームを採用しているため、要綱ではなく補助金等交付規則に基づいて支給を行っている。

(2) 事業目的

農業経営基盤強化、環境保全型農業推進等の9つの項目に関して、補助金を通じて農家の生産意欲の減退を防ぎ、安定した農業経営を支援する。

- イ 農業経営基盤強化資金利子補給金
- ロ 環境保全型農業推進事業補助金
- ハ 家畜伝染病予防対策費補助金
- ニ 畜産経営環境衛生対策事業補助金
- ホ 耕作放棄地解消支援補助金
- ヘ 鳥獣被害防止対策事業補助金
- ト 農とみどりの整備事業補助金
- チ 物価高騰対策_肥料
- リ 物価高騰対策_飼料

(3) 事業内容

- イ 農業経営基盤強化資金利子補給金
 - 農業経営基盤強化資金（L資金）の融資を受けた認定事業者に対して利子補給する。
- ロ 環境保全型農業推進事業補助金
 - 緑肥栽培にかかる種代や耕作費用の一部を補助する。
- ハ 家畜伝染病予防対策費補助金
 - 家畜伝染病予防を目的として実施する検査・予防注射に係る経費の一部を補助する。
- ニ 畜産経営環境衛生対策事業補助金
 - 畜舎周辺の衛生的環境を維持するために購入した消毒剤、防臭剤、殺虫剤等の経費の一部を補助する。
- ホ 耕作放棄地解消支援補助金
 - 耕作放棄地を借受け又は取得し、荒廃した農地を耕作する意欲ある販売農家や新規就農者に補助金を支給する。
- ヘ 鳥獣被害防止対策事業補助金
 - 野生鳥獣による被害を防止するために横須賀市内で購入した電気柵、防鳥ネット等の器具の購入に係る経費の一部を補助する。
- ト 農とみどりの整備事業補助金
 - かんがい排水設備やほ場整備等を行う農業団体等に対し、経費の一部を補助する。
- チ 物価高騰対策_肥料
 - 令和4年（2022年）10月1日時点で横須賀市に住民登録がある販売農家に対し、肥料費について、令和3年度（2021年度）と令和4年度（2022年度）を比較し、価格高騰分の一部を補助する。なお、物価高騰が続いている状況を踏まえ、令和5年度（2023年度）も継続予定である。
- リ 物価高騰対策_飼料
 - 横須賀市内畜産農家が4月から2月までに購入した配合飼料及び輸入乾牧草の購入経費のうち、価格高騰分の一部を補助する。なお、物価高騰が続いている状況を踏まえ、令和5年度（2023年度）も継続予定である。

(4) 事業開始年度

- イ 農業経営基盤強化資金利子補給金
 - 平成 8 年度 (1996 年度)

- ロ 環境保全型農業推進事業補助金
 - 平成 4 年度 (1992 年度)

- ハ 家畜伝染病予防対策費補助金
 - 昭和 63 年度 (1988 年度)

- ニ 畜産経営環境衛生対策事業補助金
 - 昭和 47 年度 (1972 年度)

- ホ 耕作放棄地解消支援補助金
 - 平成 26 年度 (2014 年度)

- ヘ 鳥獣被害防止対策事業補助金
 - 平成 26 年度 (2014 年度)

- ト 農とみどりの整備事業補助金
 - 令和 4 年度 (2022 年度)

- チ 物価高騰対策_肥料
 - 令和 4 年度 (2022 年度)

- リ 物価高騰対策_飼料
 - 令和 4 年度 (2022 年度)

(5) 事業の形態

- イ 農業経営基盤強化資金利子補給金
 - 平成 21 年度までの借入者：最大 25 年間、国・県・市で利子の一部を補助
 - 平成 22～23 年度の借入者：貸付から 5 年間、国 (80%)、県 (10%)、市 (10%) で利子全額を補助
 - 平成 24 年度以降の借入者：貸付から 5 年間、国が利子全額補助
 - 従って、現在、交付している補助金は、平成 21 年度までの借入者の利子補給である。
 - 上記、市の補助分は全額一般財源から支出している。国・県の補助分は、国・県から直接交付している (横須賀市を経由していない)

- ロ 環境保全型農業推進事業補助金
 - 横須賀市独自の補助事業で、全額横須賀市の単独財源によって実施している。

- ハ 家畜伝染病予防対策費補助金
 - 横須賀市独自の補助事業で、全額横須賀市の単独財源によって実施している。
- ニ 畜産経営環境衛生対策事業補助金
 - 横須賀市独自の補助事業で、全額横須賀市の単独財源によって実施している。
- ホ 耕作放棄地解消支援補助金
 - 横須賀市独自の補助事業で、全額横須賀市の単独財源によって実施している。
- ヘ 鳥獣被害防止対策事業補助金
 - 横須賀市独自の補助事業で、全額横須賀市の単独財源によって実施している。
- ト 農とみどりの整備事業補助金
 - 神奈川県補助事業であり、県（最大 1/2）、残りは横須賀市の負担となっている。「(3) 令和 4 年度（2022 年度）歳入決算の財源」記載のとおり、令和 4 年度は、神奈川県が 2,793 千円・横須賀市が 4,560 千円を負担している。
- チ 物価高騰対策_肥料
 - 国からの交付金を財源として、農家の価格上昇による負担増を補填している。
- リ 物価高騰対策_飼料
 - 国からの交付金を財源として、畜産農家の価格上昇による負担増を補填している。

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

下記以外の補助金は効果測定を行っていない。

- ホ 環境保全型農業推進事業補助金
 - 市が補助金を支給した農家の緑肥実施面積を計測する。当該効果測定方法の見直しについて、【意見 18】に記載している。
- ヘ 耕作放棄地解消支援補助金
 - 耕作放棄地解消面積を計測する。
- ト 農とみどりの整備事業補助金
 - 当該補助金の利用団体数を測定する。

(2) 成果指標の推移 (3 年間)

イ 農業経営基盤強化資金利子補給金

- 認定事業者に対する利子補給の状況は、支給金額・件数・決算額により管理可能であるため、別途成果指標は設定していない

ロ 環境保全型農業推進事業補助金

図表 5-4-18-1 成果指標の推移

指標名		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
緑肥実施面積 (単位：a (アール))	目標	2,000	2,000	1,600
	実績	1,273	1,346	1,274

出典：所管課提出資料

- 横須賀市が補助金を支給した農家の緑肥実施面積を成果指標として設定している。予算枠 1,000 千円及び補助単価 500 円/a (アール) から逆算し、令和 2 年度 (2020 年度) ・令和 3 年度 (2021 年度) の目標設定を行い、令和 4 年度 (2022 年度) にて実行可能性のある水準に再設定している。

ハ 家畜伝染病予防対策費補助金

- 当該事業目的は、市内畜産農家における家畜伝染病の発生予防及び蔓延防止を図ることを通じて、畜産農家の経営を支援することであり、当該効果を数値化することが難しいことから、当事業の成果指標は設定されていない。

ニ 畜産経営環境衛生対策事業補助金

- 当該事業目的は、畜舎周辺の悪臭・害虫の発生を予防し、畜舎周辺の衛生的環境を保全し、家畜伝染病の発生予防、周辺住民の住環境保持を図ることを通じて、畜産農家の経営を支援することであり、当該効果を数値化することが難しいことから、当事業の成果指標は設定されていない。

ホ 耕作放棄地解消支援補助金

図表 5-4-18-2 成果指標の推移

指標名		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
耕作放棄地新規解消面積 (単位：a (アール))	目標	50	50	50
	実績	57	53	11

出典：所管課提出資料

令和 4 年度実績が著しく減少しているが、所管課によれば、特殊要因は識別されていないとのことである。

へ 鳥獣被害防止対策事業補助金

- 当該事業目的は、野生鳥獣による農畜産物への被害を低減する支援を実施することにより、農家の生産意欲減退の防止と経営の安定を図ることであり、当該効果を数値化することが難しいことから、当事業の成果指標は設定されていない。

ト 農とみどりの整備事業補助金

- 当該事業は、かんがい排水設備やほ場整備等を行う農業団体等に対し、補助対象経費の最大 1/2 を補助している。かんがい排水設備等は農家にとって重要なインフラであり、その修繕にかかる補助金支給は必要不可欠であるが、成果創出が求められる性質の事業ではなく、成果指標は設定していない。

チ 物価高騰対策_肥料

- 当該事業は、令和 4 年度における特例補助金の位置付けで設けられており、単年度での成果創出は求められていないため、当事業の成果指標は設定していない。

リ 物価高騰対策_飼料

- 当該事業は、令和 4 年度における特例補助金の位置付けで設けられており、単年度での成果創出は求められていないため、当事業の成果指標は設定していない。

(3) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

イ 農業経営基盤強化資金利子補給金

図表 5-4-18-3 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
支給件数 (単位：件)	4	3	3

出典：所管課提出資料

ロ 環境保全型農業推進事業補助金

図表 5-4-18-4 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
申請・支給件数 (単位：件)	40	33	36

出典：所管課提出資料

ハ 家畜伝染病予防対策費補助金

図表 5-4-18-5 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請・支給件数 (単位：件)	4	4	3

出典：所管課提出資料

ニ 畜産経営環境衛生対策事業補助金

図表 5-4-18-6 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請・支給件数 (単位：件)	5	4	4

出典：所管課提出資料

ホ 耕作放棄地解消支援補助金

- 成果指標以外に該当なし

ヘ 鳥獣被害防止対策事業補助金

図表 5-4-18-7 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請・支給件数 (単位：件)	82	69	38

出典：所管課提出資料

鳥獣被害は年度によって異なる（ヒヨドリなどの渡り鳥が来る年・来ない年）ため、申請・支給件数にバラツキが生じている。

ト 農とみどりの整備事業補助金

図表 5-4-18-8 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請・支給件数 (単位：件)	—	—	2

出典：所管課提出資料

チ 物価高騰対策_肥料

図表 5-4-18-9 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請・支給件数 (単位：件)	—	—	260

出典：所管課提出資料

リ 物価高騰対策_飼料

図表 5-4-18-10 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請・支給件数 (単位：件)	—	—	4

出典：所管課提出資料

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

イ 農業経営基盤強化資金利子補給金

図表 5-4-18-11 事業費の推移 (3 か年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額 (千円)	60	54	54
決算額 (千円)	41	37	35

出典：所管課提出資料

ロ 環境保全型農業推進事業補助金

図表 5-4-18-12 事業費の推移 (3 か年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額 (千円)	1,000	1,000	800
決算額 (千円)	637	673	637

出典：所管課提出資料

ハ 家畜伝染病予防対策費補助金

図表 5-4-18-13 事業費の推移 (3 年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額 (千円)	400	400	400
決算額 (千円)	400	278	197

出典：所管課提出資料

補助対象の中心は養鶏農家である。採卵鶏を畜舎に入れるタイミングでワクチン接種を行うところ、採卵鶏は 2～3 年周期で入れ替えが行われるため、入れ替え状況により年度の決算額が増減する。

ニ 畜産経営環境衛生対策事業補助金

図表 5-4-18-14 事業費の推移 (3 年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額 (千円)	400	300	300
決算額 (千円)	126	120	129

出典：所管課提出資料

ホ 耕作放棄地解消支援補助金

図表 5-4-18-15 事業費の推移 (3 年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額 (千円)	1,000	1,000	1,000
決算額 (千円)	1,000	1,000	220

出典：所管課提出資料

令和 4 年度 (2022 年度) は、耕作放棄地と農家のマッチングが順調に進まなかったため決算額が減少している。

ヘ 鳥獣被害防止対策事業補助金

図表 5-4-18-16 事業費の推移 (3 年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額 (千円)	600	600	600
決算額 (千円)	600	551	232

出典：所管課提出資料

「利用件数、支給件数など実績の推移」記載のとおり、鳥獣被害は年度によって異なり、令和 4 年度 (2022 年度) は被害が少なかったため決算額は減少している。

ト 農とみどりの整備事業補助金

図表 5-4-18-17 事業費の推移 (3 か年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額 (千円)	—	—	7,354
決算額 (千円)	—	—	7,353

出典：所管課提出資料

チ 物価高騰対策_肥料

図表 5-4-18-18 事業費の推移 (3 か年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額 (千円)	—	—	14,770
決算額 (千円)	—	—	13,143

出典：所管課提出資料

リ 物価高騰対策_飼料

図表 5-4-18-19 事業費の推移 (3 か年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額 (千円)	—	—	10,907
決算額 (千円)	—	—	6,601

出典：所管課提出資料

(2) 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

イ 農業経営基盤強化資金利子補給金

図表 5-4-18-20 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
負担金、補助及び交付金	35	農業経営基盤強化資金補給金
合計	35	

出典：所管課提出資料

ロ 環境保全型農業推進事業補助金

図表 5-4-18-21 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
負担金、補助及び交付金	637	環境保全型農業推進事業補助金
合計	637	

出典：所管課提出資料

ハ 家畜伝染病予防対策費補助金

図表 5-4-18-22 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
負担金、補助及び交付金	197	家畜伝染病予防対策費補助金
合計	197	

出典：所管課提出資料

ニ 畜産経営環境衛生対策事業補助金

図表 5-4-18-23 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
負担金、補助及び交付金	129	畜産経営環境衛生対策事業補助金
合計	129	

出典：所管課提出資料

ホ 耕作放棄地解消支援補助金

図表 5-4-18-24 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
負担金、補助及び交付金	220	耕作放棄地解消支援事業補助金
合計	220	

出典：所管課提出資料

へ 鳥獣被害防止対策事業補助金

図表 5-4-18-25 令和4年度（2022年度）歳出決算の主な内訳

節	金額（千円）	主な内容
負担金、補助及び交付金	232	鳥獣被害防止対策事業補助金
合計	232	

出典：所管課提出資料

ト 農とみどりの整備事業補助金

図表 5-4-18-26 令和4年度（2022年度）歳出決算の主な内訳

節	金額（千円）	主な内容
負担金、補助及び交付金	7,353	農とみどりの整備事業補助金
合計	7,353	

出典：所管課提出資料

チ 物価高騰対策_肥料

図表 5-4-18-27 令和4年度（2022年度）歳出決算の主な内訳

節	金額（千円）	主な内容
負担金、補助及び交付金	13,143	肥料価格高騰対策補助金
合計	13,143	

出典：所管課提出資料

リ 物価高騰対策_飼料

図表 5-4-18-28 令和4年度（2022年度）歳出決算の主な内訳

節	金額（千円）	主な内容
負担金、補助及び交付金	6,614	畜産業飼料等高騰対策支援補助金
合計	6,614	

出典：所管課提出資料

(3) 令和4年度(2022年度)歳入決算の財源

下記以外の補助金は全て一般財源で行っている。

ト 農とみどりの整備事業補助金

図表 5-4-18-29 令和4年度(2022年度)歳入決算の主な内訳

名称	金額(千円)
一般財源	4,560
県支出金	2,793
合計	7,353

出典：所管課提出資料

チ 物価高騰対策_肥料

図表 5-4-18-30 令和4年度(2022年度)歳入決算の主な内訳

名称	金額(千円)
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	13,143
合計	13,143

出典：所管課提出資料

リ 物価高騰対策_飼料

図表 5-4-18-31 令和4年度(2022年度)歳入決算の主な内訳

名称	金額(千円)
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	6,601
合計	6,601

出典：所管課提出資料

4. 監査の結果及び意見

【意見 18】 環境保全型農業推進事業補助金の有効性の評価

(現状)

環境保全型農業推進事業補助金は、土壌の質を向上させる目的で、緑肥栽培（※1）に関する種代や耕作費用の一部を補助金として給付している。緑肥の利用を通じて、土壌の改善を促進し、横須賀市内の農家における環境保全型農業の認知度向上を目指している。

※1：イネ科やマメ科の植物そのものを肥料の一種として利用し、土壌への有機成分の供給及び透水性の改善や土壌病害を抑えるなど効果を持つ。

(課題)

本補助金は、平成4年（1992年）の事業開始から約30年間経過しているが、以下に記載のとおり、事業の有効性の評価が適切になされていないと考える。

すなわち、当補助金の目的は、「横須賀市内の環境保全型農業の推進」にあり、その農業手法として「緑肥栽培」を促進している状況にある。現在、成果指標として設定している緑肥実施面積は、横須賀市が補助金を支給した農家の緑肥実施面積のみを集計している。横須賀市を介さずに独自で緑肥栽培を行っている農家についても考慮すべきであり、効果測定としては、「横須賀市全体の緑肥実施面積の拡大状況」を確認する必要がある。

また、補助金により緑肥栽培の認知度が向上し、補助金が無くとも緑肥栽培が行われることが本来望ましい姿であることも踏まえると、横須賀市が補助金を支給した農家の緑肥実施面積ではなく、「横須賀市全体の緑肥実施面積の拡大状況」を確認する事が必要である。

(意見)

例えば5年に1回程度は詳細な調査を行い、横須賀市全体の緑肥実施面積の拡大状況の評価し、事業の有効性を評価することが必要と考える。

また、当事業は長期にわたって継続しているが、その間事業の有効性評価は行われていなかったと考えられるため、事業の効果が乏しいことが確認された場合には、事業内容の見直し等を検討する必要がある。

No19 よこすか野菜魅力発信事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

よこすか野菜市場販売強化支援事業補助金交付要領

(2) 事業目的

地場産農産物の認知度の向上・イメージアップを進めて販路拡大を図り、市内生産者の意欲向上と所得増を目指す。また、高品質で種類豊富なよこすか野菜の魅力の発信を通じて、市民に対する住む街としての魅力の再認識や、市外に対する横須賀の新たなイメージの発信・集客を図る。

(3) 事業内容

- イ 周知効果の高い公共施設やイベントにおける野菜直売会の開催など、関係団体や市内生産者との連携による PR
- ロ 関係部署や事業者との連携によるメディア等に対するよこすか野菜および生産者の情報・魅力発信
- ハ SNS や動画作成、オンラインイベントなどを通じた情報発信
- ニ 関係団体が行うよこすか野菜の販売強化・促進に対する支援
- ホ 農業に関する意識啓発及び交流促進活動（市内小学校での農業体験および出張授業）。

(4) 事業開始年度

令和元年度（2019年度）

(5) 事業の形態

横須賀市の単独事業として、一般財源及びデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を財源に事業を実施している。

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

「事業内容」に記載したイ～ホの施策毎に内容を検証後、改善に向けた取り組みを実施している。

(2) 成果指標の推移（3か年）

「2（3）利用件数、支給件数など実績の推移（3か年）」参照。

(3) 利用件数、支給件数など実績の推移（3か年）

- イ 周知効果の高い公共施設やイベントにおける野菜直売会の開催など、関係団体や市内生産者との連携による PR

図表 5-4-19-1 実施内容一覧

年度	実施時期・場所	実施内容
令和2年度 (2020年度)	【市役所前公園】 3/25、3/26	・生産者による出張直売の実証
令和3年度 (2021年度)	【市内公園】 4/12、4/19、4/26、 5/1～5、11/27	・よこすか野菜の購入実績が少ない地域 への出張直売の実証 ・生産者以外（移動販売車）による販売 の実証
	【市役所前公園】 11/17、11/18、12/11、 3/19	・複数生産者での開催の実証（品目、単 価等） ・曜日による集客差異の確認
	2/17	・すかなごっそ出張販売（屋外）の実証
	【市役所】 7/12、7/13、7/15、3/15	・市役所内での出張直売の実証
令和4年度 (2022年度)	【市役所前公園】 6/9、7/7、10/27、11/24	・すかなごっそのPR
	【市役所】 4/19以降毎月定期開催	・定期開催化による「よこすか野菜販売 場所」の確立

出典：所管課提出資料

定量的な指標は設けていないものの、開催毎に来客数・売上点数・売上金額をモニタリングするとともに、課題点を抽出して改善に努めている。

- ロ 関係部署や事業者との連携によるメディア等に対するよこすか野菜および生産者の情報・魅力発信

図表 5-4-19-2 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
メディア掲載件数 (単位：件)	—	7	11

出典：所管課提出資料

- ハ SNSや動画作成、オンラインイベントなどを通じた情報発信

図表 5-4-19-3 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
インスタグラムフォロワー 数 (単位：件)	436	837	1,167

出典：所管課提出資料

インスタグラムのインサイト分析に基づいた投稿を行っている。令和5年度（2023年度）からは、SNSを活用した情報発信を拡大していく予定であり、当該インスタグラムのフォロワー数を成果指標として設定する予定である。

ニ 関係団体が行うよこすか野菜の販売強化・促進に対する支援

図表 5-4-19-4 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
よこすか野菜のぼり旗掲出個所数（＝販売場所数） （単位：箇所）	45	70	80

出典：所管課提出資料

よこすか野菜の販売場所は堅調に拡大している。なお、当該支援の一環としてJAよこすか葉山へ「よこすか野菜市場販売強化支援事業補助金」を支給している。

ホ 農業に関する意識啓発及び交流促進活動（市内小学校での農業体験および出張授業）。

図表 5-4-19-5 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市内小学校訪問数 （単位：校）	—	1 （モデル実施）	2

出典：所管課提出資料

令和3年度（2021年度）に実施した「よこすか野菜市民アンケート」の結果、よこすか野菜について若年層の認知と購入意識が低い状況が明らかになったことを踏まえ、令和4年度（2022年度）から本格的に開始した施策である。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-4-19-6 事業費の推移 (3 か年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額 (千円)	3,909	3,456	4,578
決算額 (千円)	3,226	2,967	3,945

出典：所管課提出資料

横須賀市としては、「横須賀再興プラン 2022-2025」にも記載されている主要事業として、当事業の拡大を図っていく方針であり、令和3年度(2021年度)から令和4年度(2022年度)にかけて予算現額及び決算額が増加している。

(2) 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-4-19-7 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

節名称等	金額 (千円)	主な内容
給与費	854	会計年度任用職員
報償費	86	イベント等謝礼(よこすか野菜応援隊)、 講師謝礼(農業交流促進事業)
旅費	67	他都市等視察費
需用費	762	消耗品費(のぼり旗他) 印刷製本費(ガイドブック増刷)
役務費	6	ボランティア保険 (よこすか野菜応援隊)
委託料	1,227	オンラインを活用した企画・情報発信業務委託
備品購入費	33	データバックアップ用HDD
負担金、補助及び交付金	911	よこすか野菜市場販売強化支援事業補助金 対象：JAよこすか葉山 (補助率：2分の1)
合計	3,945	

出典：所管課提出資料

SNS活用や動画作成に関する業務委託料及びJAよこすか葉山に対する補助金支給が主要な歳出項目である。

(3) 令和4年度(2022年度)歳入決算の財源

図表 5-4-19-8 令和4年度(2022年度)歳入決算の主な内訳

名称	金額(千円)
一般財源	2,964
デジタル田園都市国家構想交付金 (地方創生推進タイプ)	981
合計	3,945

出典：所管課提出資料

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No20 農業施設管理事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

ため池条例・農業用施設等原材料支給要綱

(2) 事業目的

農業施設の修繕・除草・清掃等を行い適正な管理・安全性を確保し農業振興に貢献する。

(3) 事業内容

横須賀市内では、農地から流出した土砂が道路や農業用水路・河川へ流出したことが原因で、排水機能が損なわれ大雨の際に冠水被害が発生する事例が見受けられる。そこで、公共性のある農業用通路の修繕・清掃等の維持管理を行い、また農家が自主的に導水路等に接する畑の土砂流出防止補修を行う場合に原材料を支給している。

さらに、横須賀市が管理する10カ所のため池の維持管理・修繕・清掃委託を行っている。

(4) 事業開始年度

平成28年度（2016年度）

(5) 事業の形態

横須賀市独自の事業で、全額横須賀市の単独財源によって実施している。

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

効果測定を行っていない。

(2) 成果指標の推移（3か年）

当事業において、成果指標は設定していない。

(3) 利用件数、支給件数など実績の推移（3か年）

図表 5-4-20-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
水路 (単位：m)	1,730	1,730	1,730
ため池数 (単位：箇所)	10	10	10

出典：所管課提出資料

横須賀市が所管する水路及びため池数の年間修繕箇所を記載している。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-4-20-2 事業費の推移 (3 か年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額 (千円)	7,499	7,238	7,177
決算額 (千円)	6,171	5,903	6,400

出典：所管課提出資料

農家からの依頼により、農家に対し畑の土砂流出防止補修のため支給する原材料は、1件あたり3~50万円の幅があり、補修内容によって大きく変動する。これが決算額の変動要因の一つとなっている。

(2) 令和4年度 (2022年度) 歳出決算の主な内訳

図表 5-4-20-3 令和4年度 (2022年度) 歳出決算の主な内訳

節	金額 (千円)	主な内容
旅費	3	旅費
需用費	907	消耗品・修繕料・光熱水費 (水道)
役務費	27	保険料
委託料	3,928	業務委託料・清掃委託料
原材料費	1,485	工事材料費
負担金、補助及び交付金	50	負担金
合計	6,400	

出典：所管課提出資料

(3) 令和4年度 (2022年度) 歳入決算の財源

全て一般財源で行っている。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No21 一般事務費

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

該当なし

(2) 事業目的

水産業の施策調整及び水産業団体の指導育成を実施する。

(3) 事業内容

1 関係水産業団体への負担金の支出

2 漁業者への燃油に対する補助金の交付（令和4年度（2022年度）のみ）

3 その他事務費等

(4) 事業開始年度

燃油に対する補助は令和4年度（2022年度）のみ

(5) 事業の形態

横須賀市単独事業

なお、(3)2 漁業者への燃油に対する補助金の交付に要する事業費は、全額が国庫補助金の対象だった。

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

農水産業振興課内業務の円滑な運営を目的としており、成果指標の設定がなじまないため、当事業の効果測定は行っていない。

(2) 成果指標の推移（3か年）

前述の理由から、成果指標の設定も行っていない。

(3) 利用件数、支給件数など実績の推移（3か年）

図表 5-4-21-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
漁業者への燃油に対する補助 (単位：件)	-	-	21
水産関係団体への負担金 (単位：件)	4	4	4

出典：所管課提出資料

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-4-21-2 事業費の推移 (3 か年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額 (千円)	986	981	13,429
決算額 (千円)	967	972	3,919

出典：所管課提出資料

令和 4 年度 (2022 年度) のみ、漁業者への燃油に対する補助金の交付を行ったため、令和 3 年度 (2021 年度) 以前と比較し、予算現額及び決算額ともに増えている。

令和 4 年 (2022 年度) 度は、予算現額と決算額に約 1,000 万円の乖離が生じているが、以下の要因で漁業者への燃油に対する補助金の決算額が想定 (予算額) を下回ったことが要因である。

横須賀市は、水産庁が実施する「漁業経営セーフティネット構築事業⁹」に加入する漁業者を漁業者への燃油に対する補助金の対象としたが、当事業への加入時に漁業者が負担する必要がある積立金の納入がハードルとなり、漁業者の加入が想定を下回った。その結果、漁業者への燃油に対する補助金も予算現額を下回った。

(2) 令和 4 年度 (2022 年度) 歳出決算の主な内訳

図表 5-4-21-3 令和 4 年度 (2022 年度) 歳出決算の主な内訳

節	金額 (千円)	主な内容
負担金、補助及び交付金	3,919	水産関係団体への負担金 負担金及び漁業者への燃油に対する補助
合計	3,919	

出典：所管課提出資料

水産関係団体への負担金の支出先は以下 4 団体である。

- ・ 特定非営利活動法人神奈川県水難救済会
- ・ 神奈川県漁業協同組合連合会
- ・ 東京湾地域遊漁協議会
- ・ 三浦半島地域遊漁協議会

⁹ 漁業経営セーフティネット構築事業：燃料価格の高騰対策として、国と漁業者が積立を行い、価格が一定基準以上に上昇した部分を補てんする国の事業で、漁業者の健全経営を確立することを目的としている。

(3) 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

(単位:千円)

名称	金額
一般財源	967
国庫支出金	2,953
合計	3,919

出典:所管課提出資料

国庫支出金は、全額が、漁業者への燃油に対する補助金である。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No22 漁業共済掛金補助金

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

漁業共済掛金補助金交付要綱、水産基本法、漁業災害補償法、補助金等交付規則

(2) 事業目的

漁業災害補償法（以下「法」という。）に基づく漁業共済への本市漁業者の加入を促進し、災害によって漁業の再生産が阻害されることを防止するとともに、漁業経営の安定を図ることにより、水産基本法の第2の基本理念である「水産業の健全な発展」を目指す。

(3) 事業内容

漁業共済加入者負担額の一部補助（国、県、市の補助）

共済掛金額から国庫補助金額及び県補助金額を差し引いた額（加入者負担額）の1/10以内を補助

※以下、参考

国補助：漁業災害補償法第195条および同法施行令第23条に基づき、共済掛金額の10～65/100を補助。

県補助：神奈川県漁業共済掛金助成要綱に基づき、（共済掛金額－国庫補助金）の1～5/10を補助。

(4) 事業開始年度

昭和62年（1987年）

(5) 事業の形態

横須賀市独自事業

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

効果測定は行っていない。

(2) 成果指標の推移（3か年）

当事業において、成果指標は設定していない。この点、「監査の結果及び意見」の

【意見19】に問題提起している。

(3) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-4-22-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
補助件数 (単位：件)	36	39	36

出典：所管課提出資料

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-4-22-2 事業費の推移 (3 か年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額 (千円)	1,701	1,634	1,584
決算額 (千円)	1,564	1,556	1,507

出典：所管課提出資料

(2) 令和 4 年度 (2022 年度) 歳出決算の主な内訳

図表 5-4-22-3 令和 4 年度 (2022 年度) 歳出決算の主な内訳

節	金額 (千円)	主な内容
負担金、補助及び交付金	1,507	漁業共済加入者負担額の一部補助
合計	1,507	

出典：所管課提出資料

(3) 令和 4 年度 (2022 年度) 歳出決算の財源

全て一般財源で行っている。

4. 監査の結果及び意見

【意見 19】 漁業共済への加入促進及び維持継続を実現するための成果指標の設定

(現状)

漁業共済加入者負担額の一部補助は、漁業経営の安定を図るため漁業共済への加入促進及び維持継続を目的として給付している。当事業の事業開始年度は、昭和 62 年(1987 年)である。事業開始から 30 年以上経過しているが、これまで、漁業共済への加入促進及び維持継続という目的がどの程度達成されているか、効果測定を実施していない。

また、共済掛金額から国庫補助金額及び県補助金額を差し引いた額(加入者負担額)の 1/10 以内を補助金額としており、横須賀市の補助は共済掛金額に占める割合としては大きくない。所管課としても、当事業が漁業共済への加入促進にどの程度貢献しているのか測りかねている様子であった。

(課題)

漁業経営の安定は、水産物の安定供給などの観点で市民の生活にも直結する普遍的なテーマであるため、漁業経営の安定を図るための市が公金を投入する意義は現時点でも失われていないと監査人も考える。

しかしながら、長期間にわたって補助金の効果測定が行われていないため、効果が無い、あるいは乏しいにも関わらず、長期間にわたり事業を継続してしまっている可能性が否定できない。

漁業経営の安定という目的は前述のとおり普遍的なテーマであるため、当事業の効果が無い又は乏しいことが確かめられた場合は、当事業費の予算を、漁業経営の安定のための別の政策手段に充てることも検討すべきではないかと考える。

また、成果指標を設定していないため、PDCA サイクルの観点から、事業内容の適宜の見直しができない点も課題である。

(意見)

今後は、漁業共済への加入促進及び維持継続という目的が達成されているか、検証をしながら事業を運営することが期待される。事業の効果測定の方法として、類似事業を実施していない他団体の漁業共済の加入率との比較などが考えられる。

加えて、効果測定の結果に応じて、事業内容の見直し等を検討することも望まれる。

No23 漁業協同組合員貸付資金預託金

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

水産基本法、横須賀市漁業振興資金融資要綱

(2) 事業目的

市が預託機関（農林中央金庫）に融資資金を預託することにより、漁業協同組合員が必要とする漁船建造資金及び機関換装資金等の融資を円滑にし、漁業経営の施設整備の近代化を図り、水産基本法の第2の基本理念である「水産業の健全な発展」を目指す。

(3) 事業内容

農林中央金庫に預託金（80,000千円）を預託し、漁業組合員向けの融資制度を運用する。（預託機関との協調融資のため、総融資額は160,000千円）

(4) 事業開始年度

昭和46年（1971年）

(5) 事業の形態

市独自事業。

運用は農林中央金庫。

資金の種類：漁船建造資金、漁船購入資金、漁船改造資金、機関換装資金、機器整備資金、施設整備資金、漁業経営資金、資材購入資金、出漁準備資金、生活環境整備資金

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

融資の利用率を成果指標として設定しており、農林中央金庫より四半期ごとに利用率等の状況報告を受けている。

（横須賀市漁業振興資金融資要綱第9条）

(2) 成果指標の推移（3か年）

図表 5-4-23-1 成果指標の推移

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
融資利用率 (単位：%)	目標	50	50	50
	実績	35	50	41

出典：所管課提出資料

上表における「融資利用率」は、預託金及び預託機関自己資金を分母とし、分子を融資実行中の残高（融資実行済みかつ未返済の残高）として算定される指標である。

(3) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-4-23-2 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
融資件数 (単位：件)	20	24	17
新規融資件数 (単位：件)	0	6	1

出典：所管課提出資料

上表における「融資件数」とは、融資残高が残っている件数を集計している。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-4-23-3 事業費の推移 (3 か年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額 (千円)	80,000	80,000	80,000
決算額 (千円)	80,000	80,000	80,000

出典：所管課提出資料

事業費は全額、農林中央金庫への預託金である。これ以外に事業費は無いため、予算現額と決算額は同額となる。

また、預託額は 80,000 千円であり、令和 2 年度 (2020 年度) から変わっていない。預託後、同一会計年度内に一度返金され、次年度、再度預託する。これを繰り返しているため、毎年度支出が生じている。

なお、融資により生じる回収が遅延するリスクや回収不能となるリスクは農林中央金庫が負っており、預託金の回収が遅延するリスクや回収不能となるリスクは横須賀市にはない。

(2) 令和 4 年度 (2022 年度) 歳出決算の主な内訳

図表 5-4-23-4 令和 4 年度 (2022 年度) 歳出決算の主な内訳

節	金額 (千円)	主な内容
貸付金	80,000	漁業協同組合員貸付資金預託金
合計	80,000	

出典：所管課提出資料

預託機関：農林中央金庫

融資期間：毎年 4 月 1 日～3 月 31 日まで

(3) 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

(単位:千円)

名称	金額
諸収入	80,000
合計	80,000

出典:所管課提出資料

歳入の80,000千円は、預託金の返還収入である。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No24 よこすか海の幸魅力発信事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

水産基本法、水産基本計画、かながわ水産業活性化指針、横須賀市水産業事業補助金交付要綱、補助金等交付規則

(2) 事業目的

よこすか海の幸の認知度の向上・イメージアップをすすめて販路拡大を図り、市内生産者の所得増と意欲向上、さらに地域水産業の活性化を目指す。

(3) 事業内容

- ・水産物の認知度向上等を目的としたイベントへの補助（補助率 1/2 よこすかさかな祭り、魚のさばき方教室等）
- ・各漁協が実施する種苗放流事業への補助（補助率 1/3）

(4) 事業開始年度

令和4年度（2022年度）から（過年度は地産地消推進事業として運営）

(5) 事業の形態

横須賀市独自事業

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

当事業の目的の一つとして、よこすか海の幸の認知度の向上・イメージアップを掲げている。よこすか海の幸の認知度の向上・イメージアップが図られることで、よこすか海の幸をテーマとしたイベントを開催するメリットが生じ、このようなイベントの開催件数は増加することが想定される。

加えて、よこすか海の幸をテーマとしたイベントを開催することで更なるよこすか海の幸の認知度の向上・イメージアップを図ることができ、好循環を生み出すことができると考えられる。

そこで、当事業の成果指標として、よこすか海の幸の認知度の向上・イメージアップを図るようなイベント、つまり、当事業の補助対象となるイベントへの補助金の支出件数を用いることで、よこすか海の幸の認知度の向上・イメージアップがどの程度図れたかを測定している。

(2) 成果指標の推移 (3 か年)

図表 5-4-24-1 成果指標の推移

項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
補助金支出 (単位：件)	目標	6	6	6
	実績	3	3	5

出典：所管課提出資料

横須賀市の最上位計画である総合計画の実施計画として位置づけられる「横須賀再興プラン 2022-2025」において、「よこすか海の幸魅力発信事業における、補助の実施件数」が重要業績評価指標 (KPI) として設定され、令和 7 年度 (2025 年度) における目標値が 6 件とされている。所管課は、「横須賀再興プラン 2022-2025」の KPI を踏まえ、各年度における目標値を 6 件として設定している。

令和 2 年度 (2020 年度) 及び令和 3 年度 (2021 年度) については、目標に対して実績が未達となっているが、新型コロナウイルス感染症の影響で、よこすかさかな祭りなどのイベントが開催できず、生鮮品地産地消促進事業補助金の支出が生じなかったためである。令和 4 年度 (2022 年度) の実績は、目標に対してあと一步となっている。

図表 5-4-24-2 「横須賀再興プラン 2022-2025」に記載の重要業績評価指標 (KPI)

○重要業績評価指標 (KPI)		
項目	現状値	目標値 (2025 年度)
よこすか野菜がメディアに取り上げられた件数 市が行う、メディアに向けたよこすか野菜の PR・ 情報発信に対し、取り上げられた件数	7 件 (2021 年度)	15 件
関係団体への補助件数 よこすか海の幸魅力発信事業における、補助の実 施件数	6 件 (2020 年度)	6 件

出典：「横須賀再興プラン 2022-2025」から抜粋
当事業に関連する KPI は、下段の方である。

(3) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-4-24-3 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
生鮮品地産地消促進事業 補助金 (単位：件)	0	0	2
種苗放流事業補助金 (単位：件)	3	3	3

出典：所管課提出資料

2. (2)に記載の通り、令和2年度(2020年度)及び令和3年度(2021年度)は、新型コロナウイルス感染症の影響で、よこすかさかな祭りなどのイベントが開催できず、生鮮品地産地消推進事業補助金の支給件数が0件となっている。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移(3か年)

図表 5-4-24-4 事業費の推移(3か年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額(千円)	2,582	2,227	2,336
決算額(千円)	1,267	1,327	2,116

出典：所管課提出資料

2. (2)に記載の通り、令和2年度(2020年度)及び令和3年度(2021年度)は、新型コロナウイルス感染症の影響で、生鮮品地産地消推進事業補助金が生じなかったため、予算現額と決算額に乖離が生じている。

(2) 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-4-24-5 令和4年度(2022年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
旅費	51	展示会の視察費等
需用費	39	消耗品の購入費
負担金、補助及び交付金	2,026	水産物の認知度向上等を目的としたイベントへの補助及び各漁協が実施する種苗放流事業への補助
合計	2,116	

出典：所管課提出資料

(3) 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

全て一般財源で行っている。

4. 監査の結果及び意見

【意見 20】よこすかさかな祭りの補助金支給後の領収書入手 (現状)

よこすか海の幸魅力発信事業では、補助金を支給する際に見積書と請求書を入手することに加えて、領収書等を入手している。一方で、「よこすかさかな祭り」に対する補助金として、以下の費目・金額で支出がなされたが、見積書と請求書の入手に留まっており、領収書等を入手しておらず、他の水産関係の補助金と運用が異なっていた。なお、下表の金額は事業者の支出額であり、補助額は支出額の 1/2 となる。

ブース名	支出額	支出内容
地産地消グルメコーナー	763,840 円	会場設営費、ポスター・チラシ作成費、感染症対策費等
地魚試食会	96,360 円	会場設営費
魚のさばき方教室	148,940 円	会場設営費、感染症対策費
漁業振興協議会	74,250 円	会場設営費

(課題)

領収書は、補助金等交付規則で必ずしも提出が求められている書類ではないため、他の水産関係の補助金の領収書は、所管課の判断で提出を求めていた書類と考えられる。

業務の効率性や補助対象団体の提出書類の不備を減らすという観点から、補助金を支給する際の提出書類を整理し、同じ水産関係の補助金の間では、運用を統一したほうが良いのではないかと考える。

(意見)

補助金を支給する際の提出書類を整理し、同じ水産関係の補助金の間で運用を統一することが望ましいと考える。

V 農業委員会事務局

No25 農業委員関係費

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

横須賀市農業委員会の委員等の定数に関する条例
非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例

(2) 事業目的

農業委員会とは、農業生産力の向上と農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与することを目的として、「農業委員会等に関する法律」に基づき市町村に設置されている行政委員会であり、以下の4つの基本的な性格を有している。

- 農地行政を担う組織（農業委員会法第6条第1項）
- 農地利用の最適化を支援する組織（同法第6条第2項）
- 農業経営の合理化を支援する組織（同法第6条第3項）
- 農業・農村の声を代表する組織（同法第38条）

農業委員の役割は、管内の農地全体に対して責任を負っており、月に1回開催される総会にて議決権を行使し、農地利用集積計画及び農地転用などの議案を審議することである。

農地利用最適化推進員の役割は、総会の議決権は有していないが、各担当区域にて農地の利用実態を調査することである。

横須賀市では、農業委員が8人、農地利用最適化推進委員が7人の合計15人で構成されている。

市は事務局として農業委員会の運営の補助、及び審議された議案について法的な手続等の対応を行っている。

(3) 事業内容

農業委員8人、農地利用最適化推進委員7人へ報酬の支払いを行う。

(4) 事業開始年度

昭和26年度（1951年度）

(5) 事業の形態

報酬額は条例による。

2. 指標、実績

(1) 事業の効果測定の方法

事業の効果測定は行っていない。

(2) 成果指標の推移（3か年）

農業委員、農地利用最適化推進委員の定員数及び報酬額は条例で定められており、農業委員会事務局にて評価すべき指標がないため、成果指標は設定していない。

(3) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-5-25-1 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
農業委員(単位：人月)	96	96	95
農地利用推進最適化委員 (単位：人月)	82	84	84

出典：所管課提出資料

農業委員、農地利用最適化推進委員への報酬支給月数の推移を記載している。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-5-25-2 事業費の推移 (3 か年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額 (千円)	5,548	5,508	5,508
決算額 (千円)	5,489	5,508	5,485

出典：所管課提出資料

横須賀市農業委員会の委員等の定数に関する条例により定数が定められているが、年度によって改選や退任等により報酬の支給月数が変動するため、増減が生じている。

(2) 令和4年度 (2022年度) 歳出決算の主な内訳

図表 5-5-25-3 令和4年度 (2022年度) 歳出決算の主な内訳

節	金額 (千円)	主な内容
報酬	5,485	農業委員、農地最適化推進委員に対する報酬
合計	5,485	

出典：所管課提出資料

(3) 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

全て一般財源で行っている。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No26 農業委員会運営事業

1. 事業の概要

- (1) 根拠法令・要綱等
農業委員会等に関する法律
- (2) 事業目的
農業委員会の経常業務を行うこと。
- (3) 事業内容
毎月1回総会を開催し、農地利用集積計画及び農地転用などの議案を審議する。また、農地の適正利用を促すため、耕作放棄地対策及び農地法違反農地対策などを行う。
- (4) 事業開始年度
昭和26年度（1951年度）
- (5) 事業の形態
法律に基づく業務

2. 指標、実績

- (1) 事業の効果測定の方法
法律に基づく業務であり、事業の効果測定は行っていない。
- (2) 成果指標の推移（3か年）
農業委員会運営事業では、農地利用者からの申請等への対応をしているため、成果指標は設定していない。
- (3) 利用件数、支給件数など実績の推移（3か年）

図表 5-5-26-1 農地利用者等からの申請処理件数の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
農地転用許可（3条・4条）処理件数 （単位：件）	45	43	52
農地転用届出処理件数（3条・4条・5条） （単位：件）	126	112	164
諸証明発行件数 （単位：件）	99	114	148

出典：所管課提出資料

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-5-26-2 事業費の推移 (3 か年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額 (千円)	2,845	3,532	3,386
決算額 (千円)	2,829	1,650	3,065

出典：所管課提出資料

予算・決算額は、4. 監査の結果及び意見に記載している農地台帳の問題の発生により、令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度）は一時的に減少していたが、令和4年度（2022年度）に農地台帳システム（農業委員会サポートシステム）を導入できたことで、予算・決算額が増加した。

(2) 令和4年度（2022年度）歳出決算の主な内訳

図表 5-5-26-3 令和4年度（2022年度）歳出決算の主な内訳

節名称等	金額 (千円)	主な内容
給与費	571	会計年度任用職員
旅費	6	
交際費	7	他市視察での経費
需用費	252	消耗品等
役務費	31	タブレット端末通信料、 公用車保険料
委託料	1,595	農地台帳システムの情報更新経費
使用料及び賃借料	202	公用車（リース）利用料
備品購入費	132	タブレット端末等の備品
負担金	269	(公社) 神奈川県農業会議への会費
合計	3,065	

出典：所管課提出資料

令和4年度（2022年度）の主な支出は委託料であり、全て農地台帳システムの導入に係る費用である。

(3) 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

図表 5-5-26-4 令和4年度(2022年度)歳出決算の財源

名称	金額(千円)
一般財源	1,104
県支出金	326
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	1,534
新型コロナウイルス感染症緊急対策基金繰入金	98
合計	3,062

出典：所管課提出資料

農業委員会での歳出については、原則として一般財源及び県支出金を財源としている。令和4年度(2022年度)は新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急対策基金繰入金を利用して農地台帳システムの導入をした。

4. 監査の結果及び意見

【結果2】農地台帳の一元化と適切な更新（農地法及び農地法施行規則への違反）

（現状）

農地法第52条の2にて、農地台帳を適正に整備することが定められているが、この趣旨は、農地の管理を適正に行う上でデータ管理が重要であり、農地台帳などの精度が重要であるためと解される。この農地台帳について、適正に更新されているとは言えない状態が発見された。以下、これまでの経緯から説明する。

横須賀市農業委員会では平成26年度（2014年度）農地法改正による農地に関する情報のインターネット公開への対応が課題となっていた。令和2年度（2020年度）に横須賀市全庁システム（以下、全庁GISという。）の改修を予定していたため、改修に併せてインターネット公開への対応、並びにオプションとして農地台帳（パッケージソフト）の機能を全庁GISにカスタマイズし、農地台帳をパッケージソフトウェアから全庁GISに移行することを検討した。

しかし、システム開発会社、デジタル・ガバメント推進室（全庁GISの所管部署、検討時は情報政策課）、農業委員会での検討の結果、全庁GISの改修時に農地に関する情報のインターネット公開への対応のみ行い、農地台帳については全庁GISへの移行はせず、従来通り農業委員会にて管理する方針となった。

従来通りの管理を継続するためには、パッケージソフトウェアの更新が必要であるが、通常の更新料に加えて、農業委員会で利用しているPCのOSのアップデートに伴うパッケージソフトウェアのバージョンアップ費用が掛かり、当該バージョンアップ費用が高額なため、農業委員会は、パッケージソフトウェアを利用せず表計算ソフトで対応する方針とし、パッケージソフトウェアの更新料を令和2年度（2020年度）予算へ要求しなかった。

令和4年度（2022年度）の新システム（「農業委員会サポートシステム」というパッケージソフト）の導入に至るまでの2年間は、表計算ソフトを利用した管理を行っていた。しかしながら、表計算ソフトを利用した管理は、法令で定める全ての事項を更新することが困難で、農地法第52条の2に違反してしまった。

法令違反等を解消すべく、令和4年度（2022年度）に新システムを導入したが、新システムには平成29年度（2017年度）の情報を移行したため、現在は新システムと表計算ソフトでの二重管理となっている。

図表 5-5-26-5 農地台帳整備に関する法令改正及び市の対応の時系列

時期	法令改正及び市の対応
平成 26 年度 (2014 年度)	農地法改正により農地に関する情報をインターネットの利用その他の方法にて公表することが義務付けられた（農地法第 52 条の 3）
	市では、インターネットを利用した公開は困難なため、利用者からの窓口への申請による方法で対応した。
令和元年度 (2019 年度)	全庁 GIS の改修にあわせ、農地に関する情報のインターネット公開への対応・農地台帳の全庁 GIS への移行を検討した。
	検討の結果、農地台帳の全庁 GIS への移行は実施せず、インターネット公開のみ対応する方針とした。
	農地台帳については、従来利用していたパッケージソフトを継続しなければならないが、パッケージソフトのバージョンアップ費用が高額なため、農業委員会は、表計算ソフトで対応し、パッケージソフトの更新料を予算計上しない方針とした。
令和 2 年度 (2020 年度)	農地に関するインターネットでの公開を開始した。
	農地台帳の更新は表計算ソフトにて実施した。 →更新事項が不十分であり、農地法第 52 条の 2 に違反している。
令和 4 年度 (2022 年度)	新システム（パッケージソフト）を導入したが、空白期間の情報更新が不十分な状況が続いている。

図表 5-5-26-6 執筆時点（令和 5 年（2023 年）11 月 9 日）での農地台帳の管理状況

利用システム	農地台帳に記載されている情報
新システム (農業委員会サポートシステム)	平成 29 年度（2017 年度）時点の農地台帳（※） ＋ 令和 4 年度（2022 年度）以降の更新データ
表計算ソフト	令和元年度（2019 年度）時点の農地台帳 ＋ 令和 2 年度（2020 年度）～令和 3 年度（2021 年度）の更新データ

（※）平成 30 年度（2018 年度）、令和元年度（2019 年度）はパッケージソフトウェアを利用した農地台帳にて適切に更新がなされていたが、結果 3 にて記載した農地台帳との固定資産課税台帳との照合が実施されていないため、農業委員会は、平成 29 年度（2017 年度）時点の農地台帳を新システムへ移行した。

(課題)

農地法第 52 条の 2 にて農地台帳を適正に整備することが定められているが、新システムへ移行出来ていない期間（平成 30 年度（2018 年度）から令和 3 年度（2021 年度）の 4 年間）の更新情報件数は約 10,000 件であり、当該情報が新システムに反映されていない。新システムと表計算ソフトの 2 重管理となってしまうっており、農地台帳の一覧性が損なわれてしまっていることから、非効率であるだけでなく、農地台帳が適切に整備されているとは言えない状態であると考えられる。

また、農地法施行規則第 101 条では農地台帳に記録すべき事項が定められているが、横須賀市農業委員会で管理している表計算ソフトでは農地台帳に記録すべき事項が網羅的に記録されておらず、新システム導入後も解消していないため、本頁を執筆している令和 5 年（2023 年）11 月 9 日時点でも法令違反の状態が続いているものと考えられる。

【表計算ソフトで管理している農地台帳にて記載が漏れている事項】

- 農地が次に掲げる地域または区域内にある場合にあってはその旨
 - ①農業振興地域の整備に関する法律第 6 条第 1 項の規定により指定された農業振興地域
 - ②農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域
 - ③都市計画法第 4 条第 2 項に規定する都市計画区域
 - ④市街化区域
 - ⑤都市計画法第 7 条第 1 項の規定により定められた市街化調整区域
 - ⑥生産緑地法第 3 条第 1 項の規定により定められた生産緑地地区
- 租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項本文または第 70 条の 6 第 1 項本文の規定の適用を受けているかどうかの別

(一部抜粋)

農地法 第 52 条の 2 農地台帳の作成

農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、前条の規定による農地に関する情報の整理の一環として、一筆の農地ごとに次に掲げる事項を記録した農地台帳を作成するものとする。

- 1 その農地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 2 その農地の所在、地番、地目及び面積
(以下省略)

農地法施行規則 第 101 条 農地台帳の記録事項

法第 52 条の 2 第 1 項第 4 号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 1 その農地の耕作者の氏名又は名称及びその者の整理番号
- 2 その農地に使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあっては、当該権利が次のいずれに該当するかの別イ 法第 3 条第 1 項の許可を受けて設定または移転されたもの

ロ 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 7 項の規定による公告があつた農地利用集積等推進計画の定めによるところによつて設定又は移転されたもの
ハ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 3 項の承認に係る特定農地貸付けによつて設定又は移転されたもの
ニ イからハマまでに掲げるもの以外のもの
(以下省略)

農地法 52 条の 3 農地台帳及び農地に関する地図の公表
農業委員会は、農地に関する情報の活用の促進を図るため、第 52 条の規定による農地に関する情報の提供の一環として、農地台帳に記録された事項（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
(以下省略)

(結果)

農地台帳は、令和 4 年度（2022 年度）に導入した新システムへ一元化すべきである。新システムで欠落している平成 30 年度（2018 年度）～令和 3 年度（2021 年度）の 4 年分の更新データについては、農地法施行規則第 101 条で求められる農地台帳の記載事項を全て満たすようにデータ修正を行った上（法令違反の状態を解消した上）で、表計算ソフトから新システムへ取り込む必要がある。

令和 5 年度（2023 年度）以降も、農地法及び農地法施行規則にて定められている事項を継続的に遵守するよう留意されたい。

【結果3】農地台帳と固定資産課税台帳等との照合（農地法施行規則への違反）

（現状）

横須賀市農業委員会では平成29年度（2017年度）まで、農地台帳の正確な記録を確保するため、年に1回委託業者を利用して農地台帳の記録情報と固定資産課税台帳（資産税課提供）及び住民基本台帳（窓口サービス課提供）との照合を行っていた。予算も農業委員会にて確保していた。

しかし、平成30年度（2018年度）より、個人情報の提供にあたるとして資産税課より照合に必要な固定資産課税台帳の項目の一部について提供がなされなかったことで、農地台帳の記録情報と固定資産課税台帳との照合を実施できなかった。なお、農地台帳の記録情報の照合には固定資産課税台帳と住民基本台帳の両者が必要なため、住民基本台帳との照合も実施できていない。2年間照合が実施できない状況が続いたため、令和2年度（2020年度）以降の予算にて、照合に関する費用の予算計上もやめてしまっている。

さらに、結果2にて記載しているとおり、令和2年度（2020年度）より農地台帳の表計算ソフトでの管理に伴い、農地台帳の記載事項が網羅されない状態になったことで、問題が複雑化してしまっている。

すなわち、執筆時点（2023年9月）時点で、最後に照合作業が行われたのは平成29年度（2017年度）年度であり、平成30年度（2018年度）以降は照合作業が行われていない。

（課題）

農地法施行規則102条では農地台帳の正確な記録を確保するために農地台帳と固定資産課税台帳及び住民基本台帳との照合を毎年1回以上行うように定めているが、現在横須賀市農業委員会では、平成29年度（2017年度）を最後に、農地台帳の照合が行われておらず、農地台帳の記録の正確性が確保できていない。従って、農地法施行規則第102条に違反している状態と考えられる。

（一部抜粋）

農地法施行規則 102条 農地台帳の正確な記録を確保するための措置

農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年一回以上、農地台帳について、固定資産課税台帳（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第9号に掲げる固定資産課税台帳をいう。）及び住民基本台帳との照合を行うものとする。ただし、固定資産課税台帳との照合は、同法第22条の規定に違反しない範囲で行うものとする。

（以下省略）

（結果）

固定資産課税台帳は個人情報に該当するため、慎重に取り扱わなければならない、資産税課の判断も十分理解できる。一方、農地台帳の記録情報と固定資産課税台帳の照合は農地台帳の正確性を確保するための重要な作業であり、法令にて実施が求められている作業でもある。

その後、令和5年度（2023年度）に、「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定（令和5年（2023年）4月施行）も後押しとなり、固定資産課税台帳の必要性について理解を得られ、固定資産課税台帳の提供がなされた。今後も固定資産課税台帳の提供がなされるように固定資産課税台帳の必要性を説明するとともに、個人情報の取扱いには十分注意されたい。

特に、農地台帳と固定資産課税台帳等との突合作業は、所管課によると外部委託する方針と伺っているが、外部委託の際には、委託先における個人情報の管理体制等に横須賀市としても引き続き留意すべきである。

なお、結果2で記載のとおり、農地台帳の一覧性が損なわれ、また記載事項に一部欠けているものがある状態では、農地台帳と固定資産課税台帳及び住民基本台帳との照合作業はうまくいかないと考えられる。そのため、まず、農地台帳の一元化等を適切に行った上で、照合作業を行い、法令違反の状態を解消すべきである。

【意見 21】農地の違反転用に関する報告書の取扱いについて

(現状)

横須賀市農業委員会では、近隣住民からの通報、相談などによって農地の違反転用が発覚した際には、各事案の調査及び実態に応じて是正指導を行っている。

農地の違反転用には一時的な農地の私的利用など容易に解消可能な事案から、農地への構築物の建設といった是正まで時間を要する事案がある。

横須賀市農業委員会では、原則として通報、相談事項及び対応事項を報告書に記載し保管しているが、軽微な違反については報告書の作成、保管を行っていない場合があった。

(課題)

軽微な違反は比較的短期間で解決する傾向にあるが、違反者に是正をするための資金が不足している場合には長期化する場合がある。また、農地の転用に関する農地利用者からの相談によって違反転用が発覚した際には、農地利用者は転用を目的としているため積極的に是正へ応じるが、担当職員の異動等に伴う引継ぎが十分になされなかったことで問題が長期化することがある。

そのような場合に報告書への記載がないと各事案の状況について担当者以外が把握しておらず、問題への対応が遅れたり属人化してしまう恐れがある。

(意見)

報告書の作成、保管の可否については担当者が個別に判断するのではなく、明確な基準を設けるべきである。さらに、軽微な違反であっても想定外の事象により問題が長期化するケースがある以上、報告書の作成、保管をしない場合においても、定例会議での口頭報告などを行い、上長や他の担当者へ共有し属人化しない体制を構築することが望ましい。

属人化しない体制の構築が困難な場合には、各事案の重要度に関わらず一律で報告書の作成、保管を行うことも検討されたい。

また、異動等や担当者の変更によって引継ぎが必要となる場合には、違反の程度や報告書の作成、保管の有無に関わらず、十分な時間を確保することが望ましい。

【意見 22】農地の違反転用への対応について

(現状)

横須賀市農業委員会では、近隣住民からの通報、相談などによって農地の違反転用が発覚した際には、各事案の調査及び実態に応じて是正指導を行っている。

農地の違反転用に対して、現地に赴き農業委員会運営事務局から口頭で注意や文書での勧告を行うことで是正を図っているが、改善に至らないことがある。所管課によると、違反転用の発覚件数は年間 10 件程度とのことである。

農業委員会の通常の役割は違反転用、事案の調査及び都道府県知事への報告、是正指導までであるが、横須賀市では平成 19 年度（2007 年度）より権限移譲なされ、委譲される業務の一部に「違反転用に対する処分（農地法第 51 条）」が含まれているため、勧告に従わない場合には許可の取消しや原状回復命令等の処分又は命令する措置の内容を決定、実行、緊急性が求められる場合には行政代執行を行うことが求められている。

しかし、現在は予算の都合上、弁護士等への依頼が難しく勧告までにとどまっており、違反転用の解消が十分でなく、横須賀市によると勧告以上の対応ができないことにより農地の違反転用が解消されないケースもあるとのことである。なお、横須賀市では、人命が危険に晒される等の行政代執行が求められる違反転用は現在発生していない。

(一部抜粋)

農地法 51 条 違反転用に対する処分

都道府県知事等は、政令で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「違反転用者等」という。）に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四条若しくは第五条の規定によってした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置（以下この条において「原状回復等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

(以下省略)

(課題)

悪質な違反転用に関し、市の予算の都合で「勧告」より厳しい処分ができない場合、悪質な違反転用が増加することが懸念される。

また、悪質な違反転用を予算の都合であっても放置することは、適切に農地を管理しているその他多くの農家等に対して不公平な状況を容認する、又は容認していると受け止められてしまいかねないことも課題である。

(意見)

予算には限りがあるため、全ての事案について弁護士等を利用した対応は困難であることは理解できる。一方、勧告以上の対応ができず農地の違反転用が解消されないケースは横須賀市でもあるとのことである。上記の（課題）に記載したような事態を避ける

ためにも、事案の悪質性等によっては、横須賀市の責任として、勧告以上の厳しい処分をするための必要な予算を確保すべきであるとする。